

332-N95-6ウ



1200500737439



始



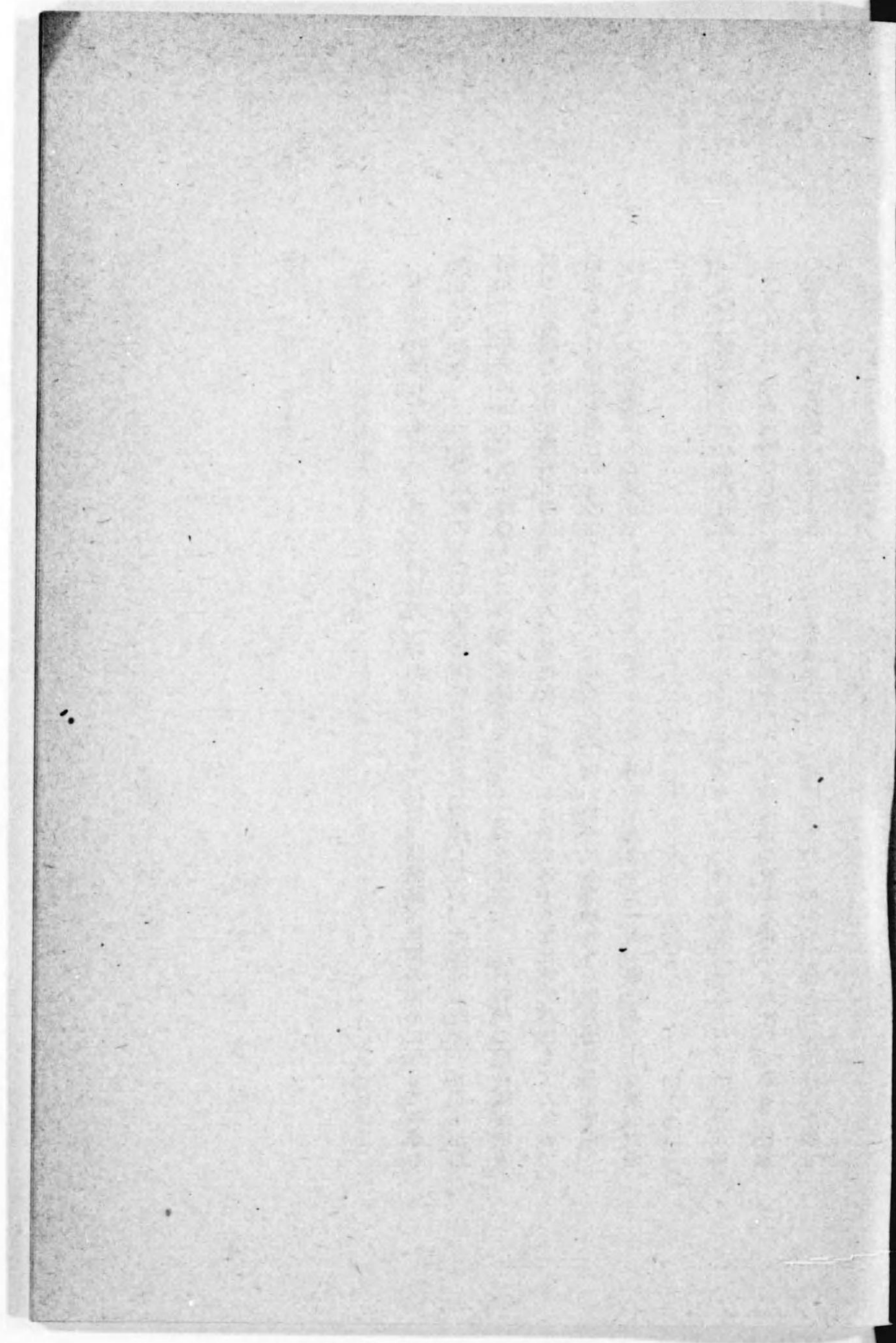
海峽史餘瀝



332
N95
6

野村兼太郎





林林兼大源

林林兼大源



序

本書に収録したものは、曩に刊行した「むかしと今と」以後、諸雑誌諸新聞の需めに應じて執筆したものである。二三その以前のもので前書に漏れたものをも収録したが、大部分は昭和十五年末から昭和十七年末に至る二箇年間のものである。私は今主として二つの仕事——江戸時代の社會經濟史資料の編纂繙刻と日本經濟史の述作といふ、私にとつて誠に身にあまるやうな仕事に従事してゐるので、出来るだけ餘事を避けるようにしてゐるのではあるが、何か自分にも書けさうな問題で執筆を依頼されると、つい誘惑されて書いたり話したりしたものが、何時かたまつて一冊の書物をなすに至つたのである。

この二箇年間はわれわれ日本人にとつて忘れることの出来ない大きな轉換期であつた。昭和十六年十二月八日、大東亞戰の勃發に依つてわれわれの向ふべき途はつきりと指示されたのである。日本の理想もそこに具體的に示され、大なる希望とそれに到達するための幾多の困難とが提示されたので

966
26

ある。そのために幾多の生命が戦場の露と消えてゐるのである。それらを空しき犠牲としてはならない。やがて將來すべき日本文化の世界的飛躍の礎石たらしめなければならぬ。新しき日本文化の創設は單なる自稱自贊の美辭麗句や掛聲ばかりでは出来ない。民族の眞の力が無名の庶人の黙黙たる努力に依つて培はれるやうに、眞の文化の發達には學者の眞摯なる努力を必要とする。かつ個人の修養が常に自己の行爲への反省を必要とするが如く、日本文化の發展にはその歴史的反省が必要であると考へてゐる。このことは假令戦時下にあつても——否むしろ戦時下なるが故に一層必要であり、これに大なる努力を捧げなければならぬと信じてゐる。

本書に収録した文章はその掲載された雑誌新聞等の性質並びに要求に依つて、自らその書き方も態度も、その時時に異ならざるを得なかつた。しかし何れも上述したやうな觀點から執筆したものである。私自身の歴史研究途上における道草といふ意味で、暫く「探史餘瀝」とは名づけたが、それが幾分なりとも、讀者諸賢の日本文化に對する史的反省に役立つことが出来れば、著者の望外の幸である。

昭和十八年四月九日

野村兼太郎

0030
1957

探史餘瀝

目次

1

歴史を創るもの

わが國における學問的構成

日本經濟史を學ぶ人に

資料と批判

資料への反省

資料の確實性

資料の實驗

表現について

讀書偶感

讀書三昧

2

江戸時代における社會事業の萌芽

三 五 三 三 五 五 五 五 六 七 八 九

江戸時代の廣告

江戸の下肥取引

六郷川の渡船

辻番所請負證文

法令と實際

天保饑饉後日譚

統制經濟の今昔

旅籠屋の爭議

幕末の防疫

江戸の終末

維新農村の社會的不安

總州岩井合戦

藩制一新

明治初年の庶民指導

明治維新と武士階級

九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四

人命尊重

三三

西洋型權衡の製作

三二

明治十八年の地方慘狀

三二

3

經世済民と Wirtschaft

二四

心學と徳川封建經濟政策

二五

江戸時代經濟論の倫理性

二二

武士階級よりみたる商人

二三

わが國の經濟倫理と商業

二二

幕末國防論の變遷

二六

佐藤信淵のこと

二五

4

圖南の夢

三三

初期經濟學者の南方經略論

三六

明治二十年代の南方發展論

四〇

イギリスの香港侵略史

四三

シンガポールの經濟的意義

四四

印度經濟論

四四

イギリス産業革命の基礎

四三

5

「社會事業」概念の變遷

四三

財政制度改革の必要

四三

技術と組織

四八

技術

四八

技術的精神の必要

四九

1

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY

PHYSICS DEPARTMENT
5712 S. UNIVERSITY AVE.
CHICAGO, ILL. 60637

UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS



歴史を創るもの

明治・大正・昭和と経て来た日本の過去を顧みると、その目に見えぬ移り變りのうちに、大きな進展をなし遂げてゐる事實を認めることが出来よう。しかし何人も誰がそれを成就したか、誰がさうした進展を可能にしたか、いふことは出来ないであらう。それらはむしろ他動的な、受動的な形で成就されたものに過ぎなかつたからである。



歴史を創るもの

安政の開國が受動的であつたやうに、その後の日本の活動の殆どすべてが受動的であつた。西洋文化の流入を受け入れたのも、又對外的に働きかけたやうに見える事件でも、何れも受動的であつた。日清戦争にしても、日露戦争にしても、はた又、第一次世界大戦に参加したことにしても、そこに日本の立場から、ロシアと結ぶか、イギリスと手をとるかといふやうな、多少とも選擇する餘地はあつたかも知れないが、要するに彼岸に起つた大きな波動をうけて動いたものに過ぎなかつたのである。

支那事變の起つたにしても、又大東亞戦にしても、なほ受動的形態をもつてゐた。それだからこそ、最初に不擴大方針などといふことも考へられたのである。世界の他の部分で起つた大きな波の影響を受けて動いた

ものに過ぎなかつた。政治にしても、經濟にしても、ヨーロッパで創られた運動が東方に響いて、それに對して、日本がいろいろな行動を起さなければならなかつたのである。従つてその對策は大概外國にある。マルキシズムの流行が來れば、又これに應ずる對策が輸入されるのが今までの日本の状態であり、何事につけても、西洋ではどうしてゐるかといふのが、一般に對應策を考へる時の常套手段であつた。そこに自主的な、能動的なものを少しももつてゐなかつた。現在でもなほさうした傾向は多分にある。

今や日本は單に彼岸に起つた波を受けてゐるだけではすまなくなつた。自ら波を創る地位に推し進められたのである。その意味で日本は歴史の轉換期に遭遇したといへるのである。又日本の歴史始まつて以來、かつて經驗したことのない地位に立つたのである。それは單に他の創つたものをうまく受けてゐればよいといふのでなく、自ら創らねばならなくなつたのである。この創る力は單に宣傳や教戒に依つて統率するだけで出来るものではない。その民族の有する實力を育てあげることによつてのみ可能である。その點からみれば、今日採られてゐる政策のうちには多くの疑問をもたれるものがある。國民をして創意を發揮せしめ得るやうな手段が採られなければならない。そして始めて歴史を創るやうな強い民族的意力を成就し得るのである。然らずんば單なる内容空虚のから威張りとし去るであらう。

(昭和十七年三月一日)

わが國における學問的構成

わが國における學問的構成といつてはやや漠然として、あるひはお解りにくいかとも思ひますが、大體私のお話しようと思ふことは、學問といふものがわが國において從來どういふ取扱ひを受け、又どういふ風な形でその本質を掴まうとして來たかといふことを御説明申上げたいと思ひます。なほ時間に餘裕がありますれば、われわれの研究してゐる經濟學について多少お話ししてみたいと思ひます。

先づ最初に、われわれが學問といつてゐるものは何であるか。諸君も學問をするといふし、われわれも學問をしてゐるといひますが、果たして學問といふ意味がはつきり解つてゐるかどうかと申しますと、かなり曖昧に解釋されてゐるやうであります。學問といふものを發生論的にみますれば、勿論人間が知識を愛する所謂フィロソフィといふ意味から來たものであることは、一般にいはれてゐるところであります。つまり、われわれが物を知りたい、眞實とは何か、その本質を知りたい、知らうといふ觀念から學問といふ形にまで發展して來たといふことは明かだといつてよいと思ひます。しかしそれならば、知るといふことは何かといふことが、當然問題とされなければならぬわけでありませう。さうしますと、學問といふ形にまで發展する以

前に、幾つかの過程が必要になつて來るのであります。つまりわれわれが生きてゐるといふこと、生活するといふことと、その生活したことをもう一遍改めて反省すること、それをもう一度繰り返して現はすといふこと、再現するといふことに一つの形式を考へ出して來たのであります。つまり人間の體驗を再現したところのものが一つの知識である。しかし知識は、それだけでは一つの事實の再現された形ではあるが、未だ系統づけられたものではないのであります。その再現されたものを系統づけたものが思惟である。

知識といふのは、われわれが犬は動物であるとか、夫は四本の脚を持つとかいふやうなことを現はす個個の知的形式に外ならぬのであります。われわれの知らうとする觀念は、單にさういふ知識を知らうとするだけではないのであります。従つてわれわれはその知識をもう一度系統づけるために、一つの形式を要求して來る。それが思惟であります。

思惟は必ずしも直ちに學問とはいひ得ないのであります。思惟形式に現はれたものは、いろいろな形で現はれます。例へば宗教的な思惟とか、哲學的な思惟といふやうなものもそれに加へられ、學問といふよりももう少し廣い意味になります。しかし學問の基礎を作るものは思惟であり、思惟が構成されない限り、それは學問的なものとはなり得ないのであります。つまりわが國における學問的構成の基礎としては、やはりここに思惟形式の完成といふことが考へられなければならぬことになつて來るのであります。

そこで、生活といふものからいまいつた思惟といふ形にまで變形して來るのであります。その生活と思

惟との關係について、もう少し考へてみる必要があると思ふ。われわれが生活してゐるといふことは、同時にわれわれはその生活を考へるといふこと、この生活をもう一遍反省して新しきものを創るといふことにならるのであります。生活自體はそこにもものを創るといふ働きを實際もつことはもつが、そのものを創る原動力となるのは、一つの思惟形式を通じての生活様式になる。ただ生活するといふことならば、それは人間の本質的な生活でなく、一度生活したものを體驗によつて反省して思惟形式に直し、その思惟形式によつて今度は生活を規定づけるといふことが必要なのであります。その生活を規定づけたときに初めて人間の生活といひ得ることになると思ふのであります。

ですから、生活と思惟とは、その意味において生活を反省することによつて思惟を導き出すが、同時に思惟は生活を創るといふことになるのであります。即ち思惟の重要な要素はものを創る力であります。つまり與へられた生活でなく、創る生活へ發展するためには、そこに思惟といふ形式を経なければならぬのであります。ごく卑近な例をとれば、われわれが日常生活をする場合、與へられたものを食べ、與へられたものを著、さうして與へられた行動をすれば、それは單に與へられた生活だけであります。しかしその生活によつてわれわれは一つの體驗を得ますから、その體驗から得たところの知識を一つの系統に齎らし、さうして思惟形式に直しますと、今度その生活に對して新しき改善を行なふとか、あるひは生活様式を變へるのであります。かういふ生活よりも、かういふ生活の方がよいといふ觀念を導き出すわけであつて、その

ときに初めて生活様式といふものを創るわけになるのであります。さういふ意味で、思惟はものを創る力として最も重要なものといはなければならぬのであります。

即ち考へることは同時に創ることであつて、決してただ與へられたものを知るといふことだけではなからず、同時に眞理を作り、眞理を導き出すといふところに人間の知識の重要性がみられて來るといつてよいと思ひます。そこに人間の生活といふものは、單純なる生活でなく、思惟生活と、實際の生きてゐるといふ生活、この兩方の生活の調和として、非常に複雑な形式をもたざるを得ないと思ふのであります。思惟形式にまで高められたものが、ここに一つの學問といふ體系へ創られる際にも、最も重要な要素は、その創るといふ精神でなければならぬわけであります。結局思惟が一つの體系へ齎らされて、つまり學問となりましても、その創る要素を缺いてゐたならば、それは眞の意味において學問とはいひ得ないことになるのであります。かういふ見地から日本の學問的構成をみると、やはりわが國においても、古代のことは姑く措きまして、中世以後の著作をみると、明かに一つの思惟形式へ作り上げていつてゐることが解るのであります。

しかしその思惟形式から一つの學問の形態に發展させるいろいろな方法(メソッド)は殆ど全部を外國の知識にかりてゐるといふ事實が、ここに問題となつて來るのであります。思惟形式への發展は文化がある程度まで發達すれば、必ず生ずるものであり、又それがどんなに淺薄な場合にしても、相當な文化形式への基

礎として大抵認められるものであるが、その後の學問形式への發達、即ち完成されたる學問的構成への發達には、特殊の方法が要求され、かなり高度の文化をもたなければならぬ。

大體學問的構成をなすべき方法として考へられますのは、今申上げました知識の綜合集成、それを一つの系統へ並列しようとする方法で、知識の體驗、知識の綜合集成といふことは、結局一つの體系づけを要求しますが、それは個別的なものにならざるを得ないのであります。所謂綜合判斷の形式を以つて連るのでありますが、しかし個個の知識を個個に集めただけでなく、一つの系列へ齎らせようとする努力が行なはれて來る。かういふ場合の方法として採られるのは類推するといふことになります。甲の事件と、乙の事件、丙の事件と起りますと、その甲と乙に共通點があるといふことは、甲と乙を類推し、丙を除外するといふ働きをいふのであります。さうすると、甲と乙の類推から一つの全體の體系を考へ出すのであります。

それは二つの方向へ向つて行きます。一つは、類推から起つて來た結果として體系づけますが、同時に極めて因果關係的な考へ方——甲の現象と乙の現象との間に因果的な法則を考へる。但しそれは個別的でありまして、後にお話申上げます判斷作用とは違ふのであります。そこで、因果關係を考へます結果、循環とか、輪廻とかいふやうな思想へ導かれてしまふのであります。つまり甲の知識と、乙の知識が因果關係がある。乙の知識と丙の知識が因果關係がある。そこで甲から丙までぐるぐる廻轉し、循環するといふ風に考へて來てしまふのであります。その知識は體形づけられますけれども、結局形而上學的な思索へ走るより

外なくなつてしまふのであります。

それから二つの方向があると申しましたが、同じ判断作用が他の方面へ進みますと、甲と乙との間の類推が、常に甲より乙がよいといふ觀念、即ち改善とか、進歩とか、發展とかいふやうな觀念に進んでいく見方があるのであります。この場合においては、甲の知識と乙の知識の關聯を一つの發展形式へ引直して體形づけていくので、かういふ知識の綜合集成は、大體において二つの方面に向ふのであります。その何れをとりましても、結局は形而上學的な形に移らざるを得なくなつてしまふのであります。

例へば發展といふ場合においても、その發展形式を考へる前提としまして、一つの價値意識を要求する。發展といふことは、必ず前提として價値がなければ考へられないことである。そこでその價値へ向つての發展といふことによつて統一したり、あるひは綜合したりすることになるのであります。この形而上學的な學問は、わが國においては非常に早くから起つてゐるのであります。先程申しましたやうに、わが國においては學問の體系を作る方法を大部分外國の知識に依頼した。この場合最も偉大なる影響を受けたのは、いふまでもなく支那思想の影響であります。

そこで、支那思想から得ました學問構成の方法を、ごく大體にみますと、江戸時代以前のことになります。二つの特徴がみられるのであります。勿論このことに責任ある斷定をなすには、もつと勉強してからでなければ出来ませんが、まづ大體概括してみますと、二つの點が考へられます。一つは思辨的なものであ

ります。支那思想の特徴は、著しく思辨的である。つまり實際に體驗したものをそのまま知識にして實行するといふ形でなく、得たる知識を一たび思辨して、その思辨によつて一つの形式へ直し、その形式化されたものを表現するといふ形式になるものであります。一つのもを形式的に直すのですから、四つに分けるとか、三つに分けるとか、二つに分けるとかといふやうに、數にものを換算するやうな考へ方も非常に強い。例へば天地人の配合とか、四法とか、さういつた點において一つの數に特殊の意義を與へるといふことは、やはり支那思想において多くみられるといつてよいかと思ひます。

もう一つの特徴は、支那思想においては非常に實踐的な要素がある。ただこの實踐的なものが單なる實踐ではなくして、實踐性を遊離し、切離してしまふ。例へば儒教の如きがその著しい例であります。儒教の教義といふものは、事實において實踐的なものであります。これは後に南宋學派が起り、王陽明とか、朱子が生じ、著しく佛教的影響、道教的の影響を受けて形而上學的になります。それ以前の儒教は、儒教自身非常に實踐的な教義でありまして、日常生活へそのまま利用すべきものであります。例へば孝の教へその他にしても、それらはすべて實踐的なものに基礎を置いてゐるわけでありまして。故に日本において古學派の教義も舊へ復れ、實踐的なれといふことで、孔子、孟子の教へに復らうとしたことがあります。思辨的なものと對立する實踐的なものが儒教の教へであつて、支那の思想においては相當大なる特徴をなしてゐると思ひます。

ところが、これが實踐的であるといふことを、ただそのままに實際に行なはれ、役に立つといふやうな意味に解釋すれば、これは學問的にはならぬのであります。實踐的なものを學問的ならしめんがためには、實踐的なものを形式的に表現せんとする必要が起つて來まして、そこに支那の學問が著しく形式的になるとみられるわけでありませう。實踐的なものに基礎をおくものが、實踐性を遊離してしまつて、さうして形式にこれを置きかへるのであります。例へば九拜するとか、いろいろな儀式的なものになる。所謂禮數といふやうなことを申し、名位相當の禮儀が喧しくいはれ、禮儀といふやうなものに變化されてしまふのであります。さうすると、禮儀といふものは實踐から出て來たものであるに拘らず、禮儀だけが離されて一つの學問的對象と見做さるるに至るのであります。ですから、支那の學問を禮を以つて中心となすと考へた學者も決して少なくない。日本に例をとると、新井白石などはその代表であります。禮を中心として考へてしまふ。そこでいろいろなことが、式とか、典禮とかさういふことにだけに觀點がおかれて、他の本質的な、肝腎な實踐的なものが見捨てられてしまふことが往往にして起るのであります。

御承知の通り、支那思想がわが國に影響したのは非常に古いのであります。恐らくわが國の者が初めて思惟を構成し、さらにこれを學問的に引上げようとするその途端に、支那から優秀なる文化が傳來して來たといつてよいと思ひます。従つてわが國の學問的構成も、最初の部分は全體において支那思想の方法を模倣せる知識の総合的集成といふことになるのであります。この場合において歴史といふものが非常に重要性を以

つてみられるのであります。といふのは、歴史は個別的な事實の知識の集成であります。その歴史の個個の事實と事實との間に關聯といふものに一つの發展系統を探るわけでありませう。先程申上げたやうに、あるひは發展と考へ、あるひは輪廻と考へるのであります。西洋におきましても、かういふ學問の考へ方といふものはなかつたわけではない。むしろ西洋でも、歴史といふものは知識の総合として、學問の中心的なものを成したと考へてゐたといつてよいと思ひます。従つて西洋にも、輪廻的な考へ方、あるひは發展的な考へ方の存在はそこに認められるのであります。しかし日本の場合には、これを今申した支那的な様式をそのままつて來て、日本の實際社會へ、日本の思惟の發展形成に當嵌めたわけでありませう。

そこでどういふ結果を生ずるかといふと、元來生活と思惟といふものは、最初に申上げたやうに、分離すべきものではない。つまり生活から思惟が生まれて初めて創るものへの發展が考察されるわけでありませう。その生活は創るものへと發展して行かなければならないのであります。ところが、その思惟方法、つまり學問への發展の方法は外國から與へられてしまつた。かういふやうに創るのだといふ形式が與へられて來ましたために、勢ひ創るものとしての要素は、わが國の學問構成において著しく少ない。極端にいへば全然ないといふことにもなりますが、しかし全然ないとはいへないと思ひます。

例へば「愚管抄」といふ歴史の本があります。これは著者が解らないので一時間問題になり、結局慈圓僧正(慈鎮)の著はしたものだといふことになつてゐますが、この「愚管抄」といふ本は、今いつたやうな意味に

おいて、やはり歴史的な學問に外ならないのであります。僧侶である關係上、大陸思想の影響を受けてゐることは明かで、非常に悲觀的な、輪廻的な考へ方が強いやうにみられますが、とにかく歴史の基礎となるべき歴史哲學的な思索がこの本の中に現はれてゐるので有名になつたものであります。それらを見ると、われわれの祖先が多少ともここにものを創る力をもつてゐたといつてよいのであらうと思ふのであります。

しかし、遺憾ながら外國から知識の形式をかりて來たために、全體としてこれを考察しますと、創るといふ要素は極めて少ないのであります。これに反し模倣的な要素は非常に強くなつて來るのであります。この模倣といふことは、普通大變悪いことのやうにお考へになる方もあるやうであります。模倣といふことは、そんなに悪いことではない。殊にわが國の場合におきましては、外國の思想を非常に多く受けてゐるために、模倣の如何といふことは、非常に重要な影響を與へるのであります。

模倣は本物よりも悪いといふ觀念からすれば、勿論悪いに違ひないのであります。時によりまして、模倣的精神が發展しますと、本質的なものへ近づくことが出来るのであります。しかもこの點日本の場合は割合に本質的に、源泉へ近づかうとする努力をみせてゐるのであります。即ち思惟の根源はどこかといふと、外國にある。従つて學問形式も外國のものでなければならぬと考へて居ります。そこで外國のもの本源を探るといふことが、非常に重要性を示して來るのであります。これは一方からいふと、日本の學問構成を本源的なるものへ非常に近づけるといふ効果をもつてゐるのであります。

江戸時代に日本の儒教は非常に進み、恐らく今日からは想像し得ないくらい進歩したものでいつてよいと思ひます。この時代に日本に儒教といふ學問が非常に進歩した時、支那の儒教と比べてどうかといふと——江戸時代は明末から清の中程になりますが、決して清に劣らぬ、むしろ清代の儒教よりも日本の儒學の方が遙かに源泉的であるといふことがいへるかも知れない。そのくらゐ外國のものをそのままに採り入れ、理解しようとする努力がみられるのであります。この根本への要求が、ある意味でわれわれの學問生活の内省ともなり得るのであります。これはやがてその次ぎの時期におきまして、西洋學に對する場合においても同じことがいへると思ひます。源泉へ探らうとする努力、やがてそれに對する分析又は批判になつて來れば、當然それ以上の判断へ進展する可能性をみせるわけでありす。ですから、根本への要求が内的發展まで進めば模倣決して悪くないのであります。むしろ模倣を獎勵しなければならぬ。殊に後進國が學問を形成するといふ場合には、大いに模倣しなければならぬといふべきであらうと思ひます。

ところが、この關係が他面においては、著しく短所を現はしてしまつたのです。それは學問構成の根源的なものは——例へば支那にしても、儒教のごく少數者、孔子とか、孟子とか、あるひはずつと下つて陽明とか、朱子とか、特殊の人間だけは非常な力をもつてゐる筈ですけれども、動もすれば、それが支那人であるといふことによつて、すべての支那人を以つて、文化的に優秀なるものと考へてしまふ。例へば後において、西洋人のものならば何でもよいやうに考へる考へ方がわが國の學問生活の中に現はれた。これは外形的

模倣なのであります。同様に、支那人の生活と同じやうな生活をしてみて喜んだり、あるひは支那人と同じやうな字を書いてみたり、とにかく支那の形式の外形的模倣に止まるものであります。これは恐らく今日まで日本の學問構成の上に非常な弊害を遺してゐるといつてよいであらうと思ひます。

つまり批判なき模倣なのである。外形の模倣ならば批判は要らないのであります。向ふに似てゐさへすればそれでよい。この場合外形的に似てゐるといふことが最も重要なのでありまして、内容的にどうあらうと問題にはならぬのであります。ところが、これが非常に強く、その結果、江戸時代においても、一方少數の儒者の中には、有數なる儒者として認めらるべき者があるに拘らず、大部分の者はかういふ外形的模倣にまつてしまつたのであります。これは學問に對して何らの貢獻を齎さない。それより發展するといふことは起り得ないからである。外形的に似るといふことだけを考へて行くならば、どんなことをしても元のものは敵はぬのであります。例へば、日本人がいかにか洋装をし、いかに洋食を食つても、どうしても西洋人の恰好のやうにはならない。學問でも同様で、向ふの形式をそのまま追隨してゐる限りにおいては、それから新しきものを創るといふ効果は擧げられないといふことになるのであります。

かういふ過程は、當然ある程度まで學問生活が進めば反省されて來る筈であります。現に徳川の中頃から、すでに支那思想のかういふ影響に對して反省を求めつつあります。その反省の最も大きな形として現はれたのが國學運動であります。しかし國學運動は何らの方法をも與へてゐない。外國からの方法を覆すところの

新しき方法を與へない。ただ思惟としては一つの新しい形態を與へたが、學問として何らの形式をも與へないのであります。むしろその形式方法においては今まで支那から得た一つの學問形式をそのまま再現してゐるといつてよいかも知れないのであります。ですから、古學派の學問形式と國學派の學問形式の間に相當類似性があります。これは諸君も、儒教の影響を受けた佐藤信淵のものを讀むと直ぐ解ります。最初に、國學者の説を引いたやうな、神話傳説が出て來ますが、他方において儒教的影響殊に大陸的影響を受けた六府制度といふものが出て來ます。一つの支那の制度を模倣したやうなものが出て來る。これは國學のもつ方法は、何もない。道なきを道とするといふ考へ方は一つの思惟形式でありますけれども、それは學問形式には發展し得ないものである。さういふ單なる思惟はそこで止まつてしまふ。これを系統づけるためには何らかの方法、形を考へなければならぬ。勢ひ當時最も形式的に整つてゐた支那大陸の思想を受け容れることにならざるを得なかつたのであります。

しかし、かういふやうな變化がすでに現はれてゐたといふことは認められる。つまり反省する。唐心がいけないとか、支那思想がいけないとか、支那の眞似をしてはならぬとか、あるひはそれを越えなければならぬといふやうな考へ方、これは一つの國學的發展とみてよいでありませう。ともかくさういふ考へ方が起つてゐるといふことは認められるのであります。

丁度その時、蘭學その他から西洋思想の影響を受けたわけでありまして、恐らく西洋思想の影響を受けなく

ても、ある程度までの日本における學問形成といふものは成立し得たらうと思ひますが、不幸にして——不幸か幸ひか解りませんが、とにかく再びここに外來思想の方法を借用するよりほか方法がなかつたのであります。

ところが、この新しい學問的形式といふのは、今まであつた學問的形式とは違ふのであります。今までの知識の綜合集成といふことが中心に置かれてゐる學問形式でありますが、今度新しく得たのは、御承知の通り、知識の分析によるところの學問形式であります。即ちこの意味でそれを科學（自然科學が主になりませんが）と呼びます。この科學といふ意味は狭い意味であります。分析判斷といふことが基礎になつて、その判斷作用は常に一つの現象と一つの現象（現象といふ言葉を用ひますが、これは前の體驗と同じことでもあります。ここには認識論的なことは省きますが、あるひは體驗といひ、あるひは今申しましたやうに、違つた言葉を用ひて申しましたが、結局認識作用の差異から來るのであります。この場合體驗と解釋しても差支へないと考へますが）一つの現象と一つの現象との同一性を抽出するといふことになります。

従つて、そこに抽象とか、普遍とか、あるひはその抽象・普遍を基礎とするところの因果的な法則性を發見するといふことに發展して行く學問であります。この面だけからみれば、得たる知識がいくつかあるとすれば、その個個の知識の個個の價値は認めないわけでありまして、その全體を通ずる共通した面だけ採り上げて考へる見方であります。

ですから、これは前にお話申上げた類推の作用の中でも、それをやつてゐるわけでありまして。つまり甲の現象と乙の現象が似てゐるといふことから、一つの發展形式を見出し、あるひは輪廻の形式を見出しますが、それと同じことをこの場合も行なふのであります。

しかし、同じやうなことであります。それから先が違ふのであります。一方はその同一であるといふ點を中心として物を考へようとしていきます。われわれが科學といふ考へ方は當然この方面からみなければならぬのであります。従つてこの法則といふものは、勢ひさうした捨象されたる社會における法則であります。明治初期の時代に入つて來た所謂正統派の經濟學といふものも、その點においては同じことであらうと思ひます。あるひは「ホモ・エコノミクス」といふものを假設したり、あるひは需要供給の法則をさういふものから導き出して來ますが、それは經濟といふ現象を捨象して、それだけを取り出して考へてみれば、さういふ因があり、果があつて因果的な關係が立ち、原則や法則が樹立するといひ得るが、それは現在の實際社會における需要供給の現象とは別個の現象であります。科學といふものは、さうした別個の現象を抽出することに於いて、一つの法則性に到達しようとした努力であります。

これは日本人にとりましては、決して珍しいとか、あるひは解りにくい思惟形式ではなくして、日本人にはむしろ了解し易い形式であつたかと思ふのであります。それは日本人の現實的な生活が却つてかうした考へ方の理解を容易にしたといへると思ふからであります。

それはどういふことかと申しますと、日本人は割合簡単に現象を捨象してしまつて、さうしてそれを再現するといふ方法を好むのであります。ですから、場合によつては早合點することになります。諸君自身日本人だから、日本人自身として反省して御覽になれば解りますが、例へば神話・傳説の中に現はれたものでも、如何にもが簡単に結論へ到達してゐるかが解ると思ひます。一つの事實と事實との間の因果關係を捨象する作用を簡單に行なふ。さうすると簡単に結論が出て来る。甲の現象の中に現はれてゐるいろいろ複雑な形を個個の形で表現すると、先程申した歴史學などの問題と同じやうに、非常に複雑なものになつて容易にその本質を掴むことが困難であるが、一つの現象をみると、直ぐこれはかうだなどといふ捨象の働きをもつと同時に、直ぐ判断が出来ゐるわけでありませぬ。例へば、人間は腹が減ればものを食ひたがるとか、彼奴はいつもかうだといふやうに判断してしまへば、人間の本質は非常に簡単に解釋出来ることになるのであります。

そこで、さういふ働きを割合に日本人は持つてゐるのであります。この意味で、私はギリシア人的な性格と、日本人的な性格とに共通な點があるのではないか（これも日本人の早合點かも知れませんが）ともかくさういふ點があると思ひます。ギリシアにおいても、かういふ判断作用が非常に發展したのであります。

そこで、さういふ判断作用が日本人に適當であつた上に、殊に國學思想に依つて相當訓練されたと思ひます。舊キョウへ復キョウれ、ありのままにみようといふ形は、日本の現實主義から當然來たのですが、物をありのままにみるといふことは、赤裸シヤクにものをみようとするので、實際としてはなかなか困難なことで、殆ど不可能に

近いのであります。先程申した通り、一つの知識を表現する際には、非常に複雑な形をとらざるを得ない。それをもし出来るだけ解り易くしようとする、今いつた單純化するよりほかにない。分析し判断していく思惟形式に依るよりほかにないであります。

そこで、初期の啓蒙的な科學思想といふものは、最もよくわれわれに受け容れられて來たといへるのであります。勿論この點はもつと詳しく申上げないと、誤解される虞れがありますけれども、時間の關係もありますので、簡單にして置きますが、結局國學の影響といふものが西洋思想導入に相當役立つた。その結果が明治以降のわが國の學問的構成といふことになるのであります。明治以降においてわが國の學問的構成が急激に自然科學的になつて來た。今いつた分析判断を尊重する傾向が非常に強くなり、科學といへば自然科學と考へられるくらい、西洋的な學問の方法を採り入れて參つたのであります。

そこで、そのためにどういふ現象を生じたかといふと、今までもつてゐた學問の考へ方を捨てるやうな形が著しく強くなつた。殊に支那に對する崇拜の觀念が著しく衰へた。これは模倣としては外形的であつたことを示してゐます。實際問題として支那が實力を失ふと共に、日本における學問の考へ方が急に變り、支那を捨てて西洋へ壓倒的に移つてしまつたのであります。この結果は著しく日本人の思辨を間違つたとはいへませんけれども、前の総合的な判断といふものから切り離されて來てしまつたのであります。つまり歴史的な過去の個別的な研究といふやうなことは清算されてしまつた。その實何も解決されたわけでもないが、た

だ新しい方法が入つて来て、急激にさういふ方法を模倣した結果、さういふ形式を捨て去つてしまつたのであります。そこで西洋の學問が盛んに日本に入り、經濟學においてもその意味で西洋の科學的な學問が日本の主流をなしたことは當然であります。

この方面からいふと、科學としての經濟學は勿論西洋における經濟學の發展史と同様な形をとるべきであらうと思ひます。即ち數理經濟學の發展から、さらに均衡理論への發展の道筋であります。今日でも、學問としての經濟學においてはこれらの理論が傳はつて、相當有力なものとなつてゐることは認めてよいであらうと思ひます。私は經濟原論を専攻するわけではありませんが、經濟史の方についてみても、やはり同じやうな考へ方が出てゐるのであります。經濟史の方でいふと、一つの發展方式、發展といふ一つの法則をどこかから見付けようとする考へ方、これは前の歴史的學問の學問形式とは全然違つた形のものであります。何かそこに法則があるといふやうに考へて研究を續けていつたのであります。ですから、西洋のギルドは日本の組合とか、日本の莊園は外國のマナーであるとか、同じやうに思はれるものを抽象し、そこに日本の發展があるかのやうに考へてしまつたのであります。

かういふ傾向はやはり西洋の經濟學としても、當然缺陷があるわけでありまして、そこにかういふ形式でない違つた形式の學問系統といふものを考へざるを得なくなつて來るのであります。それは先程申しました通り、生活と思惟といふものは切離しては考へられない。従つて思惟が學問になりましても、その學問的

な立場から生活を指導しようといふことになりますと、今度學問が生活に對して實踐的ならざるを得ない。つまり實際においてそれを指導するにはどうしたらいいかといふことになる。その場合、前の科學的な理論でいくと、實際と合はないといふ現象がしばしば起るのであります。例へば、今日の市場構成においては、需要供給の原則はちつとも作用してゐないではないかといふやうな反駁が出て來るので、一旦思辨となつたものが今度生活を指導しようとする、生活と違つては困る。あまりにかけ離れてしまつては、これを指導することが出來ない。そこでもう一度思辨を續けなければならぬことになつて來る。

さうすると、そこにいろいろな新しい見方が西洋でも現はれて來た。例へばゴットルのやうに一つの構造體から經濟をみなければいけないのではないか、さうしないと、個個の法則は出來るかも知れないが、そこに何らの實踐的なものをみせないではないかといふやうな非難を示してゐる。ゴットルの主張するところ、日本の一部の人人の考へ方と合ふ點があつて、これが日本では大いに流行するわけでありますが、そのほか例へばアメリカにおける經濟學の發展、殊にヴェブレンあたりから出て來る經濟正統派の理論を修正しよう、あるひはこれに對して取つて代らうとする努力を續けて來るやうになつたのであります。

そこでこの點について少し考へてみる必要があると思ひます。と申しますのは、知識の分析から出發して因果法則に行き、さうしてそれが一つの法則性を發見しようとする場合においては、どうしても分析的な立場に立たざるを得ないといふことは明かであります。これは科學として當然であらうと思ひます。しかし他

ところが、わが國においては、ここに又悪い點がある。つまり西洋思想を受け容れたために、今度は何でも西洋のものでなければならぬといふやうな考へから學問をしてゐる人人があるやうであります。それは結局單なる模倣である。ただ外國語の本を読みさへすればいいといふ考へ方は、明かにその種の學問形式を示すものであります。これは日本人の知識階級は勿論のこと、普通一般人の間にもかなり強く遺つてゐるやうでありますから、重ねていふのであります。學問といへば、本を読むことだと思つてゐる。これは非常な間違ひである。外國の本さへ読めれば學者だと思つてゐる。これも間違ひである。本を読むといふことは、一つの思辨・思惟の形式を読むといふだけでありまして、自分の思惟ではない。その得たる思惟の形式からさらに思考することによつて新しい思惟形式を作り上げることが學問であります。従つてわれわれが學問を受け容れる際に、單にそのまま受け容れられる筈がないのである。といふのは、その本を作つたところの西洋人の生活形式と、われわれの實際の生活形式とをみると、著しい差異があるのであります。これはわれわれの日常生活ばかりでなく、われわれの祖先が通つた生活の筋道とも全く違つてゐる。全く違つた生活の筋道を通りながら、その生活の思惟だけを——思惟に直された部分だけを模倣し得るとしたならば、それは外形的にならざるを得ないのであります。恰も以前において支那人を模倣した日本人の生活と非常に似てゐることになります。例へば足利末期において五山の僧侶などが支那人のやうな生活をしてきたり、支那人のやうな詩を作つたりして、さうして五山文學といふやうなものが出来上つた。しかしそれが如何に拙劣

方において、さうした科學は最早初期のごく啓蒙的な數學を使つた單純なものではいけなくなつて来る。もつと複雑な社會現象を一つの數的な概念において表現するやうな形式を採らなければならなくなつて来るのではないかと思ひます。即ち經濟學がもし科學として發展するならば、それは當然もつと徹底的に純理論的に進むべきものであらうと思ひます。ゴットルやその他のこれが修正にしても、假にその法則性を持續せんとするならば、さうした生活體驗を一つの線で現はしたり、函數で現はしたりする形式を發見して來なければならぬと思ひます。微分・積分は勿論のこと、もつと何か複雑な様式を將來は發見していかなければ、他の要素が採り入れられないのであります。單なる均衡理論だけでなく、均衡理論をさらに修正して、發展していくべきものであると思ひます。

これは沒價值論だと思ひます。私はここで沒價值といふ言葉を使ひましたが、これは無價值といふ意味ではなく、價值を沒してしまふ。沒價值的なものとして取扱はれるのが科學的思彙であらうと思ひます。しかし學問がすべて沒價值的なものであるべしといふ理由はないのであります。學問としては他の面、つまりわれわれが一度明治の以後において捨て去つてしまつた面も、改めて考へ直されていいのであらうと思ふ。少なくとも西洋において、ゴットルとか、ヴェブレンとか、その他の人が努力するある面は確かに、かつてわれわれの祖先が支那から受けたところのあるものを復活させてゐるのであります。これが先程申したやうに、ゴットルが日本で歡迎されることになるのであります。

な詩であるかといふことは、今日遺つてゐるものを読んで解る。非常に支那的である。その文字の使ひ方にしても、頼山陽などは比べものにならぬくらゐ支那的である。漢詩としては山陽の詩などより遙かに優れてゐるかも知れないが、日本人の生活形式からみれば、全く遊戯に過ぎない。それは學問ではなく、遊戯である。少なくともわれわれの學問と稱してゐるものの中には著しく遊戯が多いと思ひます。例へば、一部の説を單に模倣して來て、さうしてその博識を誇らうとするならば、それも一つの遊戯であります。いろいろな名稱は並べられるかも知れないが、ただ知つてゐるといふことだけの遊戯に過ぎない。決して學問的な創る力もたぬものといつてよいと思ひます。

しかし他方において、他の學問は存じませんが、少なくとも經濟學についてはまだ西洋の學問、經濟學から學ぶべきものが多分にあることは認められるのであります。模倣は排しますが、本質的な理解は絶対に必要であります。今日は日本の學問が流行致しまして、私が申すのをお聞きになつて、あれは西洋學問排斥で、時流に乗つて日本學を鼓吹するのだと思はれては困ります。西洋の學問形式は餘程進んでゐることを認めなければならぬと思ひます。例へばわれわれが數學的知識において非常に缺如してゐることが、如何に今日の西洋の經濟學殊に純粹經濟學と稱せられるものを見る上において困難を感じるかといふことでも解ると思ひます。大體において一般に數學的レベルが非常に低いといふことは認められるであらうと思ひます。

この點においては、一般にもつと西洋學を理解し、把握していかなければならぬ部分が多いであらうと

思ひます。それについてはさうした科學の本質、科學がどんなものであるかといふことを理解すれば差支へないであらうと思ひます。つまりわれわれが自然科學をどう理解してゐるか。自然科學と文化科學と、科學として考へる場合には同じに取扱ふべきである。同時に經濟學の如きも、純粹の科學として考へてよい筈であります。自然科學者は加茂川の水も、裏の溝川の水も兩方とも、水としては、H₂Oと考へるでしょうが、さてどつちがきれいかといへば、科學者だつてやはり加茂川の水の方がきれいだと思ふに違ひない。しかし兩方とも科學としての水の本質は同じH₂Oである。ところが、文化科學の面においては、動もすればそれが混淆される。例へば國家とか、人間とか、家とかいふやうな問題になりますと、一層さういふことが混淆される。これは科學として論ずる場合には迷惑である。

さういふ意味で、われわれが學問的構成の一分子としての西洋學の面は、今後においてももつと發達させていかなければならないのであります。その場合科學といふものがどんなものであるかといふことを、一般の人も十分に理解してくれないと、科學の發展は阻止されると思ひます。つまり他の面からみて攻撃されては困る。さういふ意味で、わが國の學問的水準といふものもつと高くなければならない。即ち一方において私の主張したいことは、西洋の學問をもつと内容的に把握していくこと、即ち外形的な模倣でないこと、又内容的に把握すると共に、他面においては、學問をもつと廣く解釋して、さうして價值を中心とするところの學問としての一面をも考へ直して欲しいことであります。而してそこにわれわれが一つの思惟形式

要するに、思惟と生活との分離し得ないことを考へれば、當然な結論なのでありますけれども、動もすれば、外國から一つの學問的な表現を假りた結果として、今日非常に大きな缺陷を遺してゐるやうに思はれますので、一言申上げたわけでありませう。

(昭和十七年四月二十八日)

から新しき學問を創り上げる力を今後において獲得すべきであらうと思ひます。

それについて、注意しなければならぬことは、學問と生活とを切り離して生活してゐることでありませう。例へば、諸君は學校で學問を習はれるといふけれども、諸君は家庭においては學問を實行されないものである。又われわれも學問をして居りますけれども、動もすれば、學問は論文を書くときだけのもの、家で生活するとき、あるひは自己の生活方針を決定するときの基準にしてゐない。これは日本が今まで外形的模倣に終始した學問的構成の缺點から生じたものといつてよいと思ひますが、しかしそれであつては、新しき學問を創造していくことは不可能だと思ひます。

生活と切り離せばどんなことでもいへる。ところが、今日日常論文でも何でも讀むと、その論文と人間の生活との差異があまりに甚だしいことに驚くのであります。つまり生活と學問とが少しも一致しないから、その間において反省が起るべきわけがないのであります。それならば、西洋流の學問をそのまま模倣し、西洋流の議論をそのまま再現しても、その生活に何ら矛盾を來たさない。切り離してしまへば矛盾はない。この考へ方が日本の學問を發展させる上に非常に悪い結果となつて居ります。つまり學問は學問、生活は生活といふやうに簡單に切り離してしまふ。これが續く限りにおいては、わが國における學問の新しき構成といふものは頗る困難であらうと思ひます。さういふ意味で、われわれは學問をすると共に、その學問によつて一つの生活を打ち樹てていかなければならぬと考へる者であります。

日本經濟史を學ぶ人に

經濟史は何れかといへば、ぢみな學問である。卒然としてこれを読めば、ともすれば興味を失ふ恐れがある。だが人類生活の根柢をなす經濟の面をわれわれの祖先が如何に開拓していつたかを知ることは、その他の文化現象を正しく理解する上に必要なことである。古代人がどんな經濟生活を營んでゐたかを知れば、そこに生じた文化現象の意味を適確に把握することに役立つであらう。他方今日のわれわれの經濟生活が作られるまでに、われわれの祖先が如何に苦心したかを、又かくならざるを得なかつた經路を明かに知ることは、今日の生活を理解する上に役立つことも少なくないであらう。

かうした目的から日本經濟史を勉強しようとするには、どうしても一通り經濟的發展の概觀を頭に入れて置く必要がある。日本經濟史の概説書は決して少なくはない。例へば本庄榮治郎博士の「日本經濟史」(大觀日本文化史叢書) 土屋喬雄教授の「日本經濟史概要」(續日本經濟史概要) (岩波全書) 堀江保藏教授の「日本經濟文化史」(經濟全書) などは何れも手頃なものである。しかし概説書の常として如何なる部門についても何となく物足りぬ感じを抱くかも知れないが、先づそれらによつて全體的に概觀して置くことが必要

である。

ただ、それらを読む際に注意して置きたいことがある。

第一に歴史は連続せる不斷の流れであるといふことを絶えず念頭に置いてゐることである。それらの書物には叙述の必要上いろいろな時代分けがしてあるが、事實は決してきれぎれのものではなく、古代から現代まで一続きである。古代の氏族經濟とその後に來たる莊園經濟とは密接に關聯して理解さるべきであり、また莊園經濟と次ぎの封建經濟とも、全然別のものやうに考へずに、前者から後者への發展の跡を頭のなかで考へつつ讀むと、人間の經濟的發展がある程度まで生き生きと描き出されて來る。つまり書物の文字の裏につつまれてゐる生きた姿を、文字を通じて把握するやうに努力することが必要だといふのである。

第二に概説書には經濟のあらゆる部門について説かれてゐる。ただ漠然と知識を得んとして讀むと、後から後から簡単に記述された新しい事柄が出來て來るために、讀み終つて何も印象に遺らぬ恐れがある。何か問題をもつて讀む方が効果が多い。例へば各時代の經濟生活の主流は何かといふやうな漠然たるものでもよい。又各人の好みによつて農業とか、商業とか、生産組織とか、何か讀書の中心となるやうなものを心にもちつつ讀むと、自ら自分の最も興味を感じる事件とか、問題とかを發見することが出來、さらに詳細な經濟史研究の歩を進めることが出來よう。

かくして何らかの問題を捉へ得たならば、さらに一步を進めて、それに關聯する書物を探求すべきである。

それらの概説書には何れも参考文献が擧げてあるから、先づそれらを精讀するがよいであらう。又同時にその問題について自己の周圍を見直してみるのもよい。といふのは、經濟史は英雄豪傑の仕事を中心とするものでもなく、天才の業作を主題とするものでもない。多數の最も平凡な人間の日常茶飯事を問題とするものであるから、それらの資料は至るところにあり、少しく眼を開いて自分の周圍を見れば、多くの材料を發見し得る。各地方の豪家舊家にある反古類はいふまでもなく、極端にいへば一木一草と雖も先人の經濟生活の跡を語らぬものはない。小野武夫博士の「郷土經濟研究提要」といふ指針書もある。

なほ語るべきことも少なくないが、與へられた紙數もなくなつたから、最後に歴史は綜合現象であることだけを注意して置かう。殊に郷土史のやうな場合には、常に全體との關聯の下に觀察しなければならぬ。さもないと自分の見たこと知つたことに過大評價を與へる弊害を生ずる。經濟史の場合でも同様である。經濟現象だけを切り離したものは實際には存在しない。大東亞戰爭を離れて、現在の日本の統制經濟の現象を正しく理解し得ないことは明かであらう。過去についても同様である。この意味で、例へば經濟史を勉強する場合でも他の方面の歴史をも参照して、正しき發展の姿を理解することを希望する。

(昭和十七年五月十八日)

資料と批判

——西洋經濟史研究について——

社會經濟史學會の委員の方から御希望がありました。西洋經濟史のことについて何か話をするやうにといふことでありました。私はイギリスの經濟史を少しばかり研究は致しましたが、このところ殆ど日本のことをやつて居るのであります。日本の話をしろといふのなら、何かあつたかも知れませぬが、西洋の話をしろといふことで少し困つたのであります。しかし、かつてイギリスの經濟史をやりましていろいろ失敗を致しました。その失敗談をお話致しまして、多少とも今後西洋經濟史に興味をもたれてゐる方方に何らかの御参考にもなれば、非常に幸ひだと思つて、今日の講演を御引受けしたわけであります。

西洋經濟史の研究といふものは勿論西洋においてもそんなに古いものではないのでありますが、特に日本では勿論新しい學問に過ぎなかつたのであります。殊に初期の西洋經濟史の研究といふものは、大體ある一つの實利的といつてもよいかと思ふ觀點から出發してゐるやうであります。即ち日本が後進國として、その手本としたのがイギリスであつた。従つてイギリスのやつたことならば何でもよからうといふやうな觀念が

かなり強く作^たいて、さうしてイギリスがなぜあんなに發展したかといふことを調べ出したのが、ごく古いところの日本の西洋經濟史の研究ではないかと思ひます。

古いところではすでに江戸時代にさういふ考へ方がある。佐藤信淵あたりでもすでにイギリスと日本とを比較して議論をしてゐるのであります。これはちよつとみると非常に尤もにみえる。同じ島國であり、しかも大陸を控へて、さうして發展して行かうといふのでありますから、先輩國であるイギリスの眞似をするといふことが一番よいやうに思へる。従つてイギリスの商業史なり、經濟史なりを研究するといふことに進んでいつたのも無理はないのです。そのために、イギリスの經濟史殊にイギリスの商業史であります。さういふものの翻譯あるひは翻譯の著書が早くから現はれてゐるのであります。ある意味において、これが日本の西洋經濟史研究の第一歩を踏み出したものといつてもよからうと思ふのであります。

その後勿論日本の學問も進んで参りましたが、しかし最初の考へ方がかなり後まで残つてゐるのではないかと思ひます。私も西洋經濟史を研究致すことになりまして、從來の研究といふものを顧みて、非常に不満に思ふ點が少なくなかつたのであります。それはどういふ點であるかといひますと、西洋の學者の説をそのまま採り入れて研究していく點であります。初めのうちは丸翻譯のやうであります。そのうちには二冊なり三冊なりの本を継ぎ合せまして、さうして論文なり、あるひは學校の講義案を作る。ですから私共が學校で講義などを聴きましても、あの講義の種本は何だといふことが直ぐ問題となる。これは研究といふ名前

はありますけれども、本質的には少しも研究ではないのであります。つまり外國人の書いたものをそのまま継ぎ合せたものに過ぎない。これでは日本における西洋經濟史の研究といふものの意味は少しもないといふことになりはしないかと思つたのであります。

そこで、さういふ場合に、日本人であつたところで、西洋の經濟史を研究する上には、西洋の學者と同様の態度でやつていけるだらう——まあ私もその頃は今よりは勿論若かつたのでありまして、従つて大分野心も大きく、いろいろなことが出来るやうに思ひ、西洋經濟史の研究を西洋人と同じやうにやつてみたいといふ野心をもつたのであります。

これはひとり經濟史研究だけの問題ではないかも知れませぬけれども、一般に日本における學問研究に關する長い間の傳統の結果かとも思はれるのであります。從來日本の學問は外國の學問の刺戟によつてはじめて成立する。外國の學問の刺戟がなくなると、全然發達しなくなるといふやうな傾向がみえ、であります。つまり、一つのことを説明するに際しても、必ず外國人の書いた著作を引用しなければ満足出来ない。かういふことが經濟史の上ばかりでなく、すべての日本の學問の上に存在してゐるやうな感じが致すのであります。

これは江戸時代の學者などにも同じ缺點が現はれて居ります。かういふ話があります。越後の國で夜光の珠といふ珠が発見された。それは、夜座敷へ置くと、十疊ぐらゐの廣い座敷が日中のやうに明るい、まこと

に不思議な珠であるといふことをある儒者が隨筆に書きました。さうしてその儒者がいふのには、かかる珠はあるべき筈がない、と彼は理性に訴へて、一應それを否定したのであります。ところが、支那の本をみると、それと同じことが書いてある。これは支那の學者もあるといつてゐることだから、日本にもあるのかも知れないと書いてゐる。折角理性で否定したことも、支那人が書いてゐると、それをすつかり取消しにして、支那人もいつてゐるのだから、本當だらうといふ風にしてしまつてゐる。日本の學問といふものの形が大體かういふ形式から發展してゐるのぢやないかと思ふ。例へば本さへ読んでゐれば勉強してゐるといふやうな考へ方もそれである。本を澤山読んで、その中のことを要領よく知つてゐれば、それが學者であるといふやうな考へ方である。

これが日本の學問の行き方といふことになつて、それが大體一般の人の頭の中にもあるのぢやないかと思ひます。といひますのは、今日のやうな社會情勢になりまして、外國から本が入らない。これはわれわれとしても困ることは困るのでありますけれども、しかし一般の人が直ぐそれを聞きまして、この頃は外國の本が入らなくなつてお困りでせうといふ。これは考へてみますと、御尤もでありますけれども、よく考へてみると侮辱した言葉である。外國から本が入つて來なければ學問が出來ないといふのはおかしいことである。學問がもし本來のその國の學問であり、その國の人間が本當に創り出す學問ならば、必ずしも外國から本が入つて來なくてもよいのではないかと思ふのであります。

さて元へ戻つて經濟史研究の上においても、もつと原資料について研究してみたいといふ氣持をもつたのであります。たまたま留學の命を受けまして、ヨーロッパへ行くことが出來ました。そこでこれらの原資料についてやるといふことになりまして、ここに西洋人と日本人との間の差異といふものを痛切に感じて來るのであります。

私はイギリスに留學致しまして、そこでイギリスの原資料を調べようとしたのであります。イギリスの中世のことを知るにはどうしてもイギリスの中世の言葉を知らなければならぬ。又中世の古文書も讀めなければならぬといふので、大體習つたのであります。實際申しますと習つたといふよりもみただけといふ方がよいくらゐであります。言葉もはつきり解らない上に、實はそれを教へてくれました先生が、大變なお爺さんで、先づ第一にその英語が耳に入らない。入らない上に解らない字で書いてある。殆ど見たといふだけで済んでしまつたのであります。しかしそれをやつていきます間に、現在の英語だけではいけない。中世の英語を知らなければならぬ。ところが御承知の通り英語といひますのは第十六世紀頃になつて初めて一般に書かれた文字になつたのであります。その前までは所謂ダイアレクトに過ぎないのであります。書かれて居りませぬ。スピーキングランゲージであつたから、これを現はす綴りといふものは極めて區區たるものである。さういふ中世の英語を知らなければならぬ。しかし資料として遺つてゐる大部分のものは、その中世ラテン語である。勿論立派なミッドラテンの辭書もありますが、辭書を引いてもなかなか出て來ない。辭書

にある字の方が少ない。そんなことをして時間ばかり経つてしまつたのであります。結局三年の間はそんな字を見たり、あるひは語學を習つたりして、何ら纏まる所もなく済んでしまつたのであります。

つまり日本人として西洋の經濟史を知らうといふことになりますと、本當の意味で西洋の經濟史を把握するといふことは困難だといふことになるのであります。といひますのは、西洋人の物の考へ方と日本人の物の考へ方に非常な違ひがあります。その非常な違ひがなかなか日本人には呑み込めない違ひ方がございます。かつ經濟といふやうなものはごく日常普通の事柄を研究するのでありまして、特殊の珍しいことを研究するといふよりも一般のあたりまへのことを研究するのです。ところが一般の事實といふものは書かれておないのが普通である。解りきつて居りますから書いてありませぬ。西洋人にはそれが何となく解つてゐるのであります。例へばわれわれにしても江戸時代といへば何となく解つて居ります。あるひは王朝時代といへば何となくその様子が解るのであります。ところが、エリザベス朝時代はどんなだつたかといふことを考へようとしますと非常に困難である。さうしてたまたま出て来る古文書を見ましても、容易にその中にある本當のものを掴むといふことが困難になつて来るのであります。

それでは一體日本人として西洋經濟史を研究するといふことが全然不可能かといふことになりませんが、これは私は西洋のいろいろの習慣、あるひはいろいろの組織をよく知れば、ある程度まで西洋の經濟上の本質を把握することが出来るのではないかと思ひます。このことは勿論西洋人より餘程努力しなければならぬ。

さうして西洋人より餘程廣い知識を得なければ、これに到達することは困難だと思ひます。そこでこれが外國人としての日本人が外國のことをやる上に非常なハンデキャップになるのであります。だが他方において西洋人が當り前と思つてゐる事實が、意外にも日本人には非常に珍らしいといふこともありませう。向ふの人には當り前のことだから何も書きもしないし、特に經濟史の上にも問題としてゐない。ところがそれが日本人には非常に珍らしい事實であるといふことが起るだらうと思ひます。この點において日本人が西洋の經濟史をやる一つの價値を認め得ると思ふのであります。

ただこの場合、われわれが西洋の經濟史の原資料を見るにしましても、又向ふのいろいろな慣習を知る上にも、出来るだけ多くの資料を読むといふことが勿論必要であります。同時にそれら資料に關する非常に廣い範圍の知識を獲得するといふことが必要だらうと思ひます。さうなつて來ますと、西洋經濟史の原資料といふ範圍は非常に廣いものになると思ひます。普通西洋の經濟史などの資料として使つて居りますものは、ごく法的なものとか、ごく經濟に限られた部分だけのものを使用して居りますが、われわれ日本人がさういふ資料について直接吟味するといふことは、先程申上げた通り非常に困難でございます。僅かに西洋人の利用したものを、さらに利用するといふに過ぎない。ですから廣い知識を作るためには、その外どんなものでも資料として利用する必要があると思ひます。さうなつて來れば、資料の範圍は必ずしも狭くないのであります。例へば、今日のやうな状態で本がなくなりましても、假りに日本にありますイギリス經濟史といふよ

りも、イギリスに關する、ドイツに關する、又はフランスに關する資料といふものを考へてみますと、非常に澤山あります。假りにドイツ經濟史を研究しようといふ志を立てられた方があつて、ある一つの時代をいつて研究せられるにしても、その時代に著はされたあらゆる資料を日本で見盡すといふことは恐らく困難ぢやないかと思ひます。非常に古い時代の資料のごく僅かな所を探られては困りますが、少なくとも中世以後の部門においては相當多い分量になると思ひます。例へば小説のやうなものでも、やはり資料としての價値は十分あると思ひます。

ただこの場合さういつた資料の史料としての重要さを批判するといふことがここに重要な問題となつて來ると思ひます。資料といふものが澤山ありますと、私もこの頃日本の經濟史、殊に江戸時代の經濟史をやつて居りますが、正直にいひますと澤山あつて困る。もう少し少ないと大變助かるのですが、非常に澤山ある片つ端から見ても居りましたもなかなか見きれない。さうしてだんだんやつていきますと違つた現象が澤山出て來る。一概に斷定出來なくなる。例へば、入會權といふやうな問題でも、入會といふのはかう發展をするのだといふ風に斷定出來ないことが非常に多い。つまり入會といふのは、各村村で秣なら秣を共同で取つて來る。初めは人口が少なく空地が澤山あるから勝手に無限に必要なだけ取れた。しかしその後、人口が殖えて、そこに身分關係が出來る。身分のよい者だけが秣を探る權利をもつ。そこで一定の所だけ區劃して行くやうになつた。さうして所謂秣が出來たといふことが説明されますと、まあ一應それで筋道が立つ。とこ

ろが實際資料を見てみますと區區の資料があります。ある所では秣が多過ぎて、その秣を外の者へ譲つて居るやうなものもある。それはどうしてその村で使ふ以上に餘地があるのに、しかもなほ秣が出來たかといふ點に疑問がやはり起つて來るだらうと思ひます。兎に角事實を細かく調べて行けば行くほどなかなか斷定が出來なくなるので、資料が澤山あるといふことは歴史家にとつて大變骨が折れることになるのであります。もう少し少なければ、もう少し早く斷定が出來るだらうといふことがしばしば起るのであります。昔の人がよくいひましたやうに、知れば知る程いへなくなるといふのも確かに一つの眞理です。結局さういつた資料の多いといふことはそれほど問題とはならない。まあ多ければ多いほど確實性に近づくとはいふことはいへませんが、研究する上において資料が限定されてゐても、もしその資料の活し方、もしその資料に對する判斷が正しければ、もつとよく本質的にそのものを掴むことが出來るだらうと思ふのであります。

そこで、西洋經濟史のやうな場合は、決して西洋人と同じやうに資料を獲得するといふとは不可能です。それは私も向ふへ行きました古本屋をひやかしました所が、イギリスでは有名な本であります。ツウムスデーブック (Domesday Book) の一部があつた。餘程買つて來ようと思ひましたが、あまり高いのでよしました。又實際に買へたところで、ただ珍しいものをもつてゐるといふだけで何の役にも立たない。又それらを如何に集めようと思つたところで、十分に集めることは、日本人の手で出來る仕事ではないのであります。又それを複製にして印刷本にします仕事にしても、それは日本人自身が如何に踏張つても出來るもの

ではない。要するに日本で利用し得る資料の範囲といふものが限定されてゐるのは、如何なる場合でも止むを得ないと思ひます。つまりその限定されたる資料をどう活すかといふことが、われわれにとつて問題となる。つまり批判といふことになるわけなのであります。

私は批判といふ言葉の中に二つのものがあると思ひます。一つは資料そのものを批判すること。他の一つは資料の排列を正す上に一つの基準となるものをもつこととあります。資料そのものを批判するといふことは、歴史をおやりになつた方は初めから分りきつてゐることで、資料を鵜呑にするといふことは歴史家にとつては恥辱としなければならぬと思ひます。先程も仁井田博士の御話がありましたが、法律の文書といふものは決して實際に行なはれてゐるものでない。支那でもさうであり、外國でも勿論さうである。ところが、資料の乏しいやうな時には、どうかしますと、一つの資料をもつて來て斷定を下す。殊にそれが法律のやうな、あるひは法令とか契約とかいふやうな公的資料ですと非常に重要視する。そればかりでなく、その事實があつたと速断する。ところが少し考へてみればそれは非常に危険である。先程の仁井田博士の御話の通りで蛇足を加へる必要もないと思ひますが、ギルドに、ギルドの規約が出來て、それが發見されて居りますが、その規則がそのままに行なはれたかどうかといふことは解らないのであります。たださういふ規則が出たといふだけであります。ですからさういふ規則が出たといふことについての意義はあるのです。しかしそれ以上のもではないのです。ところが、一般には規則や法律を引用して、恰もそれが實際に行なはれてゐたか

の如く説明してゐる。これは諄く申上げますけれども、非常に危険である。つまりドキュメントさへあればそれがオリジナル・ドキュメントだといふことによつて間違ひないものやうに考へて、議論を進めて居られるのであります。これは初めから出發點が間違つてゐるのですから、それによつて立てられた理論などは勿論問題にならぬ。

ところが、先程申しましたやうに、日本では、殊に外國崇拜的な學問の氣風から、どんなものでも西洋人が引用してゐれば、そのままにオーソリティと思つて論文を書いていくのであります。例へばアダム・スミスが書いてゐる。アダム・スミスの書いてゐるものは經濟史的にみれば、實に怪しいものがある。アダム・スミスは勿論經濟史家ではない。ただアダム・スミス時代については知つたゐるかも知れませぬが、資料としてどの程度まで嚴密性をもつかといふと疑問である。アダム・スミスの議論を引用するのはよいが、アダム・スミスの引用した例を以つてイギリスの經濟史を論じたら間違ひである。學者の議論などといふものは資料としては法的の文書よりも、さらにもう一つ劣るものである。學者が自分の説を説明せんがために採り上げられたものである。ところが資料といふものはどうにでも解釋出來ます。先程申上げましたやうに、澤山資料がある場合には、互に相反する資料があつて、その一方だけを採つて議論をすれば、どうにでも議論が出來るものであります。

ヴィレイン (Vilain) といふ言葉がイギリスの資料に出て來ます。ヴィレインといふのは農奴とか隸農と

か譯します。さうしますと、ヴィレエンといふと大變卑しい者のやうな感じがするのであります。確かにヴィレエンといふ身分は當時法律上あまりよい身分とはいへないかも知れませぬ。しかしヴィレエンといふ言葉は一つの身分を表現する言葉なのでありまして、その後相當の人間でもヴィレエンに屬してゐる者があります。後の埋葬書とか結婚書などに身分が書かれて居りますが、それを見ますと、立派な詩人や、又われわれからみると相當立派な人と思はれる人がヴィレエンと書いてある。これは身分を表現したものに過ぎない。このヴィレエンといふ言葉を利用してどうにでも説明をつけることが出来る。例へばヴィレエンがどんな状態にあつたかといふと、ヴィレエンは自分の娘を結婚させる時には必らずロオドの許可を得なければならぬ。牛を賣る時には必らずロオドの許可を得なければならぬ。さういふやうな感じから、後に使はれてゐるヴィレエンといふものを考へますと、非常に農奴的な感じが強まつて来るやうに思はれるのであります。ところがさういふ法制的な言葉は時代がたつに従つて次第に變つて参ります。又先程お話がありましたやうに、その時々の慣習によつてもかなり違ふのであります。一概に断定出来ないものであります。さういふ風に一概に断定が出来ないに拘らず、外國人が書いて居りますと、學者の説であり、しかもそれが非常に偏したやうな場合でも、そのまま鵜呑にしてしまふ。甚だしきに至れば、それを引用してさらに説明を加へるといふことになる。これは決して私は例外だといふのではないので、私自身もそれをやつたのであります。しかしそれは決して正しいやり方とは思はないのであります。さういふ資料をわれわれは批判しなければならぬ。つ

まり學者の説ならば、これを引用する場合にはその學者が如何なる資料に據り、如何なる立場にあるかを顧慮してなされなければならない。文學書に現はれたものならば、文學書に現はれたものとしての價值判断を下して、そこに含んでゐるところのその時代の眞實性を捉へるようになければならぬのであります。この批判は絶対に必要だらうと思ひます。この資料の批判といふことが、日本人が西洋經濟史をやります場合には、特に必要であると思ひます。ただ外國學者の説を引用しさえすれば、それで責任を免れ得るといふやうな考へ方は、先程申しましたやうに、わが國の學問の傾向といひますか、實際いふと非常に歎かましい傾向であつて、最も避くべき點であります。このことは特に再三繰り返したい言葉なのであります。

勿論このことは日本經濟史を研究する場合でも同様であります。日本の經濟史の論文を見ますと、やはりこのドキュメントに對する批判が非常に足りない。例へば五人組制度にかう書いてあるといふと、それが直ぐあつたやうに主張されてゐる。五人組といふのは大變よい制度であつて、このやうな効果を擧げてゐる、といふやうに、説明されて居ります。しかし、實際規定されてゐる通りあつたかどうか、江戸時代の實相においてその通りであつたかどうかといふことを考へますと、江戸時代はそんなによい社會ぢやなかつた。そんなによい社會ぢやなかつたからぶち壊して今日の社會を造つた。そんなによい社會なら明治維新といふものは甚だ心細いものになるのであります。さういつたことは全く原資料に對する批判を缺いてゐるのである。だから原資料に對する批判といふものを十分に突詰めて行けば、これは今日の日本の乏しい外國經濟史に關

する資料を以つてしても相當大きな功績を擧げることが出来ると思ふ。例へば、西洋人が解らないやうなことも、日本人が見つけ出すといふ可能性もあるのであります。さういふ點から、先づ第一の批判といふことが必要だらうと思ふのであります。

それからその次に所謂資料から得ました知識をどういふやうに配列するか、どういふやうに重要性をつけるかといふ問題になりますと、これはある程度までその研究される方のもの見方によるより外ない。つまり世界觀とかいふやうなものも多く入つて來ることになると思ひます。その點に至れば西洋經濟史の研究を日本人がやつていい理由がますます増大するといふことになるだらうと思ふ。即ち日本人には日本人の物の考へ方があります。これは昨日この會の懇親會の席上で先程御挨拶なさいました鹽澤博士が申されたのであります。日本人には日本人の學問がなければならぬといふのであります。これは、日本人には日本人の見方からする學問、日本人の見方からする物の判斷といふものがあるといふことだと思ふのであります。西洋人とわれわれとの間の物の判斷の差異といふことは、外國に居りますと随分痛切に感ずることが多いのであります。日本人で個人主義を主張し、あるひは絶對的な資本主義的精神をもつてゐるやうな人でも、西洋人のもつてゐるほど、個人主義的・自由主義的ではないのであります。例へば下女が皿を壊した。黙つてそこへ二十錢置いておく。日本人ならば必ずしも皿を壊したといふことが問題ではない。さういふやうに物を粗末にするといふ精神がいけないのだといつて叱る。しかしこれは西洋人には解りかねるだらうと思ふ。

西洋人はむしろ壊したといふことは粗相で壊した、なにもわざと壊したわけぢやないからこれは致し方ない、だから壊したものを賠償すれば別に怒られる理窟はない、二十錢の皿を壊したのなら二十錢出せばそれでいい、かう考へる。かういふやうな例は非常に多い。

又ある金持の所へ行つて居られる奥さんのお母さんは大變貧乏で、日本人のある家へ女中奉公をしてゐる。それで兩方とも何とも思つてゐない。勿論親の方は何とも思つてゐないでせうが、娘の方も何とも思つてゐない。親は親、娘は娘で、別に親孝行のために金を送るといふやうなこともしない。これは日本人としてはどうしても工合が悪い。理窟はその通りであります。親は親、子は子だ。それでなければ本當の個人主義ぢやない。日本ではその點は全然さういふ考へ方からものをみず、又經濟の致方もさういふ方面からだけみていかないのであります。かういふことは恐らくあらゆる點に現はれて來るのぢやないかと思ひます。恐らく日本人と支那人とでも物の考へ方が違つて來るのであります。それならば日本人はどういふ點からものをみるかといふことをもつとはつきり把握しなければならぬのであります。又もし日本人が日本人としての本當の意味の日本人が感ずる經濟をはつきり握れば、その點から今度は西洋の經濟事情を検討して、判斷を下す。つまり新しい學問となるべきものをわれわれが握むといふのが第二の批判なのであります。

これは大變難かしいことだらうと思ひます。私自身もまだはつきり握んでゐるわけではありませぬ。しかしこれはやがて日本人がまたなければならぬものであると思ふ。もし日本人がさういつた最後の批判力をも

たないやうな民族であるとすれば、これは日本人が一つの文化的民族を形成していく上に大きな缺點であると思ひます。例へば、われわれがやつてゐる様式は、江戸時代までは支那からその考へ方をもつて來てゐる。さうして支那の考へ方を日本的に直した點は勿論ありませう。しかし、どう直したか解らぬ、又日本の基準が解らぬ、といふのでは日本の學問にならない。何か日本らしいものになつたといふだけでは學問ではない。學問になるにはそれだけで一つの體系をもつやうにならなければならぬ。さういふ意味で日本的なものをつきり掴むといふことが、われわれ日本人にとつては必要なぢやないかと思ふのであります。

この批判力といふものがどうして出来るかといふ場合、私は西洋經濟史の研究をもつと批判力の養成のため利用してよいのではないかと思ひます。つまり日本人が日本のことだけを研究してゐる限りでは、成程日本のことはいろいろ解つて來ますが、それがどの程度まで外國の同様の場合と違ふか、又は同じであるか、といふことが解らない。西洋のことを比較して考へてみる必要がある。それにはどうしてもと西洋の事情をつきり研究して把握していくことが必要になると思ふのであります。

その場合注意して置きたいことがあります。西洋の事情を明確にするために日本の觀點からすると申しましたのは、單に日本と西洋との違ひといふことをはつきりさせるだけではないのです。むしろ西洋人といふものはどういふ特殊な考へ方をしてゐるかといふことをはつきりさせようとするのです。これは言葉の使用ひ方が拙いので、はつきりならぬかも知れませぬが、その意味は、今までの西洋經濟史の研究の致方で

すと今申上げたことと逆になるのです。つまり西洋の經濟史を研究しまして、西洋の方はかうなつてゐる、さうして今度は日本をみて同じところがあると非常に喜ぶ。これはわれわれ以前の經濟史の研究などは大抵さうだといつてはいひ過ぎるかも知れませぬが、多くそれに類して居りました。例へば西洋にギルドといふものがある。日本にどこかギルドみたやうなものがないかと思つて探します。さうすると座といふ制度があります。ギルドは座だ。マナアがイギリスにある。マナアに似たものはなからうか。マナアは莊園だ。さういふ風に合せて行く。つまり日本も西洋と同じものがあるといふことで喜ぶ。かういふやうに西洋を標本にして日本に一つの型を作つていつてしまふと、日本の本當の型がみえなくなつてしまふ。西洋的な概念が入つて來てしまひます。例へばギルドといふのは西洋の見方によれば排他的獨占形態といふことになつて居ります。さうしますと日本でも座でも株仲間でも必ず排他的獨占形態でなければ申しわけがないやうに思ひ、それらの點のみを強調して、實質と相合はないことがしばしば起るだらうと思ふのであります。勿論排他的獨占形態たる事實はあります。しかしそれ以外の事實が日本の場合にはあるひは重要であつたかも知れないのであります。そこで、日本の場合は今ここで説明すべき範圍外になりますけれども、日本の特殊なものをはつきり掴んで置いて、外國の研究をするといふのは、ただ共通點を見出すといふことではなく、日本は日本、ドイツはドイツ、フランスはフランスの個個の特殊性を見出して貰ひたいのであります。それはフランス人自身が特殊性と思はないでも宜しいのであります。日本人がみてそれはフランスの特殊な型である

といふものを、むしろ見出して欲しいのであります。

その発見といふことはどうして必要かと申しますと、勿論歴史研究といふ一般的な命題からも申上げるこ
とが出来ると思ひます。つまり歴史研究といふのは窮極における自然科学のやうな一つの法則をそこへ見出
さうとするのぢやないのであります。むしろ個々の個別的な部分を研究する學問であり、特殊性を明かにし、
そこに價値を発見するといふことが歴史家の任務であると思ひます。ですから、同じものがあるといふこと
を證明するよりも、むしろ特殊な價値をもつものが何であるかといふことをはつきり掴む方が歴史家とし
てはなさなければならぬことであると思ふのであります。従つて、ドイツならドイツには、何らかのドイ
ツ獨特の形態があつて、それがどういふ風に發展して來たかといふことをはつきりさせなければならぬと
思ひます。歴史といふもの、あるひはもつと廣くいひまして、現在の形態は、過去の長い間の傳統の結果出
來上つたものです。ですからその傳統の結果出來上つたものは決して日本の場合、あるひは支那の場合、あ
るひはドイツの場合、フランスの場合、同じであるべき筈がないのであります。ですから、さういふ見方か
らしましても、同一性のみを誇張して考へるよりも、むしろ違つた點を誇張する。誇張といふ字は少しく適
當ではないが、つまり特殊性を強調するといふことが、より必要であると考へるのであります。

もし日本で、西洋經濟史（アメリカでも、ドイツでも、フランスでも、イギリスでも）の研究がもつと眞
面目に十分に、今までに出來て居りましたならば、恐らく今日の世界情勢——これは申上げるまでもなく非

常な危機であるといふことは誰も承知してゐるわけでありませぬ。誰も承知してゐるのでありますが、しかし
この事實に對して、どういふ態度を執つてよいかといふ決斷をつける上に大いに役立つだらうと思ひます。
殊に、イギリスはかういふ國である、ドイツはかういふ國であるといふことを明確に提示し得るためには、
それらの國の經濟史について正當なる知識をわれわれがもつてゐなければならなかつたのであります。つ
まりわれわれがそれらの國の歴史について明確な知識をもつてゐれば、それらの國の今日あるといふことは
もつと早く、かつ又將來についても何らかの斷定が下し得るのだらうと思ふのであります。この點において
私は日本の現在の傾向に頗る不滿を感じるのであります。と申しますのは、動もすれば目前の事實の研究とい
ふことには非常に熱心になるのが日本人の常であります。差當つてどうするかといふ問題にはかなり熱心
に従事されてゐるやうであります。遠いことになりませぬ、まるつきり考へて居られない。あるひは考へ
てゐる方があるかも知れませぬけれども、少なくともそれに對して社會が十分の餘裕を與へてくれぬといふ
ことを私は非常に遺憾に感ずるのであります。つまり目前の急といふ點からみますと、これから西洋の經濟
史を研究するといふのでは泥繩である。これからドイツ・フランス・ロシアの經濟史を調べて立派なものが
日本で出來るといふまでには十年や二十年は掛る。十年二十年後にさういふものが出來ても決して今の場合
には間に合はないのであります。しかしもし日本が戦後になつて理想通りのものを造つたとしたならば——
造り上げることが望ましいことであり、勿論造らねばならぬのであります。その造り上げた際に一體何

を東洋において唱へていいのかといふ問題があります。例へばわれわれが研究した西洋経済史の研究が、日

本が世界的な指導國となつたとして、それを翻譯してみた、さうしたら元へ還つたといふことではあまり名譽とはいへない。われわれの研究がもし本當の研究ならば決して元へ還る筈がない。しかし不幸にして、その研究が單なる外國の研究者の研究を二三糺ぎ合せたものとするならば、そこに何物をも得ることが出來ず、又それを假りに東洋における諸民族に與へるとするならば、これは甚だしく悲しむべき現象ぢやないかと思ふ。もし指導國といふ言葉が單なる抽象的な言葉でなく、實質的な言葉とするならば、將來において指導國たる日本の學問的産物がヨーロッパのそれらより優秀であるが故に、それらの民族に與へるといふ風であつて欲しいのであります。もしヨーロッパの學者のなしたものよりも劣るのならば、日本語を習つてそれを讀むよりも、英語かドイツ語で讀んだ方が餘程早いわけでありませう。だから日本が指導國となつていく上からいへば、當然學問的な文化をもつとすつと高める必要があると思ひます。それは決して一年や二年で出来るものではないのであります。各人が相當の努力を長年續けて初めて完成し得ることでありませう。さういふ點で日本の一般社會、あるひは指導者となつてゐる人人の間に、もう少し學問に對する尊重といふ觀念があつて欲しいのであります。殊に經濟史の研究のやうなものは閑人の閑事業の如くみえるのであります。しかし閑人の閑事業の如くみえることが、やがて大きな文化を生み出す根源になるのではないかと思ふのであります。

私は今日の日本における西洋經濟史學界といふものが以前より決して劣つてゐると思はない。むしろ以前より餘程進んで來てゐるといふことを認める者であります。殊に私達の同志の諸君の中から出て居ります論文を見ますと、非常に優秀な論文が出てゐるのであります。事實決して學界が沈滞してゐるといふやうな感じはもたないのであります。どうも西洋經濟史に對する一般の人人の興味が非常に低いやうに思はれてならないのであります。一般の人といつても世間の全般の人ではありません。少なくとも學生、あるひはその他の經濟に興味をもつて居られる方が西洋經濟史といふものに對する興味が非常に薄いやうにみえるのであります。これは私は遺憾だと思ひます。日本經濟史の研究家が非常に澤山出來て來まして、日本經濟史なら誰でもやれる、文書を持つて來れば日本經濟史の研究が直ぐ出來るやうに考へる傾向があります。殊に先程も申したやうに、その文書に對する批判がなくとも、それがオリジナルドキュメントであるといふことで大目にみられる場合があるのであります。實際に資料の確實性を考へますと、その研究に多くの困難が存するにも拘らず、日本經濟史の方に手を染める者が多く、西洋經濟史の方は語學と資料との關係からか、甚だ少ないやうに思はれてならないのであります。經濟史全般の發展から申しますと、西洋經濟史の研究はもつと盛んになるべきだと思ひます。私としては今後西洋經濟史に關する一層大なる研究の發表されんことを希望する次第なのであります。

以上申上げましたことは、私が西洋經濟史の研究をやりまして失敗したことでありませう。外國人の書いた

ものなら何でもいいといふので引用して註をつけたのであります。つまりある意味において懺悔です。今後の研究においては本當の研究の現はれることを衷心より希望するのあまり、蕪雜なことを申上げ、敢て御清聴を煩はしました次第であります。

(昭和十六年十一月二日)

資料への反省

去る十一月一・二日の兩日、早稲田大學において、社會經濟史學會の大會が開催せられた。私は同學會の一員として、わが國における經濟史學の綜合的研究機關たる同會が健全なる發展を續けてゐるのを見て、衷心よりの欣びを禁じ得ない者である。同會が設立されてから滿十年を経過し、今回はその第十一回目の大會である。十年一と昔といふが、今その十年以前を回顧すれば、少なからざる變化がある。その頃は經濟史理論の華やかな時であつた。その理論を裏づけるべき實證的研究の貧弱さにも似ず、理論的討議が華華しく展開されてゐた。かかる理論は一部の青年學徒を牽きつける魅力をもつてゐたし、又それに依つて、本來滋味な、何れかといへば骨の折れる割に實際的效果の少ない經濟史研究といふやうな仕事に、人人の興味を喚起する功績のあつたことは否定し得ない。しかしそれは本當の意味での經濟史學の發展とはいへない。

經濟史研究の如きは、一朝一夕を以つて大成し得るものではない。根本資料の蒐集・資料の確實性の検討等の煩瑣な仕事を一と通り終つた後に始めて到達し得るものであつて、辛棒強く不斷に努力してゐることが必要である。勿論このことはすべての學問研究についていひ得ることもあらうが、特に經濟史のやうな學

間において著しい。かかる労作は單に一人の努力に依つてのみしては不可能である。多くの人人の協力を俟つて始めて可能である。如何に明快な理論でも、それが實證し得ない限り、經濟史としては一顧の價値なきものである。一部に偏した資料に基づく議論、不確實な資料を基礎として樹立された理論も亦採るに足らぬものである。

理論的論争の展開が各自にその理論を裏づける資料の搜索となつたことは、當然であるとはいへ、經濟史學界にとつて幸ひであつた。華美な理論闘争から、滋味な資料検討に移つていつた。わが社會經濟史學會が常にその質實な研究に多くの援助を與へてゐたことは、その十年の歴史の證するところである。勿論それは「極めて満足な」といふ形容詞を呈するには、未だ不十分ではあるが、とにかく着實な動向に一步一步、その歩を進めつつあることは認められよう。

今回の大會において、その報告が四つの部門に分けられ、自由題目の外に、日本社會經濟史・西洋社會經濟史・東洋社會經濟史の三つの部門においては特に題目が選定され、平常その方面の研究に従事してゐる新進學徒の報告がなされたことは、それらの方面のわが國における研究の動向を知る上に便宜であつた。

今回の大會を通じてみても、そこになほ今後なさるべき問題がいくつも存在してゐることに氣がつく。日本經濟史において採り上げられた題目は、農業及び土地制度であつたが、大體根本資料の検討に力を注ぎ、そこから何らかの結論を生み出さうとする努力は十分に看取される。そしてそれが正しい動向であることは、

上述したところでも明かであらう。ただ私としては三つの點を注意したい。一つは根本資料をあまりに單純に信じ過ぎないやうにといふことである。それは恐らく西洋及び東洋の部門についてもいひ得ることであらう。資料は直ちに事實ではない。資料は事實の遺していつたか、けに過ぎない。一つの法制が定められたといふことと、その法制が實行されたかどうかといふこととは別問題である。調査や記録が常に確實なものであると考へてはならない。従つてその使用した資料が、假令確實な當時の根本資料であつたとしても、なほその確實性を周到に吟味する必要がある。

第二に一つの問題に關する資料のみ集中して、それと相關關係にある他の資料を無視しないことである。小作問題とか、人口問題とかを検討するに際し、従來動もすれば、直接それに關係ある文書だけを抽出して考察する。勿論それ以外の文書の現存しない場合は止むを得ないが、もしそれと多少とも關聯ある文書の存する時には、常に相照合する必要がある。それに依つて始めてその資料の意義を知り得るし、又その資料の嘘を發見することが出来る。歴史現象は單獨な孤立現象ではなく、綜合現象だからである。

第三に結論を急ぐ勿れといふことである。勿論多くは一應の結論であり、いくつかの限定を置いての結論であらうが、結論を急ぐために、物を型についてみようとすると、型についてみようとすると、從來有してゐる一つの概念的發展に關する知識が不知不識に先行する。しかもその多くが西洋人の物の見方である。切角根本資料を検討しながら、自分の眼でその本質的なものを把握しようとしなさい。勿論このことは非常に

困難なことである。しかしそれに依つてのみ、研究の新しい展開が可能であり、又わが國についていへば、學問的獨立が成就し得るのである。

以上私は自分の感じた不満を述べたのであるが、全體として經濟史研究の動向については、むしろ甚だ満足してゐるのである。社會經濟史學界の創立當時のやうに、外界の、社會的部面のみが研究の對象とされずに、人間の經濟生活そのものの分析には入り込んで、その真相を明かにしようとすることは、確かに經濟史本來の目的に添ふものである。勿論そこには鬼面人を威かすやうな議論は生まれて來ないだらうが、人類の經濟生活の根本を明かにし、一方數千年來攷致として努力して來たわれらの無名の祖先の業績を明白にし、他方經濟的發展の將來への洞察を明確ならしむる上に役立つであらう。そしてそれらの研究の成果の上に新しき史論が、われわれ日本人の手に依つて創られる日があることを確信してゐる。それは單に日本經濟史についてだけではなく、東洋經濟史においても、西洋經濟史においても、本當の意味でのわれわれの手に成る經濟史を描き得ることを期待してゐる。

(昭和十六年十一月六日)

資料の確實性

私は經濟史を研究してゐる。經濟生活の真相を明かにしたいと志し、出来る限り原資料に依據しようと、これが蒐集に努力してゐる。さういふ努力を續ければ續けるほど、世の中のこととは容易に斷定し得ないものだといふ感を深くする。だがそれと同時に原資料の検討は次第にその當時の社會相の再現を可能ならしめ、その變遷に一つの史的必然性の存することを會得させる。

悉く書を信ずれば、書なきに若かずとは古人の言である。悉く資料を信ずれば、資料なきに若かずといふこともいへるかも知れない。古い時代については資料が少ないから、資料の眞實性を確めることも出來ず、書かれてゐること、遺されてゐるものについて一應信用するより外にないが、下つて近世になれば、遺つてゐるものも多く、文書として保存されてゐるものも少なくないから、相當相矛盾する資料が発見される。何れが正しく、何れが誤つてゐるか、判斷に苦しむ場合がかなり多い。

史學研究法の第一に述べられてゐることは、資料の確實さを吟味することである。それがその時代の眞物であるかどうか、紙質や形式は正しいものであるかどうか、さらにそこに書かれてゐることは正しく、間違

ひはないか、それらを吟味することは、史家のなさざるべからざる仕事である。公文書や日記や書翰、金石

文、その他一切の資料は、必ずしも正確な事實を記述してゐるものでないことは、すでに多くの史学研究法に指摘してゐるところである。従つて史家は先づそれらの資料の確實性を検討する必要があるのである。恰もそれは自然科学者が一つの實驗をなす前に、すべての準備が正しくなされてゐるかどうか、装置に誤りがないかどうかを検査するのと同様である。事實を歪曲した資料を基礎として記述すれば、それは歴史としては無意味である。然るに動もすれば原資料さへ引用してゐれば、正確だといふ錯覺をもつ者が多い。

ところが前述の如く、資料の確實性を明確に規定づけることは頗る困難である。疑惑をもつといくらでも疑惑が出て来る。私は豫てから江戸時代の農村人口について興味をもち、それに関する原資料を蒐集してゐる。五人組人別帳・人別書上帳・村明細帳、殊に宗門改人別帳の如きは、その最も重要なものである。従來江戸時代の人口調査としてよい研究と思はれるものは大體それらに基づいてゐるものである。それらの資料は相當集まつた。まづそれを基礎として議論を進める前に、これらの資料の確實性を明確にしなければならぬ。

それらのうちで一番確實性の多いものは、宗門改人別帳である。といふのはそれが一種の思想取締りの臺帳でもあつたから、相當周到な用意を以つて人別調査に當つてゐるからである。「宗門改御出役留書」といつたやうな文書を見ると、毎年行なつたこの行事について、かなり嚴格に規定され、相當眞面目にやつてゐ

たことが知られる。これを他の資料と比較するとその重要視されたことがよく解る。例へば人別書上帳とか村明細帳などでは随分酷い作爲をやつてゐるものがある。例へば恐らく助郷か何かの必要から村の人口・馬牛數などを調べたのであらうが、さういふ人別書上を見ると、馬の數を減じたり、十六歳以上、四十歳以下の壯丁の數を極度に減じたりしてゐるものがある。助郷の加役を恐れたためであらう。昔も今もかうした届出には不正が多い。砂糖の配給に人數を申告せたら倍近くになつたといふのも同じことだ。もしこれを資料として、當時の農村の衰微甚だしく、一村の壯丁の數かくの如く少なしと引例したならば、讀者は成程と感心し、議論にも都合がよいかも知れないが、本當のことではない。

それならば宗門改人別帳の調査は正確かと聞かれると、さうだと肯定することは出来かねる。ただ外の資料と比較して、より正確だといふに過ぎない。勿論今日の國勢調査のやうに何月何日何時の調査といふわけにはいかないから、時間的に不正確であることは敢ていふまでもない。又調査方法も今日のやうに科學的でないから、随分誤りが多い。何年分かの宗門改帳を比較してみると、年齢が後になつて逆に若くなつてゐるものさへある。又宗門改帳に依つては女房の名前が記してないのがあるから、どうかするとあまり年齢が若くなり過ぎるので、後妻だらうと推定する場合もある。だが年齢のあまり違はない後妻だつたら、後妻かどうか全く解らない。

しかしかうした間違ひはあまり問題ではない。今の統計だつて随分怪しいものである。かうした粗漏な誤

りでなく意識的に細工がしてある。すでにその村にゐない人間を算へ上げたり、又ゐるのにも拘らず、これを除外したりしてゐる。もしその出入が同じパーセンテージなら、全體として人口數には問題が起らないのであるが、必ずしもさううまくはいつてゐない。さうした差異はどうして發見するか。それには、その村に關する同じ年の他の帳簿の存在することが必要である。例へば人別調査費用の割宛帳などがあると好都合である。普通宗門人別改めや、その外人別改めに要した費用は、百姓の大小によらず、その人口數に割宛てて取り立ててゐる。一人あたり二十文なら、五人の家族なら百文といふやうにやる。これを宗門人別帳に書き上げられてゐるものと比較すると、割宛帳になくて、人別帳だけにある家がある。従つて總人數が違ふ。そこでその時その村にゐない家が人別帳に書き上げられてゐることが解る。それならさういふ割宛帳の數が正確なものかといふと、これ又疑問がある。ただ實際に村入用を支出する者であるから、比較的精密に近いといふだけである。

宗門人別帳に記載されてゐない者をどうして知り得るか。これは記載されてゐて、實際にゐない人間を知ることより、さらに一層困難である。だが他の文書類と突き合せてみると、ある程度まで解る。明治初年に農村の人口が急激に増加してゐる。その理由が解らないといふ人もあるが、これは宗門人別帳に載つてゐない浮浪の徒が澤山にゐたからだ。そして明治初年には本籍地人口を算へてゐるから、何縣何郡何村に住居しなくとも、その村の何某の妹だといふことになれば、その戸籍に入り、一人と算へられることになる。今ま

で浮浪の徒で無籍者、所謂無宿だつた者が急に戸籍に入れられたから、人口が増えるのは當然である。決して明治初年に生産力が増大し、それにつれて直ちに人口が増加したのではない。生産力と人口増加の關係はそんなに急激に作用するものではない。だから次ぎのやうな事件が澤山ある。ある男がある女と縁を結んだ。子供が出来た。ところが女は江戸時代に村を出てゐるので籍がない。子供が可哀想だから正式に結婚届を出したが、その村役場では受けつけない。致方がないので女の故郷の村へ照會を出してゐる。簡単に承認されれば、それで片がつくが、家出をするくらいだから、大抵いろいろ事情がある。當局者は随分厄介だつたらうと思ふ。だがこの場合でも、日本人の悪い癖で表面だけを糊塗して誤魔化したと思はれるものがある。

序でだからいふが、宗門改人別帳が不正確なもの、日本人のこの悪い癖のおかげだといつてもよいと思ふ。江戸時代の百姓の家は存続しなければならず、濫りに潰すことは法禁である。潰すとなると厄介である。誰でも厄介なことはしたくない。百姓は勿論、役人と雖も同様である。表面だけでもちやんとつてゐれば實際はどうなつてゐても問題にしない。なるだけ面倒なことを避け、虚偽を届け出る。この癖は今でも決してないとはいへない。そのくせ形式的には頗る喧しい。様のつくりが崩れてゐるのはけしからんとか、御の字を草書體に書いてはいけなやか、とてもうるさい。それだから、ますます内容の方は嘘をつく。變りございませぬ、といふのが一番よいことになる。

江戸時代の農村人口を知る上に、最もよい資料は宗門改人別帳だが、その調査はかなり不正確だといふこ

とになると、結局江戸時代の農村人口は正確なことは解らないといふより外ない。だが大體は推定し得る。初めにいつたやうに、かうだと断定することは、歴史についてはなかなか出来ない。かうなると荻生徂徠のいふ「なるべし」説は面白い考へ方である。歴史は要するにかくあるべしに過ぎないといへよう。

しかし史家がかくあるべしと推定するのは單に想像に任せていふのではない。資料の確實性を検討してゐるうちに、その資料の屬する時代を理解することが出来る。前に一例として擧げた宗門改人別帳の確實性を見極めるだけでも、相當その當時の社會相を理解しなければ出来ない。又その資料の生じて來た百般の手續を巨細に知らなければならぬ。換言すればある資料の確實性を明かにしようとするならば、一方その資料の屬する時代の全般的社會相を明かにすると共に、他方その資料に關係ある微細な知識を必要とする。これは論理的にいへば循環する。しかし實際には循環しない。資料の確實性を明かにせんとしつつ、次第にその時代の理解が深くなる。その時代への理解が深くなれば、資料の確實性は容易に判定し得るやうになる。故に史家は先づ資料の確實性を明確にすることが第一に必要である。

勿論史家の任務がそれだけで盡きてゐるといふのではない。さらにより大きな仕事が残つてゐる。それは理解し得たところを再現することである。だが今は與へられた紙數も盡きた。ただこの方面も頗る困難な仕事であることを示すために、古人に「書は言を盡さず、言は意を盡さず」といふ句のあることを指摘するに止めて置かう。

(昭和十六年八月六日)

資料の實驗

歴史の研究で最も重要なことは資料の確實性とその重要性とを明かにすることである。私は今江戸時代の資料について少しく検討を試みてゐるが、その方法は普通考へてゐるやうに簡單にはいかないが、やつてみると、なかなか興趣の多いものである。

資料としては同種類のもが澤山あることが必要だ。一枚や二枚の文書を以つて、その時代の社會全般を推測することは甚だ危険である。しかし資料といふものは案外に乏しいものである。古くなればなるほど少ないから、それだけ史家の創作的要素が多くなり、どうしても判断出来る恐れがある。だが江戸時代ぐらゐならば、未だ相當遺つてゐる。

かういふ場合、珍奇な資料は必要でない。今知らうと思つてゐるのは、江戸時代の一般の生活がどうであつたかを明かにしようといふのである。それにはある部落のある特殊の現象に關する珍しい資料よりも、一般人の不斷に記録してゐたやうなもの、例へば借用證文とか、宗門人別帳とか、五人組帳とか、日記とかいふものの方が價值がある。珍奇なものは多くの場合例外的現象の資料である。

江戸時代に随分澤山書き遺された筈のものであつても、今になると僅かになつてゐる。例へば五人組帳のやうなものは何萬又は何十萬といふ數があつた筈であるが、今日傳はつてゐるのは數百部、多くとも千部をあまり越えまいと思はれる。しかしとにかく同じ種類の記録が百部以上集まれば、ある程度の確實さをもつ結論に到達することが出来る。

それらの資料が揃へば、一通り検討の材料は出来たといふものだ。自然科学における實驗材料が具備されたやうなものである。しかし實際の場合にそこに集められた資料がすべて純粹なもの——所謂根本資料であるといふわけにはいかない。その當時の人が實際の必要から記録した現物のみが揃へば、これに越したことはないが、なかなかさうは集まらない。後になつて誰かが何かの必要から、又は何らかの興味から、寫して置いたもの、これらはもう大分資料としての價値が劣る。さらに現代になつて活字に印刷されたものは（その校訂編纂のやり方にも依存するが）さらに價値が劣る。

例へば五人組帳にしても、實際その村の庄屋又は名主が記録して公式に届け出たもの、又はその下書、あるひは控を第一とすると、それを筆寫したものや、習字の手本に使用したものなどは第二、さらに現在印刷刊行された記録集の如きは第三以下としなければならぬ。何故ならば、第一のものであると、そこに現はれてゐる用字の誤りや、文章の間違ひ、振假名などでも、それを書いた當時の人の知識の程度や、書いた人のその記録に對する心構へが窺ひ得るけれども、第三のものであつては印刷職工の誤植とよりみることが出

來ないからである。

とにかくさうした資料に對する一應の検討が終れば、次ぎに新しい検討を加へる必要が起る。それは多くの場合、それらの資料が内容においても、外形においても必ずしも同一でないからである。借用證文のやうな比較的形式の變化の少ないものでも、時代に依つて文句や形式が違つてゐる。内容の違ふことはいふまでもない。そこで、これらの變化の筋途を明かにするためには、いくつかの實驗をやつてみる必要がある。敢てここで自然科学のやうに實驗といふ言葉を用ひる。

第一に最も容易になし得る方法は、時間的に配列してみることである。最も容易だといつたが、必ずしもわけなく出来るといふ意味ではない。何故ならば、すべての文書に年月日が記してあるわけではないから、一つの文書の記録された時を推定するのにも、相當骨を折つて、あらゆる角度から調査しなければならぬからである。それらの困難を突破して、時間的配列に成功すれば、そこに一つの實驗の結果が現はれる。例へば借用證文のやうなものならば、金利の變動などを明かにすることが出来る。

ところが江戸時代のやうな場合には、この實驗だけでは不十分である。日本全國の經濟状態が一樣であり、社會各層の區別があまり甚だしくなければ、上記の實驗でもある種の効果を擧げることが出来るが、各地が異なつた状態に置かれてゐる場合には、そこに現はれた結果は無意味なものに過ぎない。そこで第二の實驗を必要とする。同じやうな社會状態に置かれた地方別に配列する。江戸の文書だけとか、天領のものだけと

か、それぞれその資料に相應じた配列を行なつてみる。さうすると、そこに何らかの結果が現はれて来る。その外實驗の方法はいろいろあり、段落と複雑な方法を採用しなければならぬ。その結果としてそこにその時代の社會状態をある程度まで鮮明にすることが出来る。勿論歴史現象は自然現象ではない。これだけで史的真相を明かにし得るものではない。ただかういふ方法でも、ある程度まで過去の真相を客觀的に明かにし得るといふことをいはんとするのである。そしてそこに私自身が一つの科學的興味を感じつつあることを述べんとしたに過ぎない。

(昭和十五年十一月十三日)

表現について

内容の空虚を無視して、徒らに誇張した表現を探ることは最も卑しむべきことである。だが内容さへよければ、表現はどうでもよいといふ考へ方も避けなければならない。

表現は一つの技術である。しかしそれは單なる技巧ではない。表現には生命が與へられなければならない。

われわれが意思を表示する際に言語文字をもつてする。日常の用務を便するためには共通の言語文字をもつてすれば足りる。だが少しく繊細な感情を表現せんとしたり、嚴密な理論を表示せんとすれば、直ちに困難を感じる。幾多の齟齬を來たす。人間社會の衝突は表現技術の拙劣なるに由る場合が少なくない。

言語文字は人間相互間の約束である。相手がその約束を無視せる場合、又はその約束を知らざる場合には何らの効果もない。さらにもしその言語の概念内容の相違する場合には、反對の表現と見做さるることも少

なくない。表現の方法は相手によつて異ならざるを得ない。

言語は永い期間に自ら作られたものである。言語の歴史性を無視して表現する場合には、同じく大なる過誤に陥らざるを得ない。

正しい表現は正しい言語文字を使用することによつてのみ可能である。だが正しい言語文字とは単に単純化されたものを意味するのではない。複雑なる思想には自ら複雑なるものを必要とする。

正しい表現は正しい言語文字を正しい機会に使用せるものである。このことは決して容易なことではなく、單なる文章の技巧を修得することによつて達せられるものでもない。文章の技巧はある程度まで模倣することが出来る。表現の方法を知る上に文章の技巧を修練することは勿論必要である。だが同時に自己のいはんとするところのことを如何なる表現をもつてするのが最も正しい意思表示であるかを、常に反省する慣習が必要である。それらの反省は常に自己の意思内容を明確にし、充實することに依つてのみ可能である。それらによつて自ら独自の型も生まれ、生命も附與される。文章の修練は人間修練と何ら異なるところはない。

(昭和十七年八月二日)

讀書偶感

一

讀書を好む人間からみると、讀書を奨励するなどといふことはおかしなことである。奨励しなくとも、讀みたい者は讀む。ただ無暗に強制されたり、義務として讀まされるといふことになる、讀みたくなくなる。ある人は人が賞讃し、猫も酌子も讀むやうな流行の書は讀みたくなひ氣持になるといつた。流行の變遷を追ふて讀書するが如きは、讀書子本來の面目ではないから、これも尤もなことである。讀書を好む人間からいふと、自ら撰んだ書物に讀み耽けることが出来る時が一番楽しい。

新本のインクの匂ひも高く、一枚めくるとにバリバリと音するのも、讀書子にとつては何ともいへぬ楽しさであるが、又諸所尋ねあぐんだ揚句、やつと手に入れた書物を、あちらこちらとあけながら愛玩するのも、又別の悦しさがあるものである。それらはやがて讀書を好むといふことから、書物愛の域に到達する前提をなすものである。己が好む書物とあれば、乏しい財囊の底をはたいても買はずにゐられないのが、讀書子の心情である。

讀書を好まぬ人、讀書に耽ける楽しみを知らぬ人からみれば、これほど愚なことはないであらう。書物は死物である。書物から得た知識は決して實際には役に立たない。書物ほど退屈なものはない。假りに何か問題をもつてその解決を得んとして書物を開いてみるがよい。書物は決して適切な解答を與へて呉れない。かうした考へをもつ人人にとつて、書物は應接間の裝飾品か、睡眠劑以外には、あまり役にも立たない。書物ほど邪魔なものはないといふことになる。

書物が實際の役に立たないことは事實である。書物から得た知識をそのままに信ずれば大なる間違ひを生ずることは、むかしの人のすでにいひふるしたことである。盡く書を信ぜば則ち書なきに如かずとは孟子のいふところである。又書物はこれを読む者の態度如何に依つて、如何なる名著と雖も、一塊の死文字に過ぎない。讀書を好まぬ人の大部分は受信器をもたずしてラジオを聞かんとするに類する。書物は單なる文字の併列に過ぎない。

ある人は讀書を好み、ある人は讀書を好まない。好まぬ人にとつて讀書は苦痛である。かかる差異を生ずるのは何に基づくか。生れつき病身で、友達と遊ぶことを好まず、室にとちこもつて書物を読んで、獨りで楽しんでゐる少年がある。何時の間にか知識を得る欣びを感じる。世間でも彼を讀書好きの勉強家ときめる。彼自身も讀書を好むと信ずるやうになる。これに反して、身體も丈夫で、活潑な少年は友達との遊戯に最も多くの興味を感じる。彼は讀書しようと思つても、遊び疲れた身はそれに精神を集中させることに困難を感

ずる。すぐ飽きる。疲れてゐない時は、その肉體の活力は彼をちつとさせて置かない。彼は自分で讀書のつまらなさや苦しさのみを感じる。周囲も彼を讀書嫌ひと認め、時に勉強を強制しようとする。強ひられて彼はますます讀書に對し嫌惡の情を感じるばかりである。

かうした過程が讀書の好きな人と、讀書を嫌ふ人とを作り上げることはあらう。しかしそれは本當の意味での讀書子を作り上げる途ではない。私は時折勉強家と親もいひ、當人も自認してゐる青少年のうちに、この種の讀書好きのあることを知つてゐる。かういふ少年は概して神經質である。一つのことを突きつめてやつて行かうとする精神的迫力を缺いてゐる。物ごとを安價に考へがちであり、讀んだといふ書物は少しも身についてゐない。批判力が極めて少ない。もし軀が丈夫であり、他に面白いことがあれば、容易にそつちの方へ轉じていく可能性の多い少年である。頭腦は頗る散漫であるが、ただ子供の時から書物に親しんでゐた關係から讀書に對する興味だけは普通以上にもつてゐるのである。しかし大人になつて、他に興味でも出て來れば、容易に讀書を忘却し得る種類に屬する。「昔は本などもよく讀んだものであるが、この頃は仕事が忙がしくて本を見る暇もない」などといふ言葉は、恐らく諸君もしばしば耳にしたことがあらう。本當の讀書子といふ者は暇をみて讀書するのではない。暇を作つて讀書するものである。

讀書偶感

讀書を好む人間はさうした單なる少年時代の經歷からだけで出来るものではない。もつと深い根柢から出來るものである。少年時代には誰でも知識欲が盛んであり、質問好きである。その知識を得んとする努力

は動もすると大人の無關心に依つて消耗されてしまふ。その芽生が幸ひにも書物に依つて満たされると、彼等はそれからそれへと書物を漁つてゆく。そして彼等の力の及ぶ範囲でそれを諒解して満足する。書物は彼等のもつ疑惑を満足させるわけではないが、彼等に次ぎ次ぎと未知の世界を展開して呉れるし、その扉を自ら開くことが出来たといふだけでも、彼等は限りなき喜悅の情を感じるのである。

小學校にも上らぬ子供が假名文字も覺えると、大人の讀む新聞や雜誌の中から自分の知つてゐる字に目をつけて、聲をあげて讀む。又お伽話から大人の思ひもつかぬやうなことを考へ、その想像力の大きなことは驚くべきものがある。かくして彼等は喜悅の情を以つて、新しい書物を迎へ、心の糧を豊かにしていくのであつた。子供の大部分は讀書好きとなる萌芽をもつてゐるものである。讀書を好まぬといふやうな習性は、むしろその後知らぬ間に作られたものである。

二

知識欲といふやうなものが人間生活の基本にある以上、どんな人でも廣く知識を求めたくなるのが當然であり、又それが文字を創り傳へたことにもなり、書物を作つた動機でもあるが、讀書の初めはただ何となく讀むのであつて、目的を立てて讀むのではない。いはば濫讀である。大方の識者は濫讀の弊を認めて、濫讀はいけないといつて戒めてゐる。だが濫讀に依つて人は自ら讀書趣味を知るのであらう。私などは未だに濫

讀の癖を抜け切らない。

感 偶 書 讀

濫讀とは何か。手あたり次第に何でも貪り讀むことであらう。だが又時に精讀に對していふところをみると、粗讀を意味するやうでもある。しかし書物にはいろいろな種類がある。初めから終りまで通讀しなければならぬものもあり、必要な部分だけを抜き讀みすれば足りるものもある。精讀を必要とするものもあれば、粗讀でよいものもある。何でもかでも精讀せよといふのは愚の至りである。人が何でも精讀をよしとして獎勵するのは、恐らく書物の少なかつた時分の讀書論の餘風を傳へるものであらう。五車とか三十乗とかを以つて書物の多きに喩へた頃ならば、書物として傳はつてゐるほどのものは、何れも精讀する價値があつたかも知れないし、又全部精讀しても高が知れたものであらう。他方粗讀の辯護によく用ひられる「讀書百遍義自見ゆ」といふ言葉でも、書物の数の少なかつた時代の話である。同じ書を百遍も讀む餘裕などは今日の人には與へられてゐない。濫讀は精讀に對する言葉ではないが、濫讀をする者は精讀せずに、甲から乙へと轉轉として讀みちらすことが多い。辭林などを見ると亂讀の字をあてて、むやみに讀むこととあるが、正確ではない。一つの書物を讀了しないうちに、興味がなくなり、他に轉じ、少しも辛棒して讀了することはない。どの本もどの本も最初の數頁を閲しただけで止めてしまふのが濫讀家の弊である。勿論今日のやうに毎月澤山の本が出版される時代には、最初の數頁を見れば、それで澤山な本も少なくはないが、それは相當書物を讀み、書物に對してある程度の判斷が出来るやうになつてからの話である。それまでは大抵の本

が讀了を必要とする。又それが著者に對する禮儀でもあらう。その判断が出来るためには、むやみに讀むことが必要である。多讀することは時に精讀以上に必要なことかも知れない。

少數の選ばれた書物を精讀することも、今日のやうな書物の多い時代には必要なことであることは疑ひない。しかし選ばれた書物といふのは、誰が、どういふ標準で選んだかが問題である。選んだ人間が果たしてそれらの書物を十分熟讀玩味してゐるかどうかさへも、時に疑問なことがある。ましてすべての書を讀破して、そのうちからよいものを選ぶといふことは、一人の人のよくするところではない。もしすべての書を讀破せずしてなされたものであるならば、そこに掲げてないものうちにも、精讀されてよい良書があるかも知れない。誰も顧みないものうちに案外崑山の遺珠があるものである。又その選擇の基準も各人に依つて立場があり、好みも違ふ。そののみを信賴することは頗る危険である。

讀書から受ける感激はその時の讀者の狀態に依つて著しく違ふ。少年の時に頗る強い感銘を與へた書物を今日出して讀んでみると、どうしてこんな本に感激したかと思ふことがある。これに反してかつて退屈でたまらなかつたやうな本が、今日却つて大いに得るところの多いのに驚く。一遍讀んだぐらゐでは容易に判断し得ないものである。又名著必ずしも讀者に感激を與へるとも限らない。無名の著から時に大なる利益を得ることもある。讀者の年齢と教養と讀書の際の心的狀態とに依つて、同じ書物から違つた印象を受ける。況んや甲の感心した本を乙が必ず感心するとは限らない。大衆の喜ぶところの書物が却つて愚著である場合が

少なしとしない。流行の書は讀まずといふも一つの見識である。

かう考へて來ると、結局書物は自ら澤山讀んで、自己の見識を高めつつ、自ら選擇するより外にない。讀書の指針とか、方法とかいつても、それは單に一つの標準を示すに過ぎない。どつちに行つてよいか途に迷つてゐる人間に、左にいつたらよいとか、右においでなさいとか、方向を示唆するに過ぎない。讀書の途は自ら探し、自ら開いて行くより外にないのである。經濟學をやりたいと思つたら、經濟學に關する書物を片端から讀破するくらゐの勇氣をもつてぶつかつていくがよい。濫讀の弊に陥るほど多讀するうちには、自ら何かを握むことが出来る。僅かばかりの本を讀んで、その本に示されたものがただ一つの考へ方であると信じ、他を顧みないやうになることは、濫讀の弊害よりも、さらに大なる弊害であるといへよう。

三

讀書を好む者の陥る弊は濫讀そのものではなく、ただ讀みすてにしてしまふ點にある。讀めばよいと思ひ、むやみに讀むが、讀んで少しも身にならぬ場合である。「五雜俎」に書を好む人の三病をあげてゐる。一つは徒らに高名の著を集め、中味を讀まぬ病である。牙籤錦軸裝潢のうるはしきを街ひかがかし、書名を知るに止まるものである。第二は廣く舊記秘策を蒐集するが、一向これを研究しない病である。空しく多きに誇り塵にけがして半ば高閣に束ねて置くだけで、書肆同様であるといふ。第三の病は廣く學び多くを識つて

讀書感

も、肝心の窮理修身のつとめをせぬものである。

書を好む者の陥る弊害はその外にも多い。「鹽尻」の著書は以上の三病の外に「利の爲にし名の爲につとむるあり、詩を作り文を書く事のみ學びて、自反慎獨の思惟はかつてなき人あり、或は禪子の言を好て半ば異學に落入も侍るにや、世人これを辨へずして、書をあつめ文字をさへよめば、學者なり儒者なりと思ふ、いと愚なる事なりけり」といつてゐる。

これらはむかしの人の好書癖に對する非難であるが、そのあるものは今の人にもあてはまる。しかし私はそれらを大して悪いこととは思はない。道樂として考へれば、むしろ結構な道樂である。大正十二年の大震災で焼けてしまつたが、安田善次郎氏の松廬舎文庫などは、さうした道樂の尤なるものである。誰でも興味をもち、餘裕のある者なら、珍書蒐集でも、記録蒐集でも結構である。それらを一一窮理修身に結びつけなくてもよい。たださうした道樂人を學者とか思想家とか考へる方が間違ひである。だから一般讀書子の好書癖がこの程度に進んでも一向差支へないと思ふ。ただ濫讀から生ずる無益の讀書癖は止めた方がよい。勿論それを他の變な道樂と較べれば、遙かにましではあるが、頭腦を散漫ならしめ、思考力や批判力を著しく弱める。

人間の頭腦が驚くべき組織であることは今さらいふまでもないが、その微妙な作用は使用法如何に依つては思ひも依らぬ力を發揮するが、やり損へば取りかへしのつかぬものになる。人に依つて頭腦の作用に差異

はあらうが、それも訓練に依つてある程度まで發達させることが出来る。いくらいろいろなものを濫讀しても、頭腦の中で整理さへうまく出来れば、障害は起らない。人間の頭腦は練習に依つて同時にいくつかの問題を考へることさへ出来る。あれやこれやと讀みちらしても、讀んだものを頭の中で整理して置きさへすればよい。それは誰でも練習に依つて出来るものと私は信じてゐる。現に小學校から大學に至るまでの講義の時間表をみるがよい。随分思ひもよらぬものが隣り合つてゐる。數學の次ぎに國語をやり、歴史の次ぎに化學をやつたりして、しかも一時間ぐらゐに刻んで教へられてゐる。人間の頭腦の中で整理していく力がなかつたなら、恐らく混亂に陥つてしまふに違ひない。

讀書でも同様である。必ずしも困難を冒してまでも一つの書物に嚙りついてゐなければならぬ理由はない。(大著を通讀し得たといふことから、自分の讀書力に自信を得んとするならばそれは別問題である)ただ斷つて置かなければならないことは、その際單に易きに就くことを目的として、徒らに轉轉してはならぬことである。さうすれば前に述べたやうに頭腦を散漫ならしむるのみである。元來讀書の楽しみは慰安から來るものではない。容易に讀め、容易に了解し得るものから受ける樂しさは極めて淺薄なものである。大學生には小學生の讀むやうなものは如何に容易に讀め、如何に容易に了解し得ても樂しくはないだらう。難解の書を読み終へた時の樂しさ、それは難讀苦讀であつたかも知れないが、一種の快感を覺えるだらう。丁度何か一つの仕事を仕上げたやうな欣びをもつ。さらに難解の書を理解し得た時、會心の言論を發見した

時、未知の世界を教へられた時、讀書子に與へられる欣びは決して少なしとしない。しかしそれらの欣びや樂しきは自ら努力し、自ら開くのでなければ本當のものではない。易きに就くことは常に人生行路における惡習なるのみならず、讀書においても避けなければならぬものである。

(昭和十五年八月四日)

讀書 三 味

讀書にもいろいろある。何か特別の知識が必要になつて、その参考になりさうな書物の一部をあれやこれやと探すやうな読み方、論文を書く時などに、多くの参考書を検査する場合には、止むを得ずこんな方法もやる。この場合索引のない東洋の書籍は頗る不便である。かうした辭書索引のやうな読み方は、本當の讀書とは考へられない。手取り早く知識を得る必要がある場合は別として、讀書を樂しみ、味はふといふには不向である。

一體讀書の本當の味は漫然と讀むことを樂しむのにあるのではなからうか。修養のための讀書、研究のための讀書、知識見聞を廣めるための讀書も有用であることは疑ひない。しかしさういふ場合、書物は第二次的な役割よりもたない。眞の修養は讀書に依つては得られない。書物さへ讀めば、修養が出来るならば、古來何百萬か無數に出版され、かつ讀まれた聖人君子の修養書はもつと人間を賢明にしてゐる筈である。自身の體験に依つて修得する實際の經驗の方が遙かに人間修養の役に立つ。

讀書 三 味
研究の場合でも同じである。自然科学において書物になつて發表さるる時は、もう専門家にとつては後れ

てゐるといふことを聞く。實驗に重點を置き得ない文化科學においては、書物の占むる役割は、自然科學よりはる大である。しかしそれでも發表された論文よりも、研究の方は一步を進めてゐる筈である。わが國では永い間外國の學問に依頼してゐた。従つて外國人の發表した書物を讀み、これを紹介することが研究と稱せられてゐた。學者といふものは外國語が讀め、それをいち早く紹介する人間であつた。江戸時代の學者は主として支那の學者を根據とした。明治以降の學者は西洋の學者に根據した。孔子がいつたのだから間違ひがない。マルクスが説くのだから本當だといふ風な議論がかなり多かつた。何しろ何百年來かうした學風の下に育つて來たのであるから、今日でもその傾向は多分にある。かういふ場合に研究とは外國書を讀むことである。だから本さへ讀んでゐれば、勉強してゐると思つてゐる者もある。文化科學のやうな研究でも、單に讀書だけで新しい研究を開拓しようといふのは困難である。その研究する専門に依つて多少の相違はあるだらうが、自ら研究の資料を蒐集し、整理して、それに新しい議論が生ずる餘地があるかどうかを明かにしなければならぬ。資料の蒐集整理は讀書だけでは不可能である。自分で出かけて調査する必要もあらうし、自ら統計を作つてみる必要も起る。

むかしの學者は明窓淨几の下に靜かに讀書すればよいのであるが、これからはそれでは不十分にならう。研究には研究の設備を必要とするからである。

話は脇途にそれたが、要するに修養のためにしても、研究のためにしても、讀書は單なる補助手段に過ぎ

ない。あるひは豫備手段といつた方が正しいかも知れない。かうした讀書は讀書そのものから得る楽しみは甚だ少ないものである。恐らく楽しみより苦しみの方が多いだらう。殊にこの頃のやうに文獻の多い時には書物の名前だけ見てもうんざりするだらう。勢ひどうかすると亂暴な讀み方をしたり、無責任な批判を加へたりする。

多くの場合書く者は讀者より注意して書いてゐるのである。相當初めから順序を立てて書く。隨筆のやうなものなら知らず、論文のやうなものは順序を追ふて論じて來るのが當然である。むかしマルクス主義が旺盛であつた頃、左翼論者が反對派を攻撃してゐる批評には、論者がその論文で全體として何を主張してゐるのかを批判しないで、匆卒に相手の一言一句をつかまへてこれを非難するものが少なくなかつた。恰も外國語のよく讀めない者が外國書を引用するに類するものである。研究に必要な讀書でも抜き讀みは餘程注意しないと危険である。なかなか楽しみといふわけにはいかない。

元來楽しみといふものは主觀的なものである。ある人に苦しみでも、他の人には楽しみになり、他の者にいやなことでも、ある者には好ましいことがある。しかし楽しみは他から強制されては駄目である。ゲエテやシェクスピアの名作でも教科書となれば、楽しんで讀むといふわけにはいかない。時には多大の苦痛となる。修養のための讀書、研究のための讀書も一種の強制である。その苦痛を克服したといふ欣びはないことではない。難解の書を讀破した時には、誰しも經驗する欣びであらう。だがそれは讀書自體の楽しみではない。

讀書の苦痛を突破した欣喜である。

何の目的もなく漫然と讀書することの弊害を指摘する識者は多い。だがその弊害はそんな大きなものであらうか。字を知り初めた少年が愉快さうに書物を読んでゐるのを見ると、目的なしに書物に親しむことも一つの大きな人生の楽しみではないかと思ふ。今日隨筆的な書物が盛んに出版されるところをみても、讀書の効果のある一面が窺はれるではないか。それは漫然と無責任に読んでよい本を多くの人が欲求してゐることである。それから何か知識を得ればよし、得なくともよいのである。

煙草が身に害のあることは誰でも知つてゐる。勿論煙草がある種の殺菌剤の効果をもつかも知れない。しかし愛煙家の誰もそんなことで喫煙するのではない。何故喫むといはれると困る。精神的慰安だといふのも、正直にいへば口實ではなからうか。ただ紫煙をくゆらしてゐることが、一つの楽しみなのである。つまりぬ書物を耽讀することは、あるひはかなりの害があるかも知れない。だが讀書に耽ける楽しみを青少年時代に經驗するといふことは、人間にとつて必要なことではなからうか。又大人になつても、時に欲得を離れた漫然たる讀書の三昧境にはいるといふことが、その者の生活に餘裕を作り、潤ひを加へる大なる効果をもつてはなからうか。だがその効果があるから、讀書するといふのでは駄目である。

私は近頃かうした漫然として讀書し得る時間が乏しくなり、本當の讀書の楽しみを享有することが出来なくなつたのを淋しく思ふ。一日の何時間かを割いてさうした讀書に當ててはゐるが、動もすれば追はれてゐ

る研究の方に心が向ひ、楽しみを楽しみとして享け入れ難くなるのが残念である。われわれの仕事そのものが讀書とあまりに密接であるために、それだけ讀書を享樂し得ないのである。(昭和十六年七月二十四日)

2

江戸時代における社会事業の萌芽

一

江戸時代における社会事業と稱すべきものは、勿論何れも消極的であり、大部分は救済すべき事件が発生してから始めて着手されるやうなものに過ぎなかつた。しかしそれは庶民が何れも健全であつて厚生の事業を必要としなかつたからではない。むしろ救済されるべき者は相当多かつたらうが、社会組織そのものが今日とは違つてゐたために起らなかつたのである。

當時の社会はもしそれが理想的に實現されてゐたならば確に社会事業の如き設備を必要としなかつたに違ひない。しかし世の中のこととは、頭のなかで描いたやうに簡単に實現されるものではない。却つてその長所と考へられた點が缺陷として現はれて来るものであるから、爲政者は常に周到の用意を必要とする。

江戸時代に限らず、人間の集團的結合には二つの種類がある。一つは血縁關係から成るもので、他の一つは地縁關係から成るものである。勿論この外に所謂利益社会といはるる集團があるが、それは今ここでは問題でないから暫く置く。

江戸時代にはこの二つの集團の結合を強化し、それぞれその集團内の經濟的獨立——各人の共存共榮を可能ならしむるやうな制度を作つてゐた。

血縁關係から作られたものは家であつた。ここにいふ家は單に同一世帯に生活する者を意味するものではない。遙かに廣い範圍に及ぶものである。血族として同一系統に屬する者は勿論、婚姻に依る關係者もある程度まで包含される。當時の言葉でいへば親類縁者である。

その中心をなすものは本家である。本家から獨立して世帯を營む血縁關係者は通常分家（處に依つては後に述べる別家の語をこれにあてた地方もある）である。分家は本家に從屬する。本家が繁榮してゐる時は、分家は本家の保護及び支持を受けるが、一度本家が危機に襲はれるやうなことがあれば、全能力を擧げてこれを救援しなければならぬ。

當時の識者はこの關係をよく樹木に譬へてゐる。幹が太く肥えてゐれば、枝葉は自ら繁茂する。幹が細く枝葉のみが大きくなれば、その樹は倒れざるを得ない。枝葉は切り棄てても幹を助けなければならない。分家は枝葉のやうなものであると。

この血族的紐帶は當時においてはさらに一般に擴大される。その中心をなす親子の觀念はあらゆる方面に適用された。君臣・主従・師弟の關係も親子の情宜に依つて説明される。久しく奉公してゐた者に新しく世帯を持たせて別家とする。血族者と同様に本家に對しては何時までも忠誠を誓ふ。即ち血族的擬制である。

それはやがて地主と小作人・大家と借家人の關係にまで及ぶ。「店子といへば子も同然」といつて得分の半分をせしめても致方がないといふことになる。

他の一つの集團たる地縁關係から生じたものは部落である。一村である。全部落が同一血縁關係から成る場合には前者と合致する。江戸時代にあつて稀にはさういふ場合もあつたが、多くの場合血縁關係のない者が一村を形成する。村は全體として協力し、大體において自給自足であることを理想とする。村のことは村で處置する。何か犯罪者があつても、成るべくは村だけで處置する。さらにそれを強めるために、幕府は五人組制度を作つた。五人組の職能の一つは相互援助である。困る者があれば、相互に注意し助力する。多くの五人組規定に次ぎのやうなことが記されてゐる。

「一人身の百姓煩に紛れなく、耕作罷成らず候時は、五人組は申すに及ばず、一村の者共寄合ひ、田畑仕付け收納仕候様に、相互に助合申すべき事」

この條項の目的が貢租の減少又は意納を防止するためであつたとしても、このこと自體は誠に結構なことである。かやうなことはかかる規定がなくとも、行なはれて然るべき美事である。五人組制度はさうした相互援助を上から法律的に強化したのである。そして地縁關係に依つて形成される集團の結合を制度化せんと

欲したのである。

二

江戸時代の社会はこの二つを觀念的にも強化することに努めた。「家」のため「村」のため、個人はそれらのうちのみ存在を許されてゐたのである。もしこれが理想的に運用されてゐたならば、そこに社会事業の入り込む餘地がない。救貧・教化・保護といふやうなことは、この何れかの集團に依つて當然行なはれなければならない筈だからである。

當時における社会事業的な行動を慈善といふ言葉でいふのは必ずしも妥當ではない。親が子を保護し救済するのは慈善ではない。一族のうちに困窮に苦む者、病んで醫藥の手當を受け得ぬ者があれば、これを救済するのは親類縁者の義務である。それは慈善ではない。

これを救済すべき親類縁者が一人もゐない場合、これはあまり多くはない筈であるが、絶無とはいへない。あり得ることである。だが隣家もなく、どの村にも屬してゐない者はまづあり得ない。従つて五人組なり、村方の者の助力は得られる筈である。

ただかういふ場合があり得る。一族悉く困窮し、一村皆饑餓に墮する場合である。しかしかういふ場合は地震とか、出水とか、火災とかいふ天災で、その時は國の力で救ふより外に途がない。従つてさういふ場合

には幕府は常に救恤の手を延ばしてゐる。だがこれは社会事業といへるかどうか疑問である。

兎に角普通の場合には、當時は救済義務者が必ずあつた筈である。本當の孤獨無縁の者は、極めて少なかつた筈である。然るに實際はどうであつたか。不思議にも親類縁者もなく、知人すらもない浮浪の民が年毎に増加していく傾向があつた。だから所謂社会事業としての慈善は、この時代にあつて頗る重要な役割を占めてゐたのである。

葬式に、法事に、婚禮に、その他どんな祝事にも、親類縁者はいふまでもなく、一村一郷の者は當然、その外何ら由緒もない者にまで振舞つてやらなければならぬ。何かにつけて富者は貧者に惠んでやるのが當時の道徳とされてゐた。それが又人情に依つて擴大され、佛教その他の教義に鼓吹されて、盛んに行なはれるやうになつた。かかる無差別的慈善がますます多くの頑丈な怠け者を多數に作り出すやうになつた。日本國中至るところにかうした人間の群が発生したといつても過言ではない。その結果、幕末に近づくにつれて社会事業の實施を必要とするに至つた。

何故かういふ状態を生むに至つたか。家族制度といひ、隣保制度といひ、それが如何なる目的に依つて奨励されたかは別として、それ自體決して悪いものではない。それにも拘らず江戸時代にあつてそれが悪い結果を生んだのは何故だらうか。今日この二つの制度とも復活の機運に向つてゐる。それだけに特にこの際江戸時代におけるそれらの制度の缺陷を明かにする必要があるのだ。先人の愚を再び繰り返すことは面白くな

い。そのためにも歴史を研究する必要があるのだ。しかしここではそのすべてについて述べることは出来ないから、ここに必要とする限度で述べよう。

本家の戸主を中心として、家の持続のために、一族の者が共存共栄を計ることは、誠に好ましいことである。戸主は同族を保護し憐み、家族や一族の者はこれを助けて一家の繁栄を計る。この理想的形態は現實にむしろ稀に存するに過ぎなかつた。家督相続人とその弟達との生活は極端な相違があるため、自然不平不満が多くなつた。従つて上は大名の御家騒動から下は庶民階級に至るまで、大小の家督争ひが無数に起つた。しかしそのことはここでは直接の問題ではない。單に醜惡な争ひが骨肉の間柄の者達に行なはれたといふに止める。

しかしかういふ不平不満が如何なる影響を人人に與へたかをみる時、そこにかなり考へさせられるものがある。多少とも氣骨のある者は家を飛び出して、自ら新しい境涯を開拓しようとした。その結果少數の者は成功したかも知れないが、大多數の者は浮浪の徒となつた。氣骨のない者だけが家に残つて、所謂厄介者になつた。明治維新後になつても、少しく財産のある家には、かうした親類縁者の厄介者がかなり澤山にゐた。假令家は別にゐても、絶えず宗家に助けを求むる者が少なからず存してゐた。

それでも宗家が榮へてゐる間は、同族相助ける義務觀念に依つて、それらは寄生蟲的存在を續けることが出来た。しかし宗家の力には限度があり、又それらの者が浮浪人として如何なる犯罪をなさないとも限らな

い。家に迷惑をかける恐れが少なしとしない。勘當とか、久離とか、義絶とかいふ制度が案出され、肉身の者と雖も不都合とあれば「家」から切り放つことになつた。五人組の場合も同様である。各隣保の共同責任を強調したために、五人組のうちの悪性者や厄介者はこれを驅逐することに努めた。

追はれた者はどうなるか。浮浪の徒となるか、又は貧窮のどん底に落ちて僅かに人の情けに依つて生活することになる。それらの者は生まれ故郷に入れられず、多くは江戸とか大坂とかいふ大都市に集まつて來る。従つてこれらの都市には、所謂親類縁者のない、かうした浮世の敗殘者が集まつて來る貧民窟を澤山生じたのである。

三

當時の家族制度や隣保制度を構成する人間が皆よい人間であるならば、假令それらの相互扶助や連帯責任が如何に強調されたとしても、その弊害は起つて來なかつたらう。しかしすべての人間に理想的なれと望むことは頗る困難である。すべての人間が理想的な善良さをもつてゐるのならば、政治は極めて容易であらう。もしかかる前提の下に制度を作り、うまくいくと考へたなら、それは頗る危険な結果を生ずる。

江戸時代においてかうした窮民の数は、その經濟的行詰りが甚だしくなるにつれて、増大するばかりであつた。従つて領主や富裕者の慈善的行爲が盛んに奨励され、力説された。

領主は民の父母である。如何なる者でも、その領民は子として慈まねばならぬ。その領民が餓死せんとするのを見逃して置けない。賢君・名君は何れもかうした窮民救恤に努力した。

富有な者が富んでゐるのは、貧窮者を救はんがためであると儒者は教へ、富者は現世に善根を積んで、來世の冥福を祈れと佛者は説いた。慈悲心に富む人人は争つて施與した。政府はこれを奇特な者として賞與した。奇特といつたところをみると、大して數は多くなかつたに違ひない。

しかし、江戸時代における救済・厚生の実業の大部分はかうした慈善的喜捨に據つた。享保七年將軍吉宗の命に依つて作られた小石川の養生所（今の植物園のところ）の如きも、本質的には同じものである。ただそれが組織化された點に意義がある。その十二月六日の布達を見ると、次ぎのやうに記してある。

「小石川傳通院前に罷在候小川笙船と申者、極貧之病人之爲、施藥院可_レ被_レ仰付_レ哉之旨、目論見書付存寄申上候に付、段段御吟味之上、今度小石川御藥園に於て、病人養生所被_レ仰付_レ候間、町町極貧之病人、藥も給兼候體之もの、或獨身にて看病人も無_レ之、又は妻子有_レ之候得共、不_レ殘相煩、養生不_レ罷成_レ者之類、各養生所へ罷越、逗留致し候て、療治受可_レ申候」

勿論その外養生所に通つて療治を受けてもよいのであるが、養生所に入れば、食料・衣服・夜具の類まで

給與されるのである。その制度は初期と後期とで多少の差異がある。例へば養生所附の醫師にしても、最初は小石川近邊の醫師に出役させてゐたが、後には所謂御目見得醫師のうちから選んで、養生所附を命じた。

又養生所の經費は最初七百兩であつたが、後には八百四十兩ぐらゐに増加した。この財源は最初は養生所附屋敷の地代を以つてこれにあててゐたが、後には米及び貨幣を以つて官から給與された。

かかる施設は勿論それが民を憐れむ慈悲心から出たものであり、慈善的行爲であることは前述の如くであるが、それは單なる慈善的行爲ではなく、一つの制度として永續的な事業となつたものである。かうした種類のものが舊幕時代後半になると、程度の差はあるが、漸に依つては行なはれ始めた。勿論そこには將軍とか、大名の個人的慈善心が多分に現はれてゐることは免れなかつた。

これに對して寛政三年に松平定信が江戸市中の町法を改正し、その經費を節約して、町會所を作らせ、これに助成金を與へて積金となし、これを以つて市中の鰥寡孤獨の者及び篤疾の者を救済させた制度は注目すべき價值がある。それらの積金が大部分町自體の餘剰金（大體一年に二萬二千兩）であり、個人的慈善の色彩が極めてうすくなり、町自體の救貧機關としての意義が顯著であるからである。

江戸時代におけるかうした社会事業的諸施設が幕府後半になつて現はれて來たことは、封建社会内における地縁的・血縁的相互援助が、經濟的行詰りがだんだん烈しくなると共に、不可能になつて來たことを示すものである。しかしなほそれらの救済を受ける有資格者は表面上鰥寡孤獨の者たることを要するのであつて、

その願書には「見繼ぎ遣はすべき身寄の者無御座」と記すのが常例となつてゐる。この句は必ずしも身寄の者が全くなかつたと解すべきではないだらうが、親類縁者にして多少とも救済し得る者の一人もゐないことを町役人が證明する形式を採つてゐたのである。それは他面からみれば、まださういふ者が一人でもゐれば、身寄の者の困窮を救済する義務ありと考へてゐたことを意味する。

實際はどうであつたか。富有でなくとも、多少の餘裕ある親類縁者が絶無であつたとはいへない。しかしそれらの人人のうちにはさうした貧しい厄介者の増加に依つて、かなり苦しめられてゐた結果、何時か彼等を見放すに至つた者もあらう。かくして江戸時代のやうな封建社會にあつても、社會事業的諸施設の發生を促がしたのである。

(昭和十六年一月十六日)

江戸時代の廣告

一

廣告の字義を「大言海」には次ぎのやうに記してゐる。

「廣ク、世上ニ告ゲ知ラスコト、新聞紙上ノひろめ、又ハ、引札ノ類。公告ト對照セヨ」

かなり苦しい説明ではあるが、相當考へた結果であらう。廣く世上に告げ知らすだけではあまりに廣汎である。そこで實例を以つて、その範圍を限定し、さらに公告と對照させることに依つて、それが私的のものであることを示してゐる。公告といふのは同書に従へば「公法上ニ、或事件ヲ、公衆ニ告ゲ示スコト」とある。官廳が公務に關し、新聞紙上に告示するものは、この定義に従へば、廣告の部類にはいらない。だがこの頃見るやうな煙草專賣局の「節煙儉約」といつたやうな新聞廣告は廣告か、公告か解らない。

廣告といふ字句は Advertisement の譯語であらう。Advertisement といふのは、轉ずるとか、向ける

と *advert* と *字* から生じ、注意すること、告示すると *ふ* ことから、さらに一轉して、今日 *ふ* 廣告といふ意味をもつやうになつたのである。Notice とか Announcement とかいふ字よりも、人の注意をひきつけるといふ點に重きが置かれ、それだけ今日の廣告の本旨には適してゐる。だがその範圍・限界といふ點になると矢張り明瞭ではない。

人の注意を促がすといふことには、二つの目標がある。他人の便宜のためになす場合と自家の利益のためになす場合とである。廣告の意義を私的なものと限定し、さらに自家の利益のためになされるものと限定したとする。勿論それが又他人の利益になる場合が多いが、主として營利的目的を以つてなされる時、それを廣告といふ。かう定義すると一應明瞭になるが、死亡廣告や結婚廣告などは一寸入れにくくなる。だが概していへば、人間は人のためを思ふよりも、自家の利益のためを第一に考へがちなものだ。人のためを思つて廣告する者よりも、己の利益のために廣告する者が斷然多い。廣告技術が今日のやうに發展して來たのも、如何にして人目をひき、自家の利益を増大し得るかといふことを考へあぐんだ結果に外ならない。従つて廣告はさうした必要がないところでは起らない。

それに近頃では又宣傳といふ熟字が使はれる。この字にはよかれあしかれ、廣告よりも廣い意義をもつてゐる。そして新しさもあり、又積極性もある。そこで廣告部を變更して、宣傳部と名づけることになる。兩者の間の區別は頗る判然としてゐない。だが今ここにそんな定義について議論をしようとは思つてゐない。

實際現象といふものは、机上の定義のやうに、明確に線を劃して區別し得るものではない。江戸時代の廣告が現在の廣告と似てゐる點もあるが、違ふ點もある。そんなものは廣告にはいらぬなどといはれると困るから、一應廣告を定義することが如何に厄介なものであるかを述べてみたまでのことである。

二

江戸時代の廣告といつても、今それを順序立てて、分類したり、系統立てたり、考證したりする餘裕がないので、ただ思ひ出すままに書いてみるだけである。従つて取捨よろしきを得ないことは勿論、引例適切でないことも多からうと思ふが、それらの點は御容赦に與りたい。

江戸時代といつても二世紀半以上に及ぶ永い期間である。初期と末期とはかなり違ふ。廣告らしい廣告が現はれるやうになるのは末期の頃である。文化・文政頃が最も盛んであつたやうに思はれる。元祿期以前は問題とならない。勿論看板のやうなものをも廣告の一種とすれば（それは確かに廣く告げんがためのものではあるが）すつと以前にまで遡ることが出来よう。だが良買は深く藏するをもつて商人の理想とした當時にあつては、廣告すること自體が逆効果を生ぜぬとは限らない。何だつてこんな馬鹿げた廣告に費用をかけるのかと人が疑ふやうでは困る。又そんなに廣く人人に注意を促がす必要もなかつた。

一定の顧客を相手にし（交通機關の關係上からみても、そんなに廣範圍の顧客を吸収し得ない）自家の信

用を維持することに努めてゐれば、客が自然に宣傳して呉れる。あの店の品はよいとなれば、随分遠方の客もわざわざ買ひに来て呉れる。

錦袋圓といふ賣藥がある。大變賣れた有名な藥である。東叡山勸學坊の了翁僧都が藏經建立の志願を立て觀世音に祈願した。寛文二年に指が一本大變に腫れ、頗る痛くなつた。夢の中で肥前興福寺の開山如定禪師から藥法を授つた。その時錦の袋から取り出したといふので、錦袋圓と名づけ、東叡山の麓で賣り出したのだといふ。ところがあまり評判がよいので、贋せ藥を作る者が出来、その者が美童を五十數名雇入れて、江戸市中に賣り擴めた。つまりこの者の方が了翁和尚よりは宣傳の才をもつてゐたわけである。そこである人が了翁に忠告して、贋せ藥を防ぐやうにといつたところが、了翁はかの輩が藥を賣つて妻子の便りとするのもわが本意だと平氣である。さらに贋せ藥のわるいものが人に尊重されたら、それはあなたの罪になると詰めた。すると、日月未だ地に墮ちず、天に任すのみと了翁は答へたといふ。

勿論了翁は僧侶である。一般商人と同一視するわけにはいかないが、かうした考へは初期の商人には相當強かつた。又實際問題として、假令無闇に賣れたとしても、生産力をさう著しく擴大し得ない状態にあつた。かうした社會では盛んに廣告してまで販賣しなければならぬといふ事情はない。良品を作つて確實な販路を徐徐に開拓し、これを維持するやうにすればよい。富山の藥行商人の販路擴大にしても、特に廣告をして人目をひく必要は少しもない。顧客に便宜を與へ、それに依つて自家の商品に對する確實な需要を獲得せんとするものである。

元來廣告を必要とするのは、その商品が大衆向きで、一般に容易に生産を増大し得るものであること、しかしどこでも出来るものではなく、ある特殊性をもつことが必要である。従つて一般人の教養の水準があまりに低く、文字も讀めぬやうでは宣傳廣告は不可能である。徳川幕府の治世二百數十年は稀にみる天下泰平の世である。決して物質的に恵まれてゐたとはいへないが、平和が続くにつれて一般生活も向上し、武士や町人の知的教養も高められて來た。封建的抑壓の許さるる範圍で、彼等は伸びようと努力し始めたのである。然るに當時の市場は國內だけである。町人の發展が著しくなるにつれて、市場がだんだん狹隘になつて來た。そこに競争が起らざるを得ない。殊に平和の間に倦怠を覺えて來た民心は何か珍しいものを求め、退屈な日常生活に對する刺戟とするやうになつた。そこで幕末期になると機敏な商人がいろいろ趣向を考へ、さらにこれを宣傳する方法を工夫するやうになつたのである。

三

江戸趣味の讚美者は動もすれば、江戸生活の豊かさを賞し、現代の醜惡な神經衰弱的文明を呪ふのであるが、實際もし當時の社會を再現したならば、それら讚美論者と雖もあまりの退屈さと低級さとに閉口するであらう。しかしその當時の人がそれほど退屈とも低級とも思つてゐたわけではない。江戸年中行事に現はれ

た四季の觀賞にしても、社寺の巡禮にしても、さらに吉原・芝居・寄席・角力等の娛樂にしても、又祭禮や縁日にしても、相當の樂しみを與へたものとみられる。だが儀式や典禮には相當多忙であつたが、それは一家の責任ある者だけの話で、その他の者は今よりもつと時間的に餘裕があつたから、一寸したことでも少し變つたことがあれば聞き耳を敬てる。それからそれへと傳へられる。どこの菓子ほうまいとか、京傳の今度の作は前より面白いとか、半四郎がどうしたとかかうしたとか、今日では一顧もしないやうなことで話し合ふ。そこで一寸した趣向をすれば、直ちに江戸中の評判になる。江戸は物見高いといふが、必ずしも江戸ばかりではない。珍奇を欲する都會人の常である。ただ特に泰平に飽きた末期の江戸人において甚だしい。江戸吉原の櫻は頗る有名である。この櫻を宣傳廣告して、仲之町の名物とし、遊客牽引の手段とした話が傳はつてゐる。寛延二年のことである。江の島の辨財天修補に名をかりて、吉原の連中が相談し、江の島詣といふ江戸節の文句を作り、他方塚町の中村座と結んで、助六廓之家櫻といふ狂言をやり、その江戸節を唄はせ、舞臺を仲之町の景色にとつた有名な「助六」の狂言である。當時の人人の信仰心を利用すると共に、人氣俳優を利用して宣傳したことになる。

これに類似したものは、兩國の大花火である。始めは涼船の客が勝手に花火を買つて、座興に揚げてゐたに過ぎなかつた。それを川岸の船宿や料理店が趣向して、涼客を集めるために行なつたのが、漸次に大規模になつたものである。これも亦確かに宣傳廣告であり、その成功したものといふことが出來よう。

當時のかうした宣傳に利用されるものは、上掲の僅かな例にもあるやうに、佛寺と役者とである。藥の廣告の多くが何か有難い佛様や寺院に結びついてゐるのも、信仰心を利用したものである。出開帳といふやうなことも、寺院そのものの財政救済に利用されたばかりでなく、いろいろな宣傳に利用されたこともある。役者に贈る引幕その他が自家の廣告であつたり、役者の好みを應用して自家の商品の販路を擴大したり、台詞のなかに自家の商品の宣傳文句をいはせたりすることはあまり珍らしいことでもない。要するに佛寺といひ、役者といひ、一般大衆に馴染みの深いものを選んで、廣告の手段としたに外ならない。他方寺院にしても、役者にしても、さういふものと結びつくことに依つて、彼等自身の人氣をあげることが出来るのであるから、むしろ喜んで利用されたのであらう。それはある意味で彼等の廣告でもあつた。

四

今日でも廣告の多いのは書籍・賣藥・化粧品であるが、江戸時代でも先づこの三つが多い。しかし書籍は今日のやうに讀者が多くなく廣告の効果がうすい。知識階級の狭い範圍に限定されてゐるから、單に書物の奥附に廣告を掲載する程度に過ぎない。新聞雜誌のない時代であるから、廣告をすれば引札をくばるか、もしくは書物の奥附に廣告するよりない。この書物につけた廣告がどのくらゐの効果があつたか解らないが、末期になつて草紙類や讀本類が相當一般人に愛讀されるやうになると、かなりの効果はあつたらしい。

瀧澤馬琴がその述作の傍ら賣藥を業としてゐた、といふよりも賣藥の傍ら述作をしてゐたといふ方が正しいのかも知れないが、彼は相當多くの時間をこれに割いて、自分で骨を折つて製劑したりしてゐる。その自家の賣藥を自著の奥附に廣告してゐる。曰く家傳神女湯、曰く精製奇應丸、曰く熊膽黒丸子、曰く婦人つき虫の妙藥など。これらの賣藥を大坂の書肆河内屋に依託販賣させてゐたが、彼の日記のところどころに「神女湯五十、奇應丸大包貳、中包廿、小包五十」といふやうに、大坂からの註文を記してゐる。それらは明かに彼の著書の廣告に依つて存在を知り、購入したものだと思はれる。勿論彼の文名が高くなかつたら、廣告の効果も少なくなつたらうが、とにかく廣告の所期の目的は達せられたわけである。

かうした作者達が自分の家業を宣傳廣告するために、自己の文才を利用したことは、當時一般的なことであつた。山東京傳が自家販賣の煙管・煙草入等を宣傳するために、宣傳用の草紙を書いたり、式亭三馬が自家の化粧水江戸の水を宣傳するために「江戸水幸嘶」を書き、その子の小三馬が親の眞似をして「賑式亭福ばなし」を書いたりした。内容は極めて淺薄な、露骨な宣傳ではあるが、それが又當時の淺はかな婦女子の間に喜ばれ、相當廣告の役目を果たしたことであらう。

馬琴の「曲亭一風京傳張」の如きも一種の宣傳にならう。そのなかにこんな一節がある。

馬琴「畢竟數ならぬ我等が不束な作では御座れど、先生の御名が愛敬になつて落が來そうな物で御座り

ます。いづれ早く案じて見ませう」

煙管煙草入「馬琴さん今年はいかい御世話になります」

京「去年中もお作の草紙に見世の煙管煙草入をお弘め下され、お心入れ辱う御座ります」

馬「時に大人、去年三島でお弘めなされたためりやすは妙文句ね」

京傳が頼んだわけでもないが、作者同志の他愛ない樂屋落が愛讀者を喜ばせ、宣傳の役割をしたのである。即ち「お弘め」である。「お弘め」は廣告といふ文字の普及しない前の日本語である。明治の中頃以後になつても廣告業者を廣目屋といつた。「お弘め」が廣告となり、宣傳と代つていつたところにわが廣告發展史が辿られる。

文士が自家の家業を自著を以つて宣傳するやうに、文才のない町人が文士に依囑して廣告文を書かせたり、廣告用小冊子を作らせたりすることは、かなり一般的になつてゐた。又心學が流行すれば「繪入教訓伊呂波心學」といつたやうな小冊子を作つたり、日常必要な教訓や薬用品などを記して、顧客に配布するやうなことも普通のことであつた。

その他童謡のやうなものを流行させて、自家製品の廣告もやつた。それらの内容が極めて淺薄な、つまらぬものばかりなのは當時として止むを得ない。

ない。さもないと、どんな邪魔をされるか分らないのである。さうした社會組織の下で、狭い市場を相手にする江戸時代の商業が貧弱な廣告より生まなかつたといふことは、誠に止むを得ないことであつた。廣告費がかからなければ、商品は安かりさうなものだが、すべての取引にわけの解らぬ交際費——つけ届けが必要な社會ではなかなか安くならない。それらの費用は一種の「お弘め」の役をなすのである。その意味ではそれも廣告費とみてよいかも知れない。今日でもこの種の慣習——この種の廣告費がないとはいへない。

(昭和十六年四月四日)

娯樂の廣告は多く張札を以つてした。即ち今日のポスターである。髮結床とか、湯屋の二階とか、人の集まるところに張り出すことは、今日と別に變りがなく、三馬の「浮世床」のなかにも、孔莖といふ素讀の先生が、寄席のびらを七むづかしく讀む滑稽が描かれてゐる。その外各商店が思ひ思ひの方法で自家の廣告に腐心してゐる。例へば俄か雨に自分の家の印しの大きくついた番傘を客に貸して、客を有難がらせた上に、自家廣告に利用するといつたやうな一石二鳥式のものもある。

しかし何といつても、江戸時代の廣告は低級であり、又貧弱であつたといはなければならぬ。錦繪式の比較的贅澤なものでも、今日見れば大したものでもない。それは廣告そのものがあまり効果がないからである。前にも一寸述べたやうに、交通運輸の機關も發達せず、通信設備も不完全極まるものであつたから、よし廣く日本中に廣告し得たとしたところで、その購買者獲得数は知れたものである。到底廣告費を償ふに足りない。開店披露のやうな場合でも近所だけに知ればよい。町内の有力者に渡りをつけて置けばよいので、それ以上に廣告しても何にもならない。引札・張札にしても同様である。だから廣告費などは勘定にはいらなく。極めて少額である。よゝ廣告の出来る筈がな。

これに反して町内や、近所隣壁に渡りをつけることは、あらゆる場合に必要である。費用を惜んではなら

江戸の下肥取引

一

江戸時代において江戸市民の排泄する糞尿が關東地方においての重要な肥料であり、これを各地に配給する諸機關も自ら發生してゐたのである。汲取人に依つて汲取られた下肥は、江戸の各河岸で肥船に運ばれた。一艘分は大體五十荷に定められてゐた。肥船は武州・總州等の各河川を利用して、各地に配給される。各地の河岸には下肥賣捌人があつて、これが下肥世話人を通じて各村に所用の肥料を配給するのである。

これらの下肥が各農村にとつて重要な肥料であつたために、自ら下肥掃除について價格を生じ、汲取の株のやうなものが發生するに至つた。最近まで東京近在の百姓が下肥を汲取り、その代償として畑で出來た野菜類を持參する慣習があつたが、江戸時代にあつては、それが家主又は差配人の役徳であつた。有名な瀧澤馬琴の日記のうちに下掃除について次ぎのやうな有用な記事がある。天保二年七月十八日の條に

「晝時前、下そうちのもの納茄子二百五十本持參。尤も納物之節は晝食被_レ下候様、地主より被_ニ申越_一

候由申_レ之。然る處茄子三百納め可_レ申處五十不足いたし候義いかかと、おみち（馬琴悻宗伯妻）を以尋ねさせ候へば、一人に付五十づつのもりに付、二百五十納候よし申_レ之。此方人數小兒共七人に候間、是迄六人のつもりに干大根納め來り候。大根は三百本納候事承知に候哉と尋ねさせ候處、大根も二百五十本納め候つもり心得罷在候。十五歳以下は人數に入れ不_レ申よし申_レ之。左候へば是迄より大根五十本不足に成候。茄子は是迄納候事も無_レ之、此度新規の義に付、迷惑に致し候はば納るに不_レ及、持歸り候様申付させ候處、大根の義三百本納可_レ申、茄子も折角持參仕候間、百五十受取くれ候様申_レ之、外外と同様の數に納め候はば格別、百五十に不足いたし候ては、いよいよ受取がたく候間、持かへり候様申付、不_レ殘かへし遣し畢_レ」

これに依れば、下肥汲取りの禮物として、その家に住んでゐる十五歳以上の者一人につき一年に大根五十本、茄子五十個の割合で提供する約束であつたらしい。ただ馬琴の方では孫の幼兒二人を以つて大人一人に計算したところに異論を生じたのであつた。

かつ家主が自分の利益のために勝手に掃除人を變更し得たことは、同じ馬琴の日記に次ぎのやうに記してあるのをみても推測することが出来る。

「右下そちのもの、是迄之もの解意にて、且大根も不足に候間、去寅（天保元年）十二月中、地主杉浦清太郎繼母取はからひ、下そち取かへ候つもり、此度申付候そち者は、干大根の外、夏に至り茄子一人前五十づつ納可_レ申よし申之。此時人數六人と申談じ候て別に存寄も無_レ之候はば、隣家常貞三軒組合、ねりま伊左衛門と申ものに申付度よし被_レ申候間、任_レ其意、當春よりそち引かへ、右伊左衛門にとらせ候。然る處右伊左衛門義一ツ橋外明地前武家そち取候に付、此方三軒の下そちは代りのもの差出し候よし、當三月中参り、其段聞届候也」

右に依つても明かなやうに、下肥汲取人の提供する代償は、必ずしも一定してゐない。關八州取締役の發した布令の中に「江戸町家主共下肥掃除代引上ケ候由」とあるやうに、家主の方からいへば、少しでも利益のある方に汲ませやうとしたのである。しかしこれだけならそれは自由競争であつて、所謂株にはなつてゐない。然るに次第にそれが一つの株のやうなものになつて來たのは、汲取權が抽出されて、一種の抵當になつたり、賣買の對象となつたからである。

二

下肥汲取りが家主又は差配の役徳であり、かつ多くの家をもつ場合には相當の利益を得ることが出来るた

めに、汲取權だけを他人に讓渡することが起る。最初に掲ぐるものは江戸神田小傳馬上町の差配条治郎がその支配する長屋の下肥汲取權を鳩ヶ谷村の清左衛門に五ヶ年間讓渡し、金貳拾八兩を得たものである。かくして清左衛門は該場所の下肥汲取りの獨占權を得たわけである。その證文の全文は次ぎの如きものである。

一 下掃除賣渡し前金證文之事

一 我等儀此度要用金ニ差支候ニ付、貴殿江御頼申入、我等支配地面之内、當寅年正月巳年迄四ヶ年分金貳拾八兩ニ貴殿江賣渡し、則五人組立會、右代金不_レ殘蟲喰ニ請取申候所實正ニ御座候、然ル上は萬一類燒等之儀御座候ハ、家作建揃、人數元形ニ相_{蟲喰}候迄年月送爲_{蟲喰}汲取可_レ申管之_{蟲喰}對談ニ相違無_レ御座候、若又當人退役致し候歟、又は何様之儀致_{蟲喰}出來候共、組合加判之者引受、右規定通急度相渡可_レ申候、且又下掃除之儀ニ付、右年限中外ハ故障等申者御座候ハ、加判之者引請、前書對談之通り相渡切迄は決而外江は爲_{蟲喰}汲取申間敷候、且右金外利足無_レ之、五年限爲_{蟲喰}汲取候儀ニ御座候、爲_{蟲喰}後日下掃除賣渡申、五人組加判規定證文仍而如_{蟲喰}件、

嘉永七寅年正月 日

神田小傳馬上町

道屋敷

假主 条 治 郎

鳩ヶ谷村
清左衛門殿

右
加判人 久 藏

これに依れば萬一火災で類焼したやうな場合には、元通りに復するまでの期間だけ、五ヶ年から先に延長する約束で、正味五ヶ年間の汲取権を認めたのである。これに對する前金貳拾八兩が何人分に當るかは記載がないから解らないが、單に野菜物を贈る約束とは本質的に相違してゐることを認めなければならない。下肥に對し一定の貨幣的評價をなしてゐることになる。

この桑治郎が家屋所有者でなく、所謂差配人であつたことは「若又當人退役致し候敷」とある文言に依つても推測出来るが、その場合の保障は五人組加判人の責任になつてゐる。やや心元ないやうに思はれるが、當時減多に差配の變更はなかつたから、あまり問題とすることもなかつたのであらう。

この場合下肥の汲取りは清左衛門自身がやつたものとは思はれない。金貳拾八兩の金融をなし得る大百姓の彼は單に汲取権を得て、その下肥を轉送し、賣却して利益を得るか、又は自家の小作地に供給し、小作人から肥料代を徴集したものであらう。馬琴の日記中に出て來る練馬村の伊左衛門とはやや性質を異にするやうである。當時の農村の文書中に、地主が種及び肥料を自家の小作人に供給し、その代金を徴收してゐる帳簿がある。もし清左衛門の如く、自ら下肥汲取権を獲得してゐるやうな場合には多くの利分が得られたこと

を推定するに難くない。

第二の證文も同じく清左衛門に關係あるものであるが、神田橋本町二丁目自家主勘左衛門がその支配長家一ヶ所の下肥汲取権を、これも五ヶ年季で近江屋おたみに賣渡した。おたみはこれを清左衛門に一ヶ年貳兩を以つて預けたのである。證文の全文は次ぎの如くである。

「 下掃除場所下請預り證文之事

一 貴殿御買取被_レ成候橋本町貳丁目自家主勘左衛門殿支配長家壹ヶ所下掃除、我等方江御預り申度段、御頼申入候得は、御承知被_レ下候ニ付、則當寅年正月_ノ來ル午極月迄五ヶ年之間、慥ニ預り申候處實正ニ御座候、然ル上は壹ヶ年分金貳兩之定ヲ以、右年限中益暮金壹兩宛貴殿方江急度相渡シ可_レ申候、若心得違等之儀御座候ハ、何時ニ而も各場所御取上ケ可_レ被_レ成候、其之節ニ至リ一言之儀申間敷候、爲ニ後日ニ下掃除場所預證文仍而如_レ件

清左衛門

前書之通我等下掃除當寅正月_ノ來ル午極月迄五ヶ年之間、貴殿江賣渡シ申候處、鳩ヶ谷村清左衛門殿方ニ而下受_{虫喰}□致候趣御座候ニ付、承知致候、然ル上者右年限中我等ニ而聊故障之儀申間敷候、依_レ之一同奥印證文仍而如_レ件

嘉永七寅年正月

橋本町貳丁目

借主 家主 勘左衛門

加判人 組合 小 兵 衛

近江屋おたみ殿

この賣渡したのと預けたのと、如何なる相違があるのか明瞭でない。預けた場合には預け主が何時でも取上げることが出来たが、賣渡した時には、それが出来ないといふやうな區別があつたのかも知れない。何れにしても下肥汲取権が家主にとつて相當の資産であつたことは明瞭である。馬琴が五十本の干大根について、角目立つて咎めてゐることも、それがかうした一つの資産と考へられてゐたものだからで、強ちに彼の性格が鄙吝であつたとのみはいひ得ない。

三

かく下肥汲取権が轉賣され、従つて下肥の値段が高くならざるを得なかつた。遂には一艘五十荷のものを三十荷とし、これに水を割つて五十荷分として賣るやうな不正手段が行なはれ、肥料の利目が薄くさへなつたのである。上掲の證文は何れも嘉永年度のものであるが、勿論それ以前から下肥汲取権の賣買は行なはれ

江戸の下肥取引

てゐたのであらう。殊に下肥の價格が上騰するにつれて一層多く行なはれたことであらう。前掲の關八州取締役の發した布令には單に卯年とよらないので、明確に年月を推定し難いが、多分天保十四年ではないかと思はれる。即ちそれ以前から昇騰して來た下肥について、同年二月に各村村から御勘定奉行に願ひ出て、天保十二年の値段の一割引下げを認可されてゐる。従つて前述したやうな不正が行なはれ、四月にその取締のために、該布令が發せられたものと思はれる。他方各村村では價格引下げの趣旨を勵行するために相談が行なはれ、勝手に競争して購入することを止め、さらに河岸受取値段を制定しやうとしたところ、紛争を生じ、翌弘化元五年に勘定奉行中坊駿河守廣風に訴へ出た。その結果翌弘化二巳年に賣捌値段を一割方引下げ、その値段書を各河岸の世話人宅へ張出し置き、他方肥船一艘につき判取帳一冊を作り、判取帳のない船との取引を禁じ、賣買毎に判を取らせ、不正の行なはれぬやうに吟味を嚴重にした。かつこれに違反し、闇取引をなす者は渡世を禁止する等嚴重な罰則をも規定した。次ぎに掲ぐるものは、下總國葛飾郡三輪野江村その他を中心とする武州・總州葛飾郡の村の弘化二年九月の議定書である。

「 差上申再議定之事

一 御府内下掃除之義、近年追々高直ニ相成、都而肥物直餘被相買、田畑善肥不行屆、難儀至極仕候ニ付、寛政度被仰渡候姿ニ立戻候様仕度餘、去ル卯二月中御勝手御勘定 御奉行所江、近在領々々奉願上ニ

候處、御糺之上、町御奉行所江御引渡ニ相成、市中下肥元直段御取調之上、去ル丑年下掃除代金壹割通リ引下ケ、其餘高直場所は不同無レ之様別段掛合、引下ケ候様被ニ仰渡、在町一統御請證文被ニ仰付、全直下之御趣意相立、一同難有相心得、依而先在方々御屋敷様方并町方家主共江、親類好身之由を以被レ頼候抔と申、手入致候ものも有レ之候而は、直下ケ之御趣意空敷罷成候ニ付、去ル辰五月中、領ニ組合限リ、村々小前壹人別再議定致、關東御取締御出役様江差上置、同七月中領ニ一同立會之上、河々河岸直段取極候處、同暮中差繩筋出來、御勘定 御奉行

中坊駿河守様江及ニ出訴、再應御吟味奉レ受候處、厚御利解之上、去ル丑年賣捌直段壹割通リ引下ケ、河岸々々直段取極置候通大帳ニ相認メ、下肥仲買人、賣捌人、世話人共印形取置、糶賣糶買等不レ致、己來混雜無レ之様可レ致旨被ニ仰渡、難レ有奉ニ承伏、右大帳江一同調印之上、牧野大和守様御奉行所江一件濟口證文奉ニ差上ニ候間、尙又今般改而左之通取極申候、

下肥壹艘ニ付

下總小金領流山村、加村、三輪野山村

正月代金三分貳朱ト五百文

武州二會領茂田井村、丹後村

二月代金壹兩ト五百文

右河岸々々直段

三月代金壹兩貳朱ト五百文

四月代金壹兩壹分六百文

五月代金壹兩壹分貳朱ト二百文

六月代金壹兩壹分貳朱ト六百文

八月代金壹兩ト百文

九月代金壹兩四百文

十月代金壹兩百文

一 下肥賣捌方之義河岸々々世話人宅江直段書張出置、相違無レ之様賣買可レ致候事、

一 下肥仲買人者之村方ハ船壹艘江判取帳壹冊宛、村每名主押切印形致、相渡置、下肥積送り候節ハ判取帳江時々直段相附差送り、買方之者印形いたし可レ申、萬一右判取帳所持無レ之船元糶ニ賣買(致)間敷候、尤月々役人方ニ而判取帳相改、直段相違も有レ之候ハ、急度取斗可レ申候事、

但賣捌世話人無レ之、相對ニ而賣買いたし候村方も前同様可レ致候事

一 下肥直段引下ケ候上、買方之もの相對ニ而取極直段より高直ニ買請候者有之候(ハ)、先直下ケ之御趣旨相振候間、前書直段之通急度買請可レ申、且代金拂方之義益暮兩度皆濟可レ致候、尤是迄秋拂ヒ仕來分は、八月晦日限り皆濟可レ致事、

一 下肥直段引下ケ候や不足積立候歟 又は不正之賣方致候もの有レ之候ハ、右渡世爲ニ相止ニ候様、取斗可レ申候事、

一 江戸町下掃除場所、去ル卯年以來糶取候ハ、勿論、懇意之者ノ相頼汲取候ハ、急度元掃除人江差戻可申、若此上右體所業候者有之候ハ、糶取候場所ハ勿論、是迄仕來リ候分共、下掃除渡世急度爲相止可申候事、

前書之通り再議定取極候上ハ、先般奉差上候議定書并今般相仕立大帳之趣、村毎小前壹人別儀定致置、以來無違失急度相守可申候、爲後證再儀定書差上申候處仍而如件

弘化二巳年九月

武州葛飾郡

何村

小前連印
村役人連印

關東取締御出役

中山誠一郎様

ここに規定された下肥値段が各月それぞれ異なるのは如何なる理由か解らない。又七月・十一月・十二月の三ヶ月を缺く理由も不明である。七月と十二月とは益暮だから下肥賣買を中止したとも考へられないことはないが、十一月のないのは何故か。正月の價格が著しく安いのは十一月・十二月の兩月に取引がないために、下肥が多くなるからかとも思はれる。さうすれば各月の價格が區區になつたのも、從來需要供給に依つて定

められてゐた各月の價格をそのままにして、一樣に各月毎に一割方下げたものと解することも出来よう。

この方法が實際にうまく運用されたかどうかといふ點になると、かなり疑問がもたれる。少なくともこの統制方法を直ちに實行し得なかつたことは、この取極めが前述の如く、弘化二巳年九月に決定されてゐたにも拘らず、翌午年四月までには未だ各村村の小前連印帳が提出されてゐなかつたばかりか、各村村に通達されてさへゐなかつた。即ち同年四月十三日付を以つて左の如き通知狀を出してゐる。

「別紙之通下肥直段再儀定書、村毎小前連印帳貳冊相認メ、壹冊ハ其村役相預リ、一冊ハ御取締中山誠一郎様江可差出、御同人様被仰渡候ニ付、其處村江は葛飾領惣代中御通達有之候旨相心得候處、未夕御通達無之趣ニ承知仕、私共御達申上候間、其處村并宿寄御村方下肥賣捌人中、下肥世話人致遣し候處村江、乍御世話各様方御通達被成下、當月廿日迄、別紙案書之通御認、三輪野江村新右衛門方江御届ケ被爲成候ハ、私中山誠一郎様江差上候様可仕候、右之段御達申上度、此帳御即刻御廻し、留御返可被下候以上、

午月十三日

三輪野江村
名主 新右衛門
名新田
名主 字 内

三輪野山村、加村、流山村

右村、御役人中

猶申上下肥直段之儀、去ル巳年中於御奉行所様御取極メ被下置候大帳、別紙大帳直段之通り御村、賣捌人中江御渡、宅江是又御張置、右之通御差引被爲成候様御取斗可然奉存候、已上」

怠慢だといへばそれまでだが、そこにこの決定に不賛成の者のあつたことを想像させる餘地がある。果たして四月二十日までに各村が連印帳を出したかどうか、未だその資料を發見し得ないから判明しない。この規定も相當立派に出来てはゐるが、あるひは他の江戸時代の諸規定同様に、實際には勵行し得ず、依然として間値段で取引が盛んに行なはれてゐたのではなからうか。

(昭和十五年十一月二十四日)

六郷川の渡船

東海道の六郷川に大橋が存してゐたことは、かの瀧澤馬琴の「燕石雜志」卷五之下冊にも見えてゐる。その文に曰く。

「東海道の六郷橋は長さ百九間ありし。江戸古鹿子惣鹿子等に、江戸の三大橋、兩國橋、千住大橋、六郷大橋としるしたり。六郷の橋は元祿年間、度度の出水にうち壊されしかば、終に船渡しになりぬ。その圖説、東海道名所記、大和名所圖鑑等に見えたり。亦増補江戸道中記に云く、六がうの橋百九間あり、橋の右のかたより池上へ行く道あり、左の方にはねだ村有り、獵師多し。橋の川上に大きな鮎あるなり。はしの上より大山見ゆる云々。亦春齋先生の癸未紀行に寛永二十年十一月の記印本一冊六郷橋の長篇あり」(有明堂文庫本五八七頁)

「川崎誌考」の著者山田藏太郎氏は、慶長の新大橋流失以後、假橋の存してゐた證據として「四方の道艸」

なる書を引用されてゐる。私は未だ同書を見る機会を得ないが「川崎誌考」から孫引すると、次ぎの如くである。

「六郷に昔橋あり、近頃馬琴といふもの書に、元祿十七年の春、由之軒政房といふ者の書たる誰袖梅と題するものに、六郷のわたし、三月より九月までは土橋掛るとしるし、又寶永の頃の道中記には六郷の橋の圖あり、これかり橋なるべし、大和名所圖鑑、六郷橋の圖に欄干あり、かり橋にあらざるに似たりとす、靖考の府中の邊も玉川は三月迄橋掛る所二ヶ所あり、これも欄干あり、九月より末は水冷かに人かち渡るにくるしむ、又水勢も夏秋に異にして大に干落あるもの也、六郷も府中のかり橋と同例にて掛しを、ここは川巾もやや廣く行來の人馬もことに多ければ、かり橋にては危きをもて其かみより止たるなるべし」

以上の記述に依れば、徳川幕府の初政には、ここに橋を架してゐたらしく、又元祿以後と雖も、ある頃までは、九月から三月まで（本文に三月より九月までは勿論誤り）土橋を架したものであろう。然るにここに「六郷川渡舟發端」と題する一寫本に依ると、貞享五年戊辰年（元祿元年）七月二十一日の洪水で、六郷川新大橋が流出し、その後八幡塚村の引受けに依つて渡船場となつたやうである。この書は内容錯雜し、頗る解し難い

點が多いが、とにかく全文を引用すると、次ぎの如くである。

「貞享五戊辰年七月廿一日洪水ニ而六郷川新大橋流出仕、早速江戸ノ役舟成ル、受負人八町堀吉右衛門、三年勤、馬舟八艘、歩行船八艘御入用被_レ下、八幡塚村所引受、高百三拾八石三斗七升、諸役御免、初而船賃壹人六文、乗縣拾五文、輕尻拾文、水主拾六人、一日米壹升宛舟打入用水主扶持被_レ下、七月助郷村ニハ八幡塚出入起り、御取上げ、淺草長右衛門、同庄兵衛、藤兵衛、善兵衛受負人乗_{本馬五文輕尻平均ニ而}下受八幡塚村金兵衛、金三千五百兩、宿助成渡舟場_{天龍馬入}並ニ御増所引受預、御懸り松平石見守様、道中奉行_{安藤筑後守様}右西尾安房守様代り大久保大隅守様、岩井町善兵衛勤兼差上ケ、本所石坂町市兵衛是亦勤兼、尙八幡塚村江相對、去ル申冬ノ當年迄、壹ヶ年切受負被_ニ仰付、當春年季明ケ

馬入川 人拾貳文
本馬廿貳文七文安
輕尻拾六文四文安

天龍川 人拾貳文
本馬卅文
輕尻拾貳文 富士川 同斷

右願書江御附指願、相歸り候而可_レ被_ニ申付_ニ候、本多伯耆守様江詞處、願之通り被_ニ仰付_ニ、伺書寫_レ之可_レ被_ニ相返_ニ候申渡_シ 荻原源左衛門御奉行
相岡彌太郎兩人列座御張指願之通り、渡船賃錢増、所之者江可_レ被_ニ申付_ニ候、但シ御高札御改被_レ下、兩川端江壹枚宛建ル、

享保十一巳年、御代官長谷川庄五郎、小宮山奎之進、大坂迄、名主兵藏、年寄甚兵衛、組頭新兵衛出候

所、人馬持揃不_レ申、不届至極ニ付、御高札可_レ取上旨、被_レ仰付、御傳馬宿御免被_レ成下候ハ、難有奉_レ存候旨御返答、元來困窮、新規御取立之訳申上候ニ付、外宿_レ金五兩被_レ下、
 享保六丑三月廿六日_レ相勤、舟場ニ而借リ宅、惣役人百姓代リ_レ日_レ詰、賃錢取候處、世話不_レ行届、
 受負人附、三ヶ年目五月六日_レ相勤、會所建、川向會所地御除、是亦會所_レ建、水主小屋等諸御用御賄、
 又は出水之節爲_レ取締、年番年寄_レ極、組頭之内より相詰、受負人元_レ下受_レ立、御用勤、水主抱貳拾
 四人、一日米壹升宛、給金三兩宛、此分元_レより出ス、夜賃錢水主帆祭、右下受負人相止メ、一派ニ成、
 向會所相止メ、八幡塚村會所地不用、地主江返ス願出相返シ、尤水主喰焚場地所川端江被_レ下、
 最初受負金四百兩位より追々六百兩ニ成、明和ニ至リ錢下落ニ而、兩ニ五_レ五六百文位ニ付百兩減シ

于時慶應三卯年十一月寫_レ之

この寫本には恐らく前後錯雜してゐるところがあらうと思ふが、今は明白にし難い。元來六郷川渡船權に
 ついては、川崎宿と八幡塚村との間に、利害一致せず、相争つてゐたやうである。上掲の文書に依つても知
 り得るやうに、八幡塚村が元祿以降享保期に至るまで渡船權を有してゐた。然るに後にこれが川崎宿に屬す
 るやうになつた。何時川崎に屬するやうになつたかは明白ではないが「川崎誌考」の記すところに依れば、
 寶永年間代官伊奈半左衛門と田中兵庫の盡力で六郷渡船權が川崎に賦與されたといふことである。この伊奈

氏は忠賢、兵庫は民政家とし、又「民間省要」の著者として有名な田中丘隅である。この渡船から得る利益
 を以つて、川崎宿の困窮を救つたといはれてゐる。勿論八幡塚村はそれに不平であつた。渡船權が川崎に歸
 した後においても水主は主として八幡塚村民から採用したといふから、そこで妥協したのかも知れない。
 その後寛政年間にも、又天保年間にも、兩者間に争ひがあつた。しかしそれらの係争事件の真相は遺憾なが
 ら今日詳細には知られてゐない。「川崎誌考」四八三―六頁。

川崎並びに八幡塚村が渡船權について相争つたところをみれば、渡船事業がその經營者に多少とも利益を
 與へたものと考へられる。上掲渡船發端なる文書に依れば、八幡塚村請負の時代においては、多少經營難の
 様子がみえる。川崎宿經營時代においてはどうかであつたか。文化九申年と文化十四丑年との川崎宿の「六郷
 川貳ヶ年勘定差引書付」に依ると、次ぎの如くである。

一 覺

文化九年申年分
 船賃入高

一金八百三拾四兩壹分、永貳拾八文六分

同遺拂

一金八百五拾三兩壹分、永貳百壹文七分

元高と差引

金拾九兩、永百七拾三文壹分 不足

是は請負人ノ差出仕埋候儀ニ御座候

文化十四丑年
船賃入高

一金八百九拾七兩壹分、永百九拾貳文六分

同遣拂

一金八百七拾三兩壹分、永貳百九文七分

元高と差引殘

金貳拾三兩三分、永貳百參拾貳文九分

是は請負人徳分ニ仕候義ニ御座候

右兩半分六郷川請拂勘定書面之通ニ御座候

以上

文政三辰年十二月

川崎宿

年寄

達右衛門

同

傳十郎

同

源内

名主

三右衛門

この書類が如何なる必要から提出されたものであるか不明であるが、化政度における六郷渡船場の收支の概要を知ることが出来る。この請負人が誰であつたかは明かになし得ないが、前掲の發端書から推測すれば、恐らく江戸の町人であつたらうと思はれる。この請負に依つて宿方は勿論利得を得たのであらう。又この渡船經營が損失を生ずるのは、所謂御用に依る無賃乗船の多い場合であつたらうと推測し得る。故に幕末の如きは殊にその弊害が大であつたのであらう。慶應三年卯十一月に次ぎの如き御達が出てゐる。

御取締方御役人中様

同 彦十郎
問屋 七郎左衛門
名主 藤右衛門
問屋

「五街道宿と連々及困窮候折柄、物價騰貴ニ付而は彌疲弊切迫ニ付、向後無賃被下人馬御差止ニ相成、御用ニ而旅行之面と分限ニ應シ人馬賃錢被下、則繼人馬并渡舟川越等、今般御定賃錢相拂可致旅行ニ被仰出、新規御高札奉頂戴、從十一月往還ニ掲置候事、
定

船賃之儀當卯十一月

壹人	三拾文
本荷壹駄	四拾五文
口付共	
輕尻壹疋	三拾六文
口付共	

右之通り可取候、若於相背は可爲曲事もの也
慶應三年卯十一月

奉行

この新しく定められた賃金は享保期のものと比較すれば三倍又は五倍となつてゐる。それでも物價の騰貴と比較すれば、さして高くはない。

幕末多事の際に、東海道を往來する人馬荷物の著しくなつたことは、容易に想像されるが、今その一例を掲げよう。即ち慶應元年五月、羽田村及び羽田獵師町より届出でた「六郷川渡船御用勤高書上帳」二冊に依つて、當時の往來頻繁な状態を窺ふことが出来よう。五月五日から閏五月十七日までの分である。

騎兵御奉行
 「五月五日 貴志大隈守様、外御役と様
 御馬七拾八疋、附屬御用物、其外御荷物
 戸田肥後守様、城織部様、外御役と様其外 御荷物

右之外諸御役と様

御荷物

一 船廿四艘 此水主九十六人 但壹艘四人乗
 大庵御差圖役 外才料 四人
 五月六日 間宮鐵太郎様、安藤降太郎様、御組御役、様御用附屬御用物、御荷物
 步兵御奉行 河野伊豫守様、御組御役と様 附屬御用物、御荷物

一 船廿四艘 此水主九十六人 但壹艘四人乗
 外才料 四人 右同斷

五月七日 大御番頭 齋藤攝津守様、米倉丹後守様、并御組中様 御荷物
 御先手頭 佐藤鐵六郎様、藤澤讃岐守様、并御組御與力御同心中様

御目付 岡部三右衛門様、渡邊建次郎様 御荷物、御馬二疋
 右之外諸御役と様 御荷物、御馬二疋

御書院番頭 一 船廿四艘 此水主九十六人 右同斷
 五月十一日 太田筑前守様并御組中様

御鑑奉行 本多日向守様并御組中様 御荷物
 花房近江守様、仙石播磨守様、并御組中様 御荷物

御先手頭
大久保與三郎様并御組中様
御目付
永井眞之丞様外壹頭様、御使番御頭様
講武所御奉行
渡邊甲斐守様、同所御役々様
御長柄方千人頭
山中彌左衛門様、原嘉藤次様并御組中様
右之外諸御役々様
御荷物
御荷物
御荷物
御荷物
御荷物

五月十三日

講武所奉行
遠藤但馬守様外砲術方四百九十人程
中奥御小姓
湊川左右衛門様外拾八頭様
御先手
本間彈正様、外五頭様、并御組中様
御旗奉行
山名壹岐守様、外御組中様
右之外諸御役々様

御荷物、御馬壹疋

御荷物、御馬拾八疋

御荷物

御荷物

御荷物

五月十四日

梶井宮様
御警衛、大御番頭
大久保出雲守様、右御組中様、其外御役々様
一艦拾二艘
此水主四十八人
外才料六十八人
右同斷

御荷物

御荷物

五月十五日

大砲御差圖役頭取
服部區輔様、外御組御役々様
御持小筒組差圖役頭取
天野景三郎様、外御組御役々様
御膳所御頭頭
力石勝之助様、外御役々様
御腰物御奉行
大平三五郎様、外御役々様
陸軍御奉行
竹中丹後守様、外御役々様
御作事奉行
大野藻十郎様、右御掛り御役々様
歩兵御奉行
都築隆太郎様、御組御役々様
右之外諸御役々様

御荷物

御荷物

御荷物

御荷物

御荷物

御荷物

附屬御用物、御荷物

御荷物

御當日
五月十六日

御老中
松前伊豆守様、阿部豊後守様、松平周防守様
御若年寄
土岐山城守様、立花出雲守様
御側
増山對馬守様、酒井壹岐守様、竹本隼人正様、村松出羽守様、遠山信濃守様、御同勢
御小納戸百五頭様
御小姓三拾頭様
御同勢
御同勢
御小姓御番頭様、御書院御番頭様、新御番頭様、右御組中様、御同勢

御同勢

御同勢

御同勢

御同勢

御同勢

五月廿一日 外 御休日四日分、船數四拾八艘、才料八人
御書院番頭 御小姓番頭
 島津伊豫守様、松平河内守様、并兩御組中様 御荷物

右之外諸御役々様
 一掃貳拾四艘 此水主九拾六人 外才領六人 右同斷

五月廿三日 阿部豊後守様、松平周防守様、立花出雲守様御同勢 御荷物
 右之外御役々様
 一掃貳拾四艘 此水主九拾六人 外才領六人 右同斷

五月廿五日 遠山信濃守様、土岐山城守様、増山對馬守様御出勢 御荷物
 右之外御役々様
 一掃貳拾四艘 此水主九拾六人 外才領六人 右同斷

五月廿七日 松平伊賀守様、内藤若狹守様、牧野河内守様御同勢 御荷物
 外御役々様
 一掃貳拾四艘 此水主九拾六人 外才領四人 右同斷

五月廿九日 松平彈正忠様、内藤志摩守様、外御役々様 御荷物
 一掃貳拾四艘 此水主九拾六人 外才領四人 右同斷

步兵組御役々様、御持小筒組御役々様 御荷物
 講武所槍劍炮術方御役々様 御荷物
 御目付様、御使番様 御荷物
 陸軍御奉行様、大炮組御役々様 御荷物

右之外諸御役々様 御馬貳百八拾八疋、御荷物

五月十七日 一掃廿八艘 此水主百拾貳人 外才料拾貳人 右同斷
 御小姓 一掃拾貳艘 此水主廿八人 外才料貳人 右同斷

五月十九日 御小姓 石川近江守様、外貳拾頭様御家來 御荷物
 御小納戸 本田權之助様、外四拾三頭様御家來 御荷物
 寶賀伊豫守様、外御徒中様御家來 御荷物
 水野伊勢守様、外御徒中様御家來 御荷物
 講武所勤方御役々様 御荷物
 右之外御役々様 御荷物

一掃廿四艘 此水主九拾六人 外才料八人 右同斷
 合船數貳百四拾四艘 此水主九百九拾八人 外才料六拾六人

以上の羽田村及び羽田獵師町の六郷川渡船御用は恐らく同年五月における將軍家茂上洛に關する臨時賦役であらう。即ち家茂は五月十六日に江戸を發し、閏五月廿二日に入京してゐる。この數字には多少の誤算があるが、如何に多人數が連日往來したかは、この一部の記録を以つてしても十分想像し得る。しかしこの外に東海道を上下する役人は幕末において頗る増加し頻繁となつたから、それに伴ふ多くの御用勤が宿驛を疲弊せしめたことは明かである。従つて慶應三年に前掲の如き觸書を發するに至つたのであらう。しかし恐らく東海道交通の問題はかかる程度の命令に依つて解決し得るものではなく、従つて六郷川の如きは明治に入るや否や架橋案が問題となつたのである。

(昭和十一年二月十一日)

五月二日 大砲組、頭 步兵御頭、高尾惣十郎様、深津彌左衛門様、久世下野守様、井上啓次郎様、井大炮、御持小筒

歩兵御役と様方、外御役と様

附屬御用物、并御荷物

一掃 貳拾四艘 此水主九拾六人 外才領六人 右同斷

五月四日 御持小筒組、頭 步兵御頭、松平信濃守様、岡田左一郎様、井大炮方、御持小筒、歩兵御役と様、外御役と様

附屬御用物、并御荷物

一掃 貳拾四艘 此水主九拾六人 外才領六人 右同斷

閏五月五日 松平式部大輔様

一掃 拾貳艘 此水主四拾八人 外才領貳人 右同斷

閏五月六日 松平伊豆守様

一掃 拾貳艘 此水主四拾八人 外才領貳人 右同斷

御同勢

閏五月十二日 内藤備後守様、松平丹波守様

一掃 拾貳艘 此水主四拾八人 外才領貳人 右同斷

閏五月十七日 一玉藥御用物 八拾棹、外御附添御役と様

一掃 拾貳艘 此水主四拾八人 外才領貳人 右同斷

合船數貳百拾六艘 此水主八百六拾四人 外才領四拾六人

外御休日十一日分 船數百三拾貳艘、才領貳拾貳人

惣合 船數四百六拾艘 此水主千八百拾貳人 外才領百拾貳人

外合船數百八拾艘、才領廿貳人

但 御休日日數十五日分

辻番所請負證文

狹生徂徠は元祿時代の江戸のことを批評して制度のない町だといつた。泰平の代が続いて、かつて存した制度が不完全なものとなり、新しい制度が出来上つてゐなかつたから、かくいつたものかも知れないが、又彼の理想とする先王の制度からみれば、當時は制度なき世であつたかも知れないが、今からみれば喧しい制度の存してゐた世の中であつた。辻番の如きもその一つであらう。

寛永の頃、世はまだ戦國の餘風が遺り、江戸市中にも諸所で辻斬が流行した。そこで武家地内の取締りを嚴にするため辻番所を設けた。寛永六年三月のことであるといふ。天和三年にさらにこれを嚴重に制度化し、番術の人数を一萬石以上一萬九千石まで晝三人夜五人、二萬石以上晝四人夜六人、一萬石以下旗本の分は寄合で晝二人夜四人と定めた。辻番所心得書などをみると、なかなか喧しい規定が設けられてゐる。もしそれが完全に遵守されてゐたならば、江戸の取締りも相當行届いてゐたことであらう。だが實際は制度があつても、なかなかそのまゝは實施されないものである。

物の本の傳ふるところに依れば享保八月二月、一萬石以下の所謂寄合辻番（又は組合辻番といふ）を二十

人の町人に請負はせたが、同十二年十一月にこれを廢して舊に復したといふことである。だが實際には町人請負が多かつたやうである。現にやや後のものではあるが、ここに辻番所請負證文がある。

一 差上申辻御番所御請負證文之事

一 小石川御門外御組合辻御番所御足輕御吟味之上ニ而、富士屋長右衛門未夕幼年ニ付後見金兵衛と申者江御請負被ニ仰付、拙者證人ニ相立、當午二月ノ來未二月迄、人數晝三人夜五人ニ而刀脇差爲ニ差、辻御番所相勤可ニ申答ニ御座候、御切米之儀は壹ケ年金八兩ニ相定、只今爲ニ御取替ニ金五兩壹分被ニ下置、慥ニ請取申候、相殘金貳兩三分は來ル盆前ニ可ニ被ニ下候御約速ニ御座候、尤番人之儀は貳拾歳以上五拾歳以下之慥成者差置、爲ニ相勤ニ可ニ申候、且又老人病人亦者外ニ構有ニ之者一切差置申間鋪候事、一 辻御番所晝夜共何程風雨ニ而茂戸を建付不ニ申候、見通し場所相守可ニ申候、尤行燈不ニ消様急度可ニ申候事、

一 御成之節は請負之者罷出、番人掛引可ニ仕候、尤辻御番所寄置ニ仕、むさと不ニ知者入申間敷候事、

一 辻切亦は喧嘩口論ニ而茂騒ケ敷事出來候ハ、番人捧ヲ持早ニ罷出、其品を見届、相手捕江置、早速

御頭取様、御月番様方江御届可ニ申上ニ候事、

一月夜間夜共ニ桃灯燈シ、廻リ場不ニ殘一時、爲ニ相廻ニ可ニ申候事、

一番人之儀は人請、人宿、或は諸勝負、預り物等一切爲致申間敷候事、
 一辻御番所晝夜ニ不_レ限、男女とも差置申間敷候、且亦抱船其外少之諸商賣物成共爲致申間敷候、勿論
 揚場御高札之趣急度爲_二相守_一可_レ申候事、
 一御公儀様御法度之切支丹邪蘇宗門ニ而は無_二御座_一候、請負之者代、日連宗ニ而、寺は谷中宗林寺且那
 ニ紛無_二御座_一候、則番人共寺請狀私方江取置申候、御入用之節は何時ニ而茂差上可_レ申候事、
 一辻御番所番人之内、若相煩候敷、亦は無_レ據儀ニ而差替仕候は、其節御斷申上、引替可_レ申候、尤被_二
 仰付_一候御條目之趣相背候ハ、御給金被_二召上_一何様ニ茂思召次第ニ可_レ被_二仰付_一候事、
 右之條ニ少茂違背爲_レ仕申間鋪候、爲_二後日_一御請負證文依而如件

安政五年二月 日

半込原町三丁目
 請負人 家持 富士屋長右衛門
 同所壹丁目 家持 同 金 兵 衛
 同所御細工町伊八店 證人 柏屋源左衛門

御頭取 稻生出羽守様御内

太田仁左衛門様

御月番 土井主計様御内

山口平兵衛様

稻生出羽守は正興千五百石の旗本である。彼はこの年の五月に御留守居になつてゐる。太田はその用人である。土井主計は五千石、何れも小石川御門外に邸があり、その組合辻番を擔任してゐたのである。制度はあつても、これを町人に請負はせ、今掲げたやうな嚴重な證文を入れても、さてこれを實行といふ段になるとかなり怪しいものである。五十を越した老人を番人にしたり、辻番所で博奕をやつたり、商賣したり、泰平の代の弛緩した人々には、制度が制度の効果を擧げ得ぬことが少なかつた。制度がなければきまりはつかぬ。だが如何なる制度もこれを運用するに、その人を得なければ何の効果もない。こんなことをいひたいために、敢て江戸時代の辻番所の例を採つてみたのである。

(昭和十七年十月三日)

法令と實際

— 巡見使制度について —

法令に定められてゐることが、實際にはそのままには實行されてゐるものでないことは、繰り返していふ必要のないことであるにも拘らず、動もすれば法令をそのまま引用して、その時代の全般を推測したり、あるひはその當時の人の觀察や議論を以つて、全體に當てはめる風が今なほ存してゐるやうに思はれる。私は江戸時代に存してゐた巡見使制度について、法令と觀察と事實との關係について少しく述べてみたいと思ふ。巡見使制度といふのは、將軍の代替り毎に、御使番一人、兩番のうち二人を差添へ、各地に派遣し、その政治状態を視察報告せしむる制度であつて、制度として民政上頗る適宜なものと思はれる。又事實初期はこれがかかりの成績を擧げてゐたやうである。だが末期になると著しく儀禮化してしまつた。これに關する資料は各地に相當残存してゐる。巡見使に與へられた心得書、領主が名主・庄屋に與へた巡見使に對する返答心得のやうなもの、巡見使の來往に關する日記のやうなものもある。しかし今ここでは一一それらの資料を紹介しようとは思はない。ただ巡見使派遣について幕府の發した觸書とその實際との差異を明かにして、巡

見使關係の資料の確實性の目安にしたいと思ふのみである。

延享二年二月、九代家重の就任に際し、同年閏十二月巡見使派遣について、各村村に次ぎのやうな御觸書を出してゐる。

「 覺

- 一 宿々疊表替無用に候、古候共不レ苦事、
 - 一 湯殿、雪隠、若無レ之所は、成程からく可レ被レ致事、
 - 一 宿になるべき家一村に三軒無レ之所は、寺にても、又は村隔候而不レ苦事、
 - 一 其所に無レ之賣物、脇々遺置之、うらせ申間敷事、
- 以上

これらの點は役人出張の際に多く起る弊害であつて、五人組帳前書などにも嚴しく戒められてゐる點である。さらに別に次ぎのやうな觸書が出てゐる。

「 覺

- 一右之面、御朱印員數之外、人馬入候ハ、所定之駄賃錢有之は其定之通、定無之所は近邊御定之割合を以、駄賃錢取之、人馬可出候、御朱印之外ニ賃なしの人馬壹人壹疋も不可出候事、
- 一巡見通り候道筋にても百姓農業之儀、少も無遠慮いとなみ候様可被申付候事、
- 一私領村ニ若巡行合、旅宿候ハ、少之小屋かけ取繕は不及申、疊替可爲無用候、古候而も不苦候、賄道具等も有合を借し可申事、
- 一旅宿可成家一村ニ三軒無之所は、寺又は村を隔候而成とも不苦事、
- 一泊、晝休ミ場所ニ而入用之飯米、鹽噌、薪并酒肴、油、野菜等は、其所之相場次第ニ賣候様ニ可被申付事、
- 一其所ニ無之賣物等脇々遺置、賣せ申間敷候、衣類、諸道具等勿論、酒肴ニ而も持寄賣候儀、堅可爲停止事、
- 一右之面、金銀米錢、衣類道具等不及申、酒肴、菓子等迄、一切受用無之筈候間、内ニ而も堅音信不仕候様ニ、知行所之者共江可申付候、若内ニにて音信仕旨相聞におゐてハ、可爲曲事候間、其旨急度可被申付事、
- 一何方見分仕候共、私領方ノの音信等も一切受用無之筈候間、音信は不及申、使者飛脚指出候儀、堅可爲無用事、

- 一今度諸國巡見雖被仰付、國繪圖、城繪圖無用之事、
- 一人馬、家數改無之事、

- 一御朱印之外は、人馬御定之通、駄賃錢取之、無滯可出事、
- 一何方を見分仕候共、使者飛脚音信物一切可爲無用候、但案内之者入候は、其斷可有候事、
- 一掃除等可爲無用候、但有來道橋往來、不自由之所は各別之事、
- 一泊之宿所作事等可爲無用候、并茶屋新規ニ作之申間敷事、
- 一國廻之面、泊にて、つき米、大豆、以其所之相場、可賣之、此外之賣物常ニ其所之直段ニ賣可申事、

以上

これでも不十分であると思つたのか、あるひは他の巡見使のためにか、さらに第三の觸書を發してゐる。

一 覺

- 一今度國ノ御料所村ニ江巡見被差遣候に付、右之面ニ相通候道筋掃除等、并道橋一切作申間敷候、馳走として送り迎之者出候儀無用たるべき事、

一右之面、家來下、迄、在、におひて衣類諸道具等は買不_レ申様申渡候間、得_レ其意、商買不_レ仕様可_レ申付_二事、

一野道之馳走として、新規茶屋等作り候儀、堅可_レ爲_二無用_一事、

右は今度御料所國、江巡見被_二指遣_一之候ニ付、往來之道筋は、私領村々をも可_レ罷通_一候間、書面之條々、先達而地頭_ノ領地村々江申觸、無_レ相違_ニ様_ニ急度可_レ被_二申付_一候、

以上

この三つの觸書は何れも丑閏十二月付となつてゐる。將軍の代替りのあつた時で、十二月に閏のあつた年は上記の如く延享二年である。何れが先か、何れが後か解らないが、第三のものは御料所即ち幕府領の代官に宛たものであることは明かである。その他の二つは代官から村役人に出したのもと思はれるが、一二の箇條についてみると、必ずしもさう斷言出来かねるやうでもある。何れにしても用意周到な注意書で、これが實行されてゐるならば誠に申分がない。

これよりも時代は後になるが、天明七年、十一代家齋の時、即ち四十二年ばかり後になるが、その時の巡見使について東北地方を巡遊した古河古松軒が有名な「東遊雜記」に、巡見使視察の状況を詳細に記録してゐる。これは「近世社會經濟叢書」の第十二卷に收められ、世に弘く行なはれてゐるから、敢て引用の必要もなからうが、ただ前述のやうな命令が殆ど一つとして實行されてゐなかつたことを示すために、その一節

を引用する。

「何方へ行くも御願見使御馳走役人を出され、其可_レ嘖言語に盡し難し。却て此方の供廻り迷惑に思ふ程也。米澤領杯にては別て嚴重にて、雨ふるにも人足に出しもの共簑笠を著せず、又煙草を飲ず、通行の道筋家の門戸を閉、不淨所を目隠しをなし、止宿亦は伏息所杯の亭主は七日已前より精神潔齊して御馳走し奉る」

この古松軒の觀察はまさしく領主が村役人を嚴重に戒めてゐたのである。村役人を始め、事に與る者は、「何といふてもネイネイと言てにげ支度する」といふ状態は、大體真相に近いものであらう。巡見使通過の村役人の日記などを見ても、このことを證明し得るが、それらの日記は又他の機會に紹介することにしよう。勿論巡見使の質問に對して、領主及び自己について差障りのないやうなことに對しては、相當堂堂と答へてゐる村役人もある。又豫め質問の箇條を豫想して、答を作つて置く庄屋・名主もあつたやうである。

當時の村方の状態を知る上に重要な資料として「村明細帳」なるものがある。ところがこの明細帳のうちには巡見使に提出したものもあり、それらに書かれてゐることは必ずしも、そのまま事實と見做すわけにはいかないので、餘程用心をする必要がある。領主や自分達に都合のよいやうに、事實を歪めてゐることがな

うとはいへない。

古松軒は明敏なる観察者であるから、その記事はかなり信頼してよいやうに思ふ。しかしそれは依然として一つの観察であるから、誤謬がないとはいへない。例へば巡見使に關する例を探れば、一行が佐竹領西馬音内村——佐藤信淵の生地からだんだん入り込んで行つた時の記述に

「案内に出るものは庄屋名主なるに、此邊よりは無筆の者有て郡村の文字も知らず、言語も解し難く、こまりしことまゝあり。定て御巡見使御通行とて村村よりも擧りて出せし案内者成べし。上方中國筋にては決してなき事なり」

とある。この観察は少しく疑はしい。もしこの一節を引用し、東北地方の村役人の知識の缺如を論じ、さらに鶴屋南北の「隅田川花御所染」の一節に

「イヤイヤこれは今隣村から定使の持つて來て、此土手へ建てて置くのぢや、庄屋様へ渡して下されと置いて行きました、モン庄屋様讀んで見さつしやりませ」ト李郎兵衛に渡す。李「何ぢや隣村から廻つて來たとか、そりや大方お觸書であらう」皆々「ハテ讀んで見さつしやりませ」李「ハテ此書物が

讀める位なら、なに庄屋役をするものか、祐筆とやらに成つて、御奉公を勤めるわ、馬鹿馬鹿しい」

とあるを以つて、この時代の村役人の知識の程度を斷定したとしたならば、それは滑稽なことにならう。だがこれに似た引用に依つて、その時代のことを論じてゐる者が皆無であるとはいへないであらう。

その地方の庄屋が無筆を裝ふて古松軒を欺いたといふこともあり得ぬことではない。米澤の庄屋がネイネイといつて逃げ廻つたのを、さらに徹底すれば無知無筆を以つて押し通すのが一番である。われわれは村方のあの煩雜な年貢諸役の計算のことを思ふと、その責任者である庄屋が古松軒のいふが如き者とは考へられない。都會において流行した芝居が、田舎者の代表者として庄屋を輕侮のまゝとしたことは怪しむに足りない。明敏な古松軒といへども、その観察をすべて正しいとみることは出来ない。觀察的記録は矢張り觀察的記録として評價されなければならない。巡見使通過に關する村方の記録はここでは割愛する。

(昭和十六年十一月十四日)

天保饑饉後日譚

時代の變化と共に、政治の態様は變化する。しかし人間の知識はさう急激に發展し得ない。同じやうな經濟狀態を生ずると、似た政策が行なはれる。昔の人のやつたことと同じやうなことを、今人も亦施行する。人間はこれを個個についてみれば、相當進歩してゐても、これを全體の大衆について觀察すると、あまり進歩してゐない。従つて爲政者としては、何時も同じやうな政策を採らざるを得なくなるのである。國民の知識が江戸時代のそれとは比較にならぬくらい進歩してゐる今日でも、民衆に對する法令や政策を比較してみると、相當類似してゐることが認められる。

今座右の資料のうちから、江戸時代の爲政者が天保饑饉直後の米穀不足・物價騰貴に際して、どんな政策を採つたかについて、一例を拾つてみよう。天保七年といふと、四五月頃から雨ばかり降り、米不作、所謂天保の饑饉の年である。その翌八年の正月（この年の二月十九日に有名な大鹽の亂が起つてゐる）例の五人組帳で著名な代官山本大膳がその手附渡邊玄藏・河野愛助兩名を、その支配村村に廻村せしめ、次ぎのやうな申渡しをしてゐる。

「前々被_レ仰出候御法度は不_レ及_レ申、去未年來御改正被_レ仰渡候五人組帳前書之趣」

これは彼の編纂せる百四十七箇條から成る尨大な五人組帳前書である。未年は天保六年であるが、この五人組帳を板行したのは翌七年である。

「堅相守、月々小前末、迄不_レ洩様爲_レ讀聞、御年貢米金都て諸納物は、御觸日限通、聊無_レ遲滯、上納皆濟いたし、公事出入無_レ之、村方平和に相治候様可_レ仕旨、被_レ仰渡候事」

租税は完納され、何らの訴訟事件もなく、平和に統治されることは、支配者として最も理想的な形態である。大膳は申渡しの劈頭に、先づその理想型を要領よく指示したのである。

「一、近年いつとなく衣食住を始、雜具等に至迄者を究め、音信贈答手重に相成、たとへは小荷駄馬に眞鍮鞍、染荷繩相用候様に成、花籠に押移、諸事不益之雜費相嵩候故、困窮難儀は彌増、饑饉迄に無_レ之年柄にも、及_レ飢難候は平日奢に長じ候故之儀に付、物每質素儉約専ら心掛け、音信贈答手輕にいた

し、前書眞鍮鞍、染荷繩等之類、都て右に准じ花麗無益之雜費は相省候様、常々心附、小前末々迄念度可申付旨、被仰度候事」

先づ第一に奢侈禁止・儉約勵行である。次いで米不足について、次ぎの如き事實を指摘してゐることは注意すべきである。

「一、去申年之義近年稀成不作とは乍申」

これは前述の天保七年の凶作をいふ。

「一體に引平均候はゞ、不足は有之間敷處、奇特心無之、貪欲之ものは利益之ために買いたし、又は無限先をも見越、買貯候故」

物不足とみると、買ひ込むこと、古今人情は一つである。

「貧家米穀拂底、不融通、高値に罷成候哉に相聞、不届之事に有之、有徳之ものは高直に候共、世上

に米穀さへ有之候へは、買上方差支無之に付、貯有之分は安値段等を以賣拂、或は救合力いたし、貧民共爲に相凌候は當然之筋に候條」

富者の救貧義務を強調することは、當時の思想界一般の承認するところである。

「其外夫食に相成候品貯持候ものは早速賣拂、一體之融通に罷成、追々値段引下げ、貧民飢難之もの無難に相續いたし候様に可仕、萬一其身不相當に夫食買受、貯持候もの於有之は、御吟味之上、急度御答可被仰付旨、被仰渡候事」

夫食とは百姓日常の食用のことである。不當の買溜めには處罰を以つてこれに臨まんとしたのであるが、目前饑饉の慘状をみてゐる富者が金よりも物を尊重し、食料品を買込むことを、果たしてよく防止し得たかどうかは疑問である。次ぎに物價の問題である。殊に金銀で購入するやうな高價なものよりも、錢で買ふ日常必要品を注目してゐる。

「一、去冬以來錢相場引上げ候に付ては、都て錢賣之ものは、夫々値段引下げ可申處、不作に不拘品

をも格外高値に賣買いたし候趣相聞、右は一體にて其所に限り候儀に無之候共、貧民共及飢候程之年柄に付、救方一助にも相成候儀に候間、都て錢賣之品は勿論、其外賣買不_レ依_レ何品、夫_レ値段引下げ候様一同之申渡、最寄限、商人仲間議定連印致_レ之、村役人共調印之上、惣代共より御役所江差出候様可_レ仕、尤右之通相成候とも、諸色物柄是迄之品に劣候様にては、決して不_レ相濟_レ儀に付、能く商人共江心得違無_レ之様可_レ申付_レ旨、被_レ仰渡_レ候事」

物價を公定すれば、品質が悪くなる。そこで豫めこれを防止せんとしたのである。

最後に大膳は村方の貯穀についての不正を指摘してゐる。凶年に備へるために貯穀の命令あるに拘らず、「名目のみにて」役人の検査があると、各人の持米を出して、見分を濟ませる村がある。今後は命令通り貯穀するやうに、これ又嚴罰を以つて戒めてゐる。

これらを実行させることは、當時未だ今日の如く營利心の強くなかつた時でも、なほ單なる罰則だけでは不十分である。殊に一方自分持の米穀の賣却を命じ、他方村全體として貯米を命ずるとすれば、百姓達は容易に役人の目をくまらすことが出来たらう。多くの場合において經濟にかけては庶民の方が役人よりも利口である。しかも單に「急度答可_レ被_レ仰付_レ」といふ程度のものであつては、殆ど實行性がなかつたとみてもよいくらゐである。

(昭和十六年五月二十一日)

統制經濟の今昔

一時新體制は「幕府的存在」であるとかないとかいふやうな議論があつて、近衛首相がこれを否定してゐた。一體何が幕府的存在といふやうな疑ひを生じ、これを辯明しなければならなかつたのか、内情を知らぬ私にはあまりはつきりしなかつた。世間の人も十分はつきり知つてはゐなかつたやうだ。しかし何故「幕府的存在」といふやうな空氣を生み出し、これを非難したり、辯明したりするやうになつたかといふことを考へると、そこに幕政時代と現在との間に類似するものが存してゐるからではなからうか。

私は江戸時代の經濟を研究してゐる。すると、その經濟政策や社會政策のうち、現在と随分似通つたものを發見して驚く。勿論江戸時代の政策は、決して判然統制經濟といひ得るやうな系統のあるものではない。その場その場に應じて、氣まぐれな、一時的な干渉政策を行なつたものに過ぎない。しかし現在の統制經濟にしても、さうした缺陷をもつてゐないといひ切れるだらうか。

江戸時代のある學者の書いた文章を試みに引用してみよう。

のよい酒を飲みたいと思ふ時は、酒屋に歎願して、しかも高い価格を出してわけてもらふやうなことは、江戸時代にも起つた。それらはすでにわれわれの祖先が経験済みであつた筈である。

かうした價格の公定・消費統制・利潤統制・儉約勵行・奢侈禁止・奢侈品製造禁止等等、何れも江戸時代に行なつた経験がある。自分の藩にとつて必要な商品を他領に搬出することを禁止する津留の如きは、封建社會として當然なことではあるが、幾分縣外移出の禁止に似てゐる。政府がかうした干渉をし、人民の經濟生活を統制しようとする、勢ひ法令を頻發雨下せざるを得なくなる。豆腐の價格を制定すれば、酒の値段も豆の價格も定めなければならぬ。初物の價格が高くて贅澤だ。初物賣買を禁止すれば、茄子は何月に賣れ、瓜は何月から販賣すべし、といふやうに割宛する必要を生ずる。反物の價格を制定すれば、織方や、巾も長さも一定しなければならぬ。それからそれへと應接の遑のないくらゐ法令を出す必要が起る。

江戸時代にあつても、さうした法令がいくつも出てゐる。殊に「べからず」規定は最も多い。永い間には役人も變るし、その場その場に出す法令であるから、前後矛盾することも起る。しかし多くの法令が決して實行性をもつてゐなかつたから、人民は助かつた。澤山ある法令だから、無知の農民などの知り得る筈がない。知らなかつたことで幾分罪は輕減されるからよいやうなもの、法は知らざることによつて免れ能はずといふやうなことをいつて勵行されたら、殊ど大部分の人民、否役人さへも罪人となつたらう。

そこで大變悪い——しかし必要な方法が案出された。それは大目に見ること、みてみぬふりをするこ

「豆腐屋豆腐を高價にうるとて、町奉行の役所へ呼付大に叱れり。江戸中の豆腐屋なれば、萬人も二萬人もつどひ來れり。左れども、豆腐屋は大かた豆腐の直を下げませいと云ことなるべしと知り居る故、一向にさわぎもせず、腰掛(奉行所の控所)にて酒など呑で遊び居る。扱呼出し申渡すは、近年豆腐直段殊の外高直、昔一ちやうにつき二十一文に賣たる豆腐を、いかに錢相場やすきとて、五十文づつに賣は、甚過分のことなり。以來三十八文にうりますやうにと申付る。役人も定て豆腐屋大ぜいにて、種々に理屈をいひ、いや豆が高いの、薪が高いと論ずることにあらんと、随分用心して申付る。豆腐屋一統ぢきに畏り奉るよし。即豆腐一ちやう三十八文と申直段書を家の前に張置て賣可し申と言上す。其翌日より豆腐一ちやう三十八文に賣たり。此わけは豆腐屋兼て斯あらんと思ひ、豆腐を作る箱を寸法を大にちぢめたるを、一通りづつ所持して居りしなり。翌日より今までの箱を止め新箱にて作る。一向さわがぬなり」(海保青陵「變理談」)

勿論著者はこの文章で武士よりも町人の智慧の方がずつと進んでゐて、法制や命令にお構ひなく、これをくぐつていろいろな策略を廻らすことをいはんとしたのであるが、公定値段を定めると、品質を落したり、大きさを減少したりすることは、今も昔も變りはない。酒の價格を公定したら、酒に水をまぜて賣り、本當

ある。表向にやるな、かげでやれ、鶏のなく真似をして、鶏が鳴いたから、夜があけた、夜があければ、もう俺の責任でないといつて罪人を逃したり、燈のついてゐる間は、昨夜のつづきだといふので、夜があけても戸をしめ燈をつけて、自分の勝手なことをしたりする。さうしてさういふ寛大な、ルーズな態度が人情味のある處置として賞讃される。しかもそれがかなり日本人の性格に根強いものとなつて、今でも存在してゐるといへよう。

二

江戸時代のかうした状態が二百數十年も續き、そして初期から末期に向ふにつれてだんだんそれが烈しくなつて行つたことも認められる。どうしてさうなつたか。江戸時代において、何故さうした干渉が必要になつたかといふことを考へてみると、矢張り現在と同じやうな經濟的理由が発見できる。勿論そこには封建社會といふ特殊の政治形式が人人の生活を規制してゐたといふことは認められるが、今日と似た經濟現象が存在し、今日と似た經濟政策や社會政策を採らざるを得なかつたといふことが出来る。

江戸時代に發展して行つた階級として、普通町人階級が擧げられる。何故町人階級が發展して行つたか。天下泰平になり、貨幣經濟が發展したからだといふ。しかしさうなるのには町人の提供する商品が必要とする多くの消費者が存在してゐなければならぬ。即ち武士階級がそれである。

明治初年に愛國僧として有名な佐田介石は面白い議論をしてゐる。

「從來諸侯一人にて使ふ處の僕從奴婢たりとも、三百五百より千人以上有之、況や三百餘の諸侯の僕從をや。又其諸侯の臣下にも、吉川監物、成瀬隼人の如き萬石以上の家老の使ふ處の僕從奴婢も三百五百に至る。又萬石以下の藩士の使ふ處の婢僕も、五人十人より五十七十に至る。是れ三百藩一つに合せば、數百萬に及ぶべし。又吉川監物、長岡佐渡、片倉小十郎列の倍々臣の使ふ處の奴僕も亦夥し。又五十三驛其餘日本中の宿驛に使はれたる人足日雇方、又内海外海の海岸或は湊々に日本船に使はれたる者、又日本船出入に就て湊々に使はるる者、何百萬なりや。右等の人を消費する道、御一新以後俄に相塞がり、此外御一新以後、人を消費すべき道の塞がりたる事數へ盡し難し」(富國策建白)

といひ、かうした消費者の澤山に存在してゐたことが、國産の發達を促がしたのであるから、藩士は勿論遊藝遊職の徒たりとも國の寶であると論じてゐる。

この議論には一部の眞理がある。江戸時代における生産の發達は確かに多數の武士階級の消費に據るといつてよい。だから商人のうちでも御用達町人が先づ富有となる。これらの武士階級は大體において少しも生産には参加しない。従つてその購買力は貢租に依るより外にない。四公六民・五公五民・六公四民いろいろ

割合は違ふが、農民の生産したものの半分前後を徴發して、その購買力とする。多數の武士階級の生活がほんの少し向上しても、直ぐ購買力の増大が必要になる。農民からあまり多く取上げるとは、農民の生産力を低下させる。現にあまり多く徴發し過ぎたために、生産力低下を起した部門もある。

農民からの貢租の自然増収が望めなくなつた場合、どうしたら武士の購買力を増すことが出来るか。商人に御用金を仰せつける。即ち借金政策を採用するか、紙幣の發行、鑄貨の改悪に依る収入の増加を計るかしなければならぬ。しかしこれらの方法は結局物價を騰貴させる。物價が騰貴しては、折角これらの方法で増収を計つても何にもならない。物價騰貴に依る豫算實行不能と同じことになる。又貨幣を悪化したり、紙幣を増發しなければならぬ。それが又物價を騰貴させる。そこで前述したやうに、儉約の勵行ともなり、奢侈の禁止ともなり、さらに貨銀の公定、物價の公定となり、政府の干渉は次第に微に入り細を穿つやうになつたのである。

そこである者は民營を廢して、官營を起せといふ議論をするに至つた。商業濬營論である。生産者個人に任せて置いては利益が少なく、藩政府にも利益がない。政府自身が國內の産物を購入して、これを販賣すれば有利である。しかしいくら吏僚化しても、大部分の武士は矢張り武士である。なかなかうまくいかない。そこで半官半民の産物會所が諸所に出來上ることになつた。

江戸時代のかうした現象をみて行くと、そこに今日の場合とかなり類似したものを認めざるを得ないであらう。幕府や諸侯がその財政的困窮を救済するために、無理に作つた購買力はある一部に好景氣を作つたが、そのために消費は多くなり、生産力の不足となり、物不足の状態を生み、物價は騰貴した。これを抑壓しようとして法律を出しても、容易に行なはれない。むしろ闇の横行となり、罪人の續發をみるだけであつた。同じことがもし現代において行なはれてゐるとするならば、あまりにも歴史的經驗を無視せるものであるが、果たしてどうだらうか。

三

歴史は繰り返すといふ。人間の頭腦は同じやうな環境に立つて、同じやうなことより考へられないものか。だが歴史は決して同一事實を繰り返すことはない。江戸時代の日本人と現代の日本人とは同じものをもつてゐることは事實であるが、決して全然同一であることはあり得ない。封建社會に現はれた諸現象と類似の形を採つても、本質上全く違ふものでなければならぬ。さもなければ人間の進歩性は無視され、あまりにも悲惨である。

例へば最近隣組常會の組織が構成された。それに對し一時江戸時代の五人組制度の傳統といふことに依つて歴史的裏づけをしようとする人があつた。隣組制度が五人組制度に似てゐることは事實である。しかしそれは決して五人組制度と同じものであつてはならない。江戸時代の五人組制度がどんなものであつたかを知

つたなら、又どんな目的で作られ、どんな弊害を生じたかを知つたなら、何人も五人組制度の復活を喜ぶ者はないであらう。今この文章でそんなことを一一指摘しようと思はないが、その相互扶助を名としながら、事實は相互密偵であつたこの制度が、かなり日本人にその朗さを失はせたかをいつて置きたい。

われわれは往來で知人に逢ふと「お天氣で」とか「いやなもの降ります」とか天氣のことをいふ。これは日本のやうな天候のところ、日本人のやうな服装をしてゐる場合、頗る心にかかることだから自然だ。ところが日本人は又さういふ場合しばしば「どちらへ」といふ挨拶を送る。これは日本人が家族的であるから、知人がどこへ行くかを聞いて置くのか、それともそれほど日本人は穿鑿好きなのか、又は萬一のことを慮るほど親切心に富んでゐるのか。

多くの五人組の掟のなかに、かういふ規定がある。

「他所へ罷り越し一宿にても仕るべき節は、名主は組頭と申合せ、其外の者は五人組へ相斷り、歸り候はゞ、其届仕るべき事」

その程度にはそれぞれの五人組に依つて多少の差異はあるが、兎に角五人組の仲間の者がどこへ行き、何をしてゐるかを知つて置かなければ、何時どんな聯帶責任を申しつかるか解らないのだから、思はぬ時、思

はぬ所で仲間に出會つた時には、先づ何よりも第一に「どこへ行くのか」と詰問せざるを得ないのである。

かうした生活が決して愉快なものでないことは、當時の人人でも感じてゐたらしいが、自己を安全にするためには、仲間を監視せざるを得ないのだから致方がない。幸か不幸か前に述べたやうに、法令は嚴重だが、いひのがれさへ出来れば勘忍して呉れる。「どちらへ」といふ問ひに達して、日本人はいい言葉を發明してゐる。「ちよつとそこまで」といふ無意味な、曖昧な答へ方をする。そして相手はそれで満足して「ああさうですか」と解つたやうな顔をしてゐる。昔はあるひは「ちよつとそこまで」といへば、一泊することもなからうから、それでも意味があつたかも知れない。しかし今は全く形式化されてゐる。聞く方も聞かれる方も別に何を意味してゐるわけでもない。

かうした互に相手を監視するやうな態度がもし復活されるとしたならば、それは幕府的存在への第一歩である。隣組長や常會長が昔の名主や組頭のやうな権限をもち、役人の指令に依つて動くやうになれば、それはあるひは指令の傳達や協同作業には便利かも知れない。だがそれから生ずる専横・排撃・暗闘・不正等は決して少くないことは歴史の證明するところである。名主や組頭がその有する権限を利用して小百姓から寄附金を強請したり、何やかやと村入用を多くして自分の懐を肥したことは、江戸時代の農村の暗黒面である。隣組制度は決して五人組制度の復活であつてはならない。新しい意義の上に立つべきである。

過去に存した同じやうな制度を今日そのまま復活することは、實際問題として不可能なことであるから、

その點は問題はない。しかし同じやうな弊害が生じ易いといふことは注意しなければならない。従つてもし歴史上に新しい制度と類似した制度があるとしたならば、何故それが廢止されたか、何故それが成功しなかつたか、それがどんな弊害をもつてゐたかを明かにすることの方が、過去の制度の表面的な美點を算へるよりも、遙かに必要であると思ふ。

江戸時代の統制方法は失敗した。それは統制方法それ自體に幾多の缺陷もあつたことはいふまでもないが、爲政者が民心を洞察し得なかつたことも亦重要な原因であつた。今日の統制方法は江戸時代のそれと比較にならぬほど進歩してゐる。統制機關も遙かに備つてゐる。しかもなほ江戸時代と同じやうな弊害を生じてゐるならば、そこに民心を洞察する力を缺き、日本人の性格に最も適する方法を案出し得なかつたからではないか。政治の要諦は人を知るにありといふ。徒らに嚴刑を以つて臨まんよりは、爲政者は果たして民心を洞察し得たかどうか、靜かに反省する必要があるのではないのか。

(昭和十六年三月二十一日)

旅籠屋の争議

——自由か協定か——

營業の自由が戦時下において窮屈になることは止むを得ないことではあるが、それがたまたま江戸時代における現象と似たところがあるために、その他の經濟現象の類似と同じやうに、昔と今との比較が考へられる。勿論昔と今と完全に同じであるといふことは出来ない。その統制の原因も、性格も、決して同じものはない。

江戸時代に株仲間が存在してゐたことは誰も知つてゐる通りである。株のない者は濫りに營業が出来なかつたといはれてゐる。だがこの株仲間の強制力がどれほど強力なものであつたかについては甚だ疑問である。株仲間に加はしてゐない者、即ちアウトサイダが相當あつたことも事實である。しかし今私はそれを問題にしようとは思はない。當時の人人が一方さうした仲間の協力を依り、相互に各自の營業を盛んならしめようとし、その協定を遵守することを道徳的に考へてゐたと同時に、他方現實に競争的立場にある同業者が互に相反目し、相手に打ち勝たんとして極力努力してゐたことを指摘し、結局當時の社會理念が明治以後のそ

れと異なり、前者に味方をしてゐたことを實例を以つて説明してみようと思ふばかりである。

下野國都賀郡にある出流山千壽院は岩窟の觀音大士の靈場として古來有名である。佐野から六里、栃木から五里ばかりの山中にある。野上・萬生の方から上つていく道と、栗野の方から下つて来る道と二つあつて、毎年多數の靈場參拜の道者の群が集まつて来た。話はこの出流村の旅籠屋の間で起つたことである。

出流村は上下二つに分かれてゐた。上村は出流山千壽院に屬し寺領であり、下村は天領である。上村には萬屋以下九軒、下村には山屋以下五軒の宿屋があつた。これらの旅籠屋が豫て毎日一軒に上り下り壹組づつの客があるまでは宿引を出してもよいが、その後は宿引を出さぬことといふ仲間議定を取り替してゐた。

文化五年三月十八日に下村の旅籠屋は上村の者が議定を破つたといふ理由で、爾後勝手に客引をするから、さう思つてもらひたいと村役人に通達して来た。ここに争議の端を發し、遂に裁判沙汰にまでなつたのであるが、その詳細なことは後に掲げる上村の歎願書に譲つて、先づ私がこの文書に興味をもつた理由を説明しよう。

要するに下村の方は營業の自由を主張し、上村の方は自由競争では困る、共存共榮を可とすることになる。又上村の方は資力に乏しく、下村の方が資本において優勢であつたやうである。元來旅籠屋のやうな營業は、所謂定宿があり、一定の得意先をもつものである。従つて古くから宿屋職のやうな職權もあつたのであるが、それでも漸く資本主義的な傾向の起ると共に、こんなところでも資本の勢力の擴大が窺はれるやうに思ふ。

上村の者がその歎願書中に「我儘私欲の了管に相募り」と下村の者を罵倒してゐるのは、その營利主義を非難したことに當り、又「自分より出錢致し、萬事勝手宜敷様に取斗らへ候間、中々御寺領旅籠屋杯へ道者立寄候義毛頭御座なく候云々」といつてゐるのは、結局宣傳費の乏しいことを示し、それらの費用を失費物入として無用視してゐる。下村側の態度はこの歎願書が上村の分だから不分明であるが、さらにその後に掲げる濟口證文、即ち和解書に掲げてあるところをみれば、自ら明かにならう。即ち「茶屋旅籠屋渡世之儀は旅人の心任せ参り次第と相心得居り候得ば、此以後共に何れにて茶屋旅籠屋相始め候共、少しも差構え無之候云々」といふ態度、純然たる自由主義的立場にある。かうした兩者の相違が、單に宿引だけの問題でなく、事を紛糾せしむることになつたのであらう。

先づ上村側の歎願書全文を左に掲げる。

「乍恐以書付奉願上候

一 御寺領村役人并ニ旅籠屋惣代ヲ以奉ニ申上ニ候儀は、御代官山口鐵五郎様御支配所同所下村山屋衛門、佐橋屋清右衛門、松屋豐吉、桐屋磯右衛門、萬や源藏と申者、當時旅籠屋仕罷在候、御寺領ニ而も桔梗屋喜右衛門、駒や吉右衛門旅籠屋仕罷在候、右七軒之旅籠や共當ニ月中、止宿之儀ニ付、内ニ取極候義も有之由ニ御座候所、下村旅籠や爲ニ惣代ニ桐や磯右衛門、萬や源藏を以、當三月十八日名主磯治方へ

申入候一儀相濟吳候ハ、向後は何様之取扱ニ而も異議無レ之旨申ニ付、伊右衛門御寺領名主方江申談候ハ、先達而下村旅籠や中ノ惣代ヲ以申入候義相濟吳候ハ、跡之義何向可然取斗らへ候様申ニ付、名主方ニ而も然は宜頼ミ入候由ニ而相濟候間、伊右衛門山や方へ参り、御寺領名主方相濟候間、此上は約束之趣意ヲ以、上下一同ニ可被レ成候由申候所、衛門申候ハ、一同と申義不承知ニ御座候、手前方は外旅籠やノ倍増ニ缺吳候様杯と我意を申ニ付、伊右衛門申候ハ、左様ニ而は先約束とは相違致候、中ノ貴殿存寄之取斗ヘニハ相叶申間敷候得共、一應は双方へも可ニ申談候由ニ而、外旅籠やへ右之趣申談候所、左様ニ我儘申者有レ之候而は、我々も右同様ニ致度旨申候、左候得は、衛門壹人之了管ニ而相調候義も、破談ニ相成候義、歎ケ敷奉レ存候間、無レ據吹上、御役所様江御伺申上候所、筋違之様被レ思召、御開濟も無レ御座候ニ付、空ク罷歸リ候、上下役人并ニ旅籠や中へ申聞候は、一件之義是迄は精々も致候得共、愚意ニ行届兼候間、破談致候、依レ之向後如何ニも勝手次第ニ被レ成候由、右ニ付而は下村旅籠や中ノ御寺領名主方へ人ヲ以相斷候一儀も右同様ニ御座候間、是又左様御心得可被レ成候旨相斷罷歸リ候、依レ之右一件異變ニ相成候而、無レ據奉レ願上候儀は、近年下村五人之旅罷や我儘私欲之了管ニ相募リ、葛生、栗野邊迄日雇之人馬差出置、尙又馬方へ申含メ、自分ノ出錢致、萬事勝手宜敷様ニ取斗らへ候間、中ノ御寺領杯へ道者立寄候義毛頭無レ御座候ニ付、御寺領旅籠屋年増ニ困窮仕候、尤も私共ニ而も日雇之人馬差出シ置候ハ、道者も可レ參候得共、左様ニ失費相掛申力も無レ御座候ニ付、朝暮相敷居候所、

相斷候義は、御寺領喜右衛門、吉右衛門義仲間一統議定仕候旨相破リ候間、此上は下村ニ而も右同様ニ相破候、右ニ付而は御寺領二軒へ名差候而罷通る道者、歩ミ道者ハ不レ及ニ申ニ、驛馬ニ乘リ候道者ニ而も明日ノ手ヲ掛ケ引卸相留メ可レ申候、若し其節ニ至リ喧嘩口論ニも及候ハ、御世話ニも相成可レ申候間、此段爲レ念御斷申入候由ニ而罷歸候、依レ之磯治方ノ同役中江相談之上、旅籠屋兩人へ右之趣相尋候所、兩人申候ハ、當二月中上下旅籠や共内ニ取極候義は、毎日一軒江上り下り壹組宛相留メ候迄は、宿引差出候筈、其餘は宿引候義相成不レ申議定ニ仕候所、下村ニ而は一向相守り不レ申、猥リニ宿引差出置私共へ尋來リ候道者迄も無理ニ相留候事ニも可レ有レ之と存候、其詮は私共兩人ニおいて議定相破候義毛頭無レ御座候、全體私欲之了管ニ募リ、前後不取締儀ヲ申候様ニ存候と兩人申ニ付、右之始末下村役人中へ磯治方ノ申談候所、委細承知致候得共、此方旅籠屋中へも一通り申聞、近日之内挨拶候様ニ可レ申候間、左様承知被レ成候由申ニ付、差扣罷在候得共、何之訳も不ニ申來候間、再應下村役人へ相尋候所、其儀先日ニも旅籠や共ノ挨拶可有レ之筈ニ御座候所、如何間違候哉、今一應此方ノ旅籠や共へ可ニ申付候間、左様御心得候様ニ申候間、又候差扣罷有、數日相過候得共、何之訳合も無レ之候ニ付、其儘差置候義も如何敷奉レ存候間、同役并ニ旅籠屋中へ相談之上、右挨拶延引之筋ヲ下村旅籠やへ可ニ相尋と存居リ候折柄、田名網村伊右衛門取扱ニ立入、双方へ異見差加へ、只今迄彼レ是と憤リ之儀、相互ニ申分無レ之筈ニ而内濟之趣意相調候所、山や衛門申候は、私共爲レ惣代磯右衛門、源藏ヲ以御寺領名主方へ

下旅籠や中が彼是と重頭之義申來、其上種々致工夫、御寺領江晝休ミ泊道者迄も不參様ニ取斗らへ可申事ニも可有之と、乍恐奉存候、其詮は下村旅籠屋道者大勢相留メ、手勢ニ而間ニ合不申候ニ付、日雇ヲ抱置、失費之物入相掛ケ候間、何事ニ不寄不足無之候、御寺領旅籠や之儀ハ手勢相掛ケ候も漸々之事ニ御座候ニ付、何向不自由ニ御座候間、尋來リ候道者も自然と不足ニ相成、至極難儀仕候間、何卒相成事ニ候ハ、右失費之物入等爲ニ相止メ候様被ニ仰付ニ被ニ下置候ハ、村内之助精、尙又當時困窮之旅籠屋共之爲ニも相成候様、乍恐奉存候間、此段不レ得止事、御願奉ニ申上候、何卒御憐愍之思召ヲ以、右願之通御聞濟被ニ成下候ハ、難有仕合ニ奉存候、委細ハ任ニ御尋、口上ニ而可奉ニ申上候、以上

文化五辰六月

出流山 御役所様

御寺領旅籠や惣代	喜	右衛門
同 百姓代	彌	左衛門
役人	七郎	兵衛
	友	七
名主	磯	治
	惣	兵衛

文中下村の旅籠屋は客を無理に引留め、強制的に上村の方に行かせないやうにするといふ文句は、この文書が上村側の訴状であるから、もとよりそのまま信ずることは出来ない。しかし自由競争の場合には客は尊重されるが、統制さるる場合には客の意思は著しく無視される。當時下村側が資本をかけて進出しつつあったのに對して、上村側の商賣が頗る不振の状況を示してゐたことは、右の文面でも明かである。下村の山屋が各旅籠屋平等を嫌つてその二倍を要求したのは、單にその我意を張つたばかりでなく、實際に二倍のものを收容し得る力をもつてゐたのであらう。

しかし時代は未だ自由競争の明治時代からは遙かに遠い文化年間である。各旅籠屋の間に一つの妥協案が成立した。それは客の意思を全然無視せるものであつた。即ち萬生の方から來る上りの旅人は下村の旅籠屋に泊め、栗野の方から下つて來た旅客は上村の者が引受けるといふのである。勿論多少の例外を認めてはゐるが、原則としてこの方針をとり、武士客といへどもこれに従はせるといふ。そして一方の客が多く收容し得ない時のみ、他方へこれを譲ることにした。

かうした解決策が果たして實際の場合十分の効果を收め得たらうか。下村の者がこの妥協策に賛意を表したのは、恐らく上り客の方が下り客よりも遙かに多かつたからであらう。上村の者がそれでも満足したのは、兎に角栗野の方から來る下り客だけは、自分のものとして獲得し得たからであらう。もし自由競争であつた

人之心任セ、参り次第と相心得居り候事ニ候得は、此以後共ニ何レニ而茶屋旅籠屋相始メ候共、少も差構
 江無レ之候得共、何レニ而茂旅籠屋渡世ニ可ニ差障ニ筋無レ之、訴訟方ニ而議定相破リ候と申レ之候、然ル
 處何レ双方彼是等募り候而、申争江出入ヲ致候而ハ、困窮之基ニ相成、其上後而意根合等も残り、熟和
 ニ不ニ相成、村内治り方不レ宜事等も有レ之ものニ付、扱人共双方江異見差加へ、取扱候趣意は毎年葛生
 之方ハ登り旅人ハ下組旅籠や留メ、栗野方ハ下リ之道者ヲ上組ニ而留メ候筈、然ル上は下リ道者ハ下組
 江参り候共、上組へ差戻、登り道者ハ上組迄参り候共、下組へ相返シ止宿爲レ致候筈、馬ニ而参り候旅
 人之義も、縦駄賃帳ニ而参り候道者、御武家方ニ而も、右之通り登り道者ハ下組江おろし、下リ道者ハ
 上組へおろし、無ニ差支ニ様致し候筈、歩引之義は決而不レ引筈、尤も三月廿一日廿二日兩日之義は、旅
 人は定通り、町道者之義は上下之無差別参り次第留候筈、道者多キ四月之義は勿論年中登り下リ之旅人
 其組ニ餘り候節は、登り道者ヲ上組江遣シ候義も可有レ之候間、下リ道者右同斷、餘り候ハ、下組へ
 遣候筈、尤も葛屋磯治方之儀ハ下リ道者之旅宿都合悪敷場所ニ付、旅人宿一通り之儀は、下組旅籠屋江
 屬シ、登り道者ヲ留メ候筈、萬や源藏方之義ハ登道者之旅宿都合右同斷ニ付、上組旅籠やへ屬シ、下リ
 道者ヲ留メ候筈、且駄賃馬之義は下村ニ有レ之候内ハ、其組之馬ヲ差出ス、馬不足ニ有レ之候節は、宿馬
 ヲ差出、夫ニ而も不足之節は、上村之馬ヲ頼ミ候筈、上村駄賃馬之儀も右同斷、又此以後旅籠屋渡世始
 メ候者有レ之候共、差構無之事、且旅人留メ方之儀ニ付、下組旅籠や五軒之者ハ上組名主へ致シ人立候

ならば、それらの客さへも道順は不便でも下村の方に行つてしまつたからであらう。
 もしこの推定に誤りがあるとすれば、下村の旅籠屋に對し、寺の方から何らかの干渉があつたのかも知れ
 ない。何故ならば上村は寺領であり、その衰微は寺として決して看過し得ることではなかつたからである。そ
 してそれらの旅籠屋の繁昌するのは、上村も下村も共に、寺に對する信仰に負ふてゐるのであるから、下村
 と雖も寺の意嚮を無視し得なかつたらう。だがその何れの理由たるかを問はず、この解決策は客の意思を全
 然無視してゐる。名指して來た旅客をどう取扱ふかについて何らの規定もないが、恐らく紛糾を免れ得な
 つたらう。その和解書の全文は次ぎの如くである。

「差上申濟口證文之事

野州都賀郡出流村上組名主惣兵衛、役人磯治、友七、七郎兵衛、百姓代彌左衛門、旅籠屋惣代桔梗屋喜
 右衛門、右六人ハ旅籠屋渡世之儀ニ付、同村御料所下村旅籠屋山屋惠茂七、佐橋や清右衛門、松屋豊吉、
 桐屋磯右衛門、萬屋源藏、右五人ヲ相手取、御當山御役所江訴上、吹上御役所ハ相手方被レ召出、御尋御
 座候所、内濟爲レ仕度、正雲寺村名主十右衛門、年寄茂八、出流村鍵屋定右衛門、右三人立入、双方承
 札候處、訴訟方ニ而申候ハ、相手方五人之者共、旅籠屋仲間ニ而致シ議定ニ候事ヲも相破、當三月十八日、
 名主磯治方へ斷等致シ、旅籠屋家業ニ差障リ難義之旨申レ之、相手方ニ而は茶屋旅籠屋渡世之儀は、旅

上組名主磯治方ニ而憤り候義ハ、扱人貫請、右上組名主へ致し人立候義ヲ下役人江咄合も無し人立致候趣意ヲ下役人ハ右五軒之旅籠やへ可相尋所、其義も此度出人内濟ニ相成候事ニ有之候ハ、右尋之義も扱人貫請、且前書議定趣、若シ相破候者も有之候節は、旅籠屋共相談之上、一同相願申上候旨之取極メニ付、嚴敷議定違變無之様可仕事、
右之通り双方一件無申分、和談内濟仕、偏ニ御威光と難有仕合ニ奉存候、然ル上は以來右一件ニ付、聊御願ケ間敷義仕間敷候、依之双方并村役人、扱人連印濟口證文差上申處如件、
文化五辰ノ九月

野州都賀郡出流上村

御寺領 旅籠屋萬や

訴訟方

押山や

磯

治

平 右 衛 門

胸や吉右衛門、大塚や幸右衛門、桔梗屋喜右衛門、彌左衛門、扇や彌藏、佐野や小八、紋之丞、役人七郎兵衛、友七、庄藏、幸右衛門、平右衛門、磯治、名主惣兵衛

同國同郡同村下組

旅籠や

山や半兵衛代

相手

惠

茂 七

佐橋や清右衛門、松や豊吉、桐や磯右衛門、萬や源藏、小組頭源六、平助、年寄市郎左衛門、豊

吉、忠兵衛、清右衛門、組頭武左衛門、名主半兵衛煩ニ付惠茂七

同國同郡同村

扱人 鍵や 定 右 衛 門

同國同郡正雲寺村

扱人 年寄 茂 右 衛 門

名主 十 右 衛 門

出流山

御役所

(昭和十七年五月一日)

幕末の防疫

大陸との交通が頻繁になると、常にいろいろな問題が起つて来ることは止むを得ない。滿洲事變以來、殊に今回の支那事變以後、同胞の支那大陸に往來する者は頗る増加した。自分の身邊を見廻しても、大陸に出かけた者が、軍務ばかりでなく、視察その他に頗る多い。極端にいへば、一種の流行といつてもよいからである。これを事變前と比較すると、實に雲泥の差である。もつと早くから支那に對する興味と研究心とが今日ぐらゐになつてゐたならば、あるひは支那事變も起らずに済んだかも知れない。それはさて置き、かく大陸との交渉が烈しくなると、當然いろいろなものが大陸からはいつて来るが、われわれにとつて最も戒心を要するもの一つは、新しい病氣の傳播である。

ヨオロッパの黒死病流行が東洋との接觸から起つたといはれ、又わが國への梅毒の移入も外國との接觸以後のことであるといふ。勿論今日にあつては防疫陣も完備し、十分の施設が行なはれてゐることと信するが、幕末安政の開國當時、舊幕府がどんな處置を採つたかと、その頃の文書類を少しばかり探してみると、文久二戌年八月二十日付のポルトガル領事宛の次ぎの如き公文書を發見した。

「支那國(に)おゐて、痢病流行せる由之處、一體傳染病之もの乗組候船舶、日本港内江繫泊致し候儀は、素より有之間鋪と存候得共、萬民之憂ひ相成候事に付、支那より渡來之船、健固狀所持せざる分は、開港場江繫泊之儀差留候筈、江戸在留之貴國ミニストル江談判濟にて、其許江も通達有之候趣、政府より申越候付ては、向後船々入津候は、即時被ニ相糺ニ若傳染病之もの乗組居候はば勿論、健固狀所持無之船は、早々外港江出させ、上陸等嚴重被ニ差留候様致し度存候、尤入津之船、江書面を以、被ニ相達候事にて候はば、港會所より乗組之節、相渡候ても差支無之候間、兼而提書被ニ差越置候様存候、此段達および候、謹言

文久二戌年八月廿日

中 臺 信 太 郎(花押)

せいりれいろ君

健固狀といふのは Gesundheitbrief の譯語で、檢疫證明書のことかとも思はれるが、この健固狀そのものは未だ見たことはない。わが國においても發行したらしく、萬延元年の「貿易章程」に各港の健固狀の手数料として一ドル半を徴收する規定になつてゐる。それらに依つてみると、それは單にその出發港に流行病なしといふ證明書であるかも知れない。當時の状態にあつて、わが國の醫師が役人と共に外國船に乘込

んで検疫したとは思はれないからである。

傳染病患者のある船、又は健固状を持たぬ船を退帆させたことはよいが、それをわが國法とせず、外國領事の手に乗ねたことは甚だ感心しない。外國領事の作つた提書を持つて港會所——税關の役人が向ふの船に出かけていくことなども頗る面白くないが、當時としては致方がなかつたのであらう。

その頃長崎に西洋式の病院が建てられ、主として和蘭人の醫者をして治療に當らせてゐた。最初はボンベといふ者であつたが、文久二年九月十日以後、ポアドエンなる者が擔當してゐた。文久元年九月頃に設立されたらしく、その年の十一月十七日に、長崎奉行高橋美作守の名を以つて、各國領事に出したその規則概略を見ると、次ぎの如くである。當時これを養生所といつてゐた。

「當地養生所入館之儀に付、規則荒増取調、左之通申遣候

一、病人藥用、賄等一式一日洋銀三枚つゝ。

但水夫、マタロス之類下賤之者は二枚つゝ。

一、病者差送候節、軍艦は其船將より、商船はコンシユルより養生所江宛、書付ヲ以可ニ申入候

但病者殘置出帆之節は、其生國コンシユル引受之書付可ニ差出候事。

一、軍艦之病者、其日、ミ入用附立勘定ヲ以、相拂可ニ申事。

但看病人は不_レ連越_レ管候得共、無_レ據連越候節は、其時之模様にて取極申べく事。

一、外國人療治は當分之内ボンベ引受療治いたし遣候積。

但輕症之分は可_レ相成_レ丈、入館不_レ相成_レ候事

勿論これは最後の條項に依つても解るやうに、外國人だけのものでなく、一般の治療に應じたものであらう。長崎市役所編の「長崎と海外文化」に

「尋_ニ安政四年 Dr. Pompe van Meerdervoort が來船した。そして文久元年九月に至り、長崎小島郷宇稻荷岳に病院に開かれ、ボンベ氏と松本良順とが主としてその經營にあたる事となつた。尙ほ醫學所をも設けて泰西醫術の教授をなした」(下篇三七頁)

とある病院は、この養生所と同じものであらう。さうだとすれば、それは後に慶應元年に精得館と稱せられ、明治元年に醫學校となり、長崎醫科大學の源流であるといふ。又西洋式病院の最初のものであるといふ。だが養生所といふ名稱は慶應元年精得館と改稱した後も、なほ使用されたらしく、少なくとも慶應三年までの公文書には、右の稱呼が使用されてゐるから、あるひは別のものかも知れない。

も容易であつたらうが、その他の開港場ではどうしてゐたか知りたものである。かうした仕事は人の目にもつかず、椽の下の力持ちのやうなことではあるが、その一般に及ぼす影響は頗る大である。軍事・政治・外交等に華華しい活躍をする背後には、人の知られぬ努力を提供してゐる者の多いことを銘記せねばならぬ。

(昭和十六年十一月十五日)

この養生所にどのくらい外国人が入院し治療を受けたか不明であるが、下層船員の入院者は相當あつたらしい。かつ下層船員の大部分は所謂西洋人ではなく、東洋人であつた。支那人及びジャヴァ人が多かつたらしい。文久二年十二月七日、長崎奉行大久保豊後守の名を以つて通達した公文書に依ると、これらの東洋人——「支那人並クロシアヤワ人」(原文) 蘭譯文 “Chiniezen Apriyavenen Javanen” (Apriyavenen は不明)——の食料が問題となり「食物相違の廉を以」入院料洋銀二枚を一枚半に引下げ、又通つて療治を受ける者は内用一日洋銀半枚、外用四分の一枚と定めてゐる。多分外国人側から治療代・入院料が高きに過ぎるといふ抗議が出たのであらう。しかし慶應三年五月五日には次ぎの如く改正し、舊に復してゐる。

「一、獨立之者

一日三ドルラル

一、軍艦、商船水夫并役掛以下之者

一日二ドルラル

一、船主并役掛之者

一日三ドルラル

幕末多事の秋に際して、國際關係の處理には、今まで経験したことのない、いろいろの出來事に當面して、當時の役人達は定めし困惑したことであらう。醫學の知識の低かつた役人にとつて、防疫事業の如きも恐らくその一つであつたらう。長崎はともかく西洋文明には早くから接觸してゐた土地柄だけに、未だその處置

江戸の終末

一

徳川龜之助即ち家達が改めて駿府七十萬石に封ぜられたのは、慶應四年五月二十四日である。その年の九月八日には明治と改元されたのである。十分の一にも足りない封土に減ぜられた徳川氏が、到底従来と同様に旗下の士を養ひ得ないことは當然である。旗本御家人の全部を引きつれて移封することは勿論困難である。これが今一二年前であつたなら、移らうとしても移り得なかつたらう。だが、この年の正月には鳥羽伏見の戦に破れ、慶喜公は一向に恭順し、四月十一日には江戸城をも献じた後の幕臣は、喪家の狗にも等しいものであつた。最後の頼みにもと、上野の山に立て籠つた彰義隊の人人が四散したのも、その五月中旬であつた。それでもなほ徳川氏に随従する幕臣の数は少なくなかつた。家達と共に駿府に移つた在職者の数は六千五百人、その家族や家來を入れて平均一家八人づつとしても、總數四萬八千四百人となる。それだけの人数の移住だけでも容易なものではなかつた。家達は八月九日にやつと江戸を出發することが出来た。

「從來旗本の數は五千二百、御家人の數は少なきは一萬七八千、多きは六萬と算へてゐる。假りに二萬としても、總計二萬五千餘家である。在職者として移住し得た者のうちには田安家からの者が多かつたらうが、それを含めても全體の四分の一にも満たない。それら職務に就いてゐない旗本を従來は寄合又は小普請と稱した。通例は三千石以上を寄合、それ以下を小普請といつたのであるが、時に三千石以下でも寄合となり、又三千石以上でも小普請に編入されたこともないではない。何れにせよ、これら非職の士はどうしたか。その年の九月八日に、寄合頭及び小普請掛り御用人に對し、次ぎの如く布達してゐる。

「御領地移住相願候者、出立頭合之儀、兼而相達置候得共、差向彼地出立出來候者は、可成丈け手操致し、引拂候様、可被心得候、尤出立日限、人馬遣等之儀は、頭々において取調、掛り御目附江承合可申候、御印金願方之儀は、掛り御目附ニ而取扱候筈ニ付、田安御館、中之口江自身罷出候、御領地江相越し候上は御扶助之儀聊成とも被成遣度、厚き御趣旨も有之候間、其旨厚く相心得、精々手操致し出立候様可被致候、
右之通支配組之者共江早く可被達候、

以前にみられないやうな丁寧な文言である。非職の者を一人一人世話して移住させることは出来ない。すべての者が移住して來ては、實際上困る。それかといつて譜第の者の慕つて來るのを拒絶することは、なほ

さら出来ない。聊かなりとも遣して、その生活を保障してやらねばならない。以前の權勢が大であつただけに、それだけこの没落は悲惨であり、これに乗切つて行かうとする人人の心遣ひも大であつた。

二

徳川家移封などといふことは、幕臣の誰もが夢にだも思ひがけぬことであつた。だが恐しいほど強い時代の流れは、その夢想だにもしなかつたことを現實にしたのである。その現實にした時、多くの幕臣達は今さらのやうに驚いたのである。だが事實は事實である。何とか身のふり方をつけなければならぬ。今までと同じやうな祿をもらつて、安閑として暮して居られないことは、火を見るよりも明かである。徒らについていけば、主家の迷惑はいふまでもない。といつて別に身についた職とてはない。よし新政府に仕へ得るとしても、昨日の敵に身を屈することは、流石に未だ潔しとしない。

三百年近く、代代生活してゐた江戸を見捨てていくことは、殊に日に日に淋しくなる江戸の町を思ふと、耐へられないことであつたらう。それにしても薩長人の横行する江戸の町は、昨日までのそれを思ふと、そこに住むことは、なほ一層つらいことでもあつた。無祿でもよい、駿府に移つて主家とその運命を共にしようといふ旗本の士も、少なくなかつたやうである。

前掲の布達にも示してあるやうに、その一ヶ月前、八月にさうした人人に對し、次ぎのやうな規定を出し

てゐる。

「一船賃は是迄之元高に不_レ拘、何れも御入用を以、御仕拂被_レ下候事、

一其身乗組御船江持込候荷物之儀は、拾人以上家族有_レ之候者は、兩掛ケ二荷行李二ツ、九人、八人之家族有_レ之者は、兩掛ケ二荷、行李壹ツ、七人、六人之家族有_レ之者は、貳荷、五人、四人之家族有_レ之者は、兩掛ケ壹荷、行李貳ツ、三人以下は兩掛ケ、右より多く其身之乗候船江持込候儀は不_三相成_二候事、

一品川沖本船迄之船賃並清水湊著船之上船賃は、是迄之元高百俵未滿之者は御入用にて御取計被_レ下、右より以上は自分金差出し相拂候積り、右金元集方之儀は、

寄合、小普請之向共、重立罷越候者にて惣括元締メ、江戸之分は直に田安御屋敷内御勘定所江引渡し可_レ申候、清水湊之方は駿河表之御勘定所江引渡可_レ申候、就ては江戸出立之節は、一同小網丁壹丁目丸屋宇兵衛方江當日相揃、船江乗組可_レ申候事、

但屯所別段無_レ之候に付、銘、船中にて待合せ可_レ申事、

一是迄之取高百俵に未滿之者、荷物は其身乗候船江持込候荷物之分は、左之員數丈にて御入用を以、別船にて運送方御取計被_レ下候事、

一百俵に未滿之者、當人並家族、家來共にて一家拾人以上は明荷貳駄、長持壹棹丈ケは、御積込被_レ下候